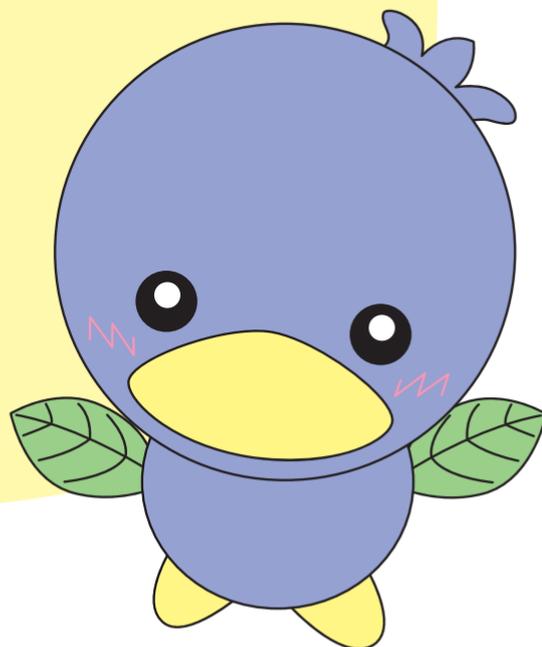
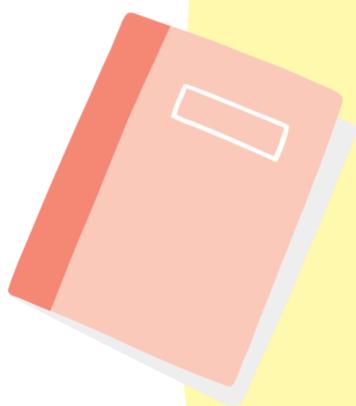




美里町

こども計画



令和7年3月 埼玉県美里町

目 次

| | |
|--------------------------------------|-----------|
| 第1章 計画の概要 | 1 |
| 1 計画策定の趣旨..... | 3 |
| 2 こども基本法とは..... | 4 |
| 3 計画の位置づけ..... | 5 |
| 4 計画の対象..... | 6 |
| 5 計画の期間..... | 6 |
| 6 計画の策定体制..... | 7 |
| 第2章 美里町のこども・若者をめぐる現状 | 9 |
| 1 人口と世帯の状況..... | 11 |
| 2 人口動態の状況..... | 14 |
| 3 婚姻等の状況..... | 15 |
| 4 就業の状況..... | 16 |
| 5 支援を必要とする家庭の状況 | 18 |
| 6 教育・保育環境等の状況 | 19 |
| 7 アンケート調査からみる現状 | 20 |
| 8 こども・若者の意見聴取からみる現状 | 32 |
| 9 第2期美里町子ども・子育て支援事業計画の検証..... | 41 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 43 |
| 1 計画の基本理念..... | 45 |
| 2 計画の基本方針..... | 46 |
| 3 計画の施策体系..... | 47 |
| 4 ライフステージに応じた施策展開 | 48 |
| 第4章 施策展開 | 51 |
| 基本方針1 すべてのこども・若者の権利の尊重 | 53 |
| 基本方針2 妊娠・出産期からの切れ目のない支援 | 55 |
| 基本方針3 こどもが健やかに育つための支援 | 59 |
| 基本方針4 こども・若者が未来を切り開くための支援..... | 65 |
| 基本方針5 困難な状況にあるこども・若者への支援..... | 70 |
| 基本方針6 こども・若者が安心して自分らしく暮らせる環境づくり..... | 76 |
| 基本方針7 子ども・子育て支援事業の推進 | 79 |

| | |
|-------------------|-----|
| 第5章 計画の推進体制 | 95 |
| 1 計画の推進..... | 97 |
| 2 計画の点検・評価..... | 98 |
| 資料編..... | 99 |
| 1 計画策定の経過..... | 101 |
| 2 委員名簿..... | 102 |

*本計画では、こども基本法やこども大綱と同様に、主に「こども」や「こども・若者」という用語を使用していますが、対象者の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、子ども・子育て支援法に基づく用語は「子ども・子育て」とし、施策によって「児童」「生徒」「少年」「若者」「青少年」「子ども」等の用語を併用しています。

第1章 計画の概要

-
- 1 計画策定の趣旨
 - 2 こども基本法とは
 - 3 計画の位置づけ
 - 4 計画の対象
 - 5 計画の期間
 - 6 計画の策定体制
-

1 計画策定の趣旨

本町では、令和2年3月に策定した「第2期美里町子ども・子育て支援事業計画」において、「子どもの幸せに向けて、「子」「親」「地域」が互いに成長していける子育て環境づくり」を基本理念とし、すべての子どもや親が安心して子育てができるよう、長期的な視野に立った取組に加えて、地域の人的資源を効率的に活用していけるよう、行政・町民が一体となった子ども・子育て家庭への支援に取り組んできました。

一方で、子ども・若者を取り巻く環境は、少子化や世帯の単独化、地域のつながりや人間関係の希薄化、いじめや不登校、児童虐待、生活困窮、ヤングケアラー、有害情報の氾濫など、様々な要因によって日々変化しており、子ども・若者にとって大切な権利が脅かされる状況が続いています。

こうしたなか、国では、子どもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として、令和5年4月に「子ども基本法」を施行するとともに、新たに「子ども家庭庁」を設置しました。また、同年12月には、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つの子どもに関する大綱を一つに束ねる「子ども大綱」が策定されるとともに、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指して「子ども未来戦略」が策定されました。

子ども大綱においては、子ども・若者・子育て支援に関する取組・政策を社会の真ん中に据え、子どもや若者に関する取組（以下「子ども施策」という。）を社会全体で総合的かつ強力に推進していくことで「子どもまんなか社会」＝「すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」の実現を目指すこととされています。

そして、都道府県は、子ども大綱を勘案した「都道府県子ども計画」を策定し、市町村はそれに基づいた「市町村子ども計画」を策定することが求められています。また、子ども施策担当部局と教育委員会等が密接に連携することで、地域の実情に応じた具体的な計画を策定することが期待されています。

このような状況を踏まえ、第2期美里町子ども・子育て支援事業計画の検証を行い、一層の子ども施策の充実を図るため、子どもの貧困の解消に向けた取組や若者世代への支援等を新たに盛り込んだ、子ども・若者・子育て支援のための計画として「美里町子ども計画」を策定します。

なお、本計画の策定にあたっては、これまでの子育て世帯に向けたアンケート調査に加えて、子ども・若者の意見を幅広く聴取するためのアンケート調査やワークショップ等に取り組んでおり、子ども・若者の意見を踏まえた計画として策定・推進していくものとします。

2 こども基本法とは

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

こども基本法は、すべてのこどもや若者が、将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会を実現するため、こども施策を社会全体で推進することを目的としています。

こども基本法の第3条に規定された基本理念は、国連総会において採択された子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)の4原則(差別のないこと、こどもにとって最もよいこと、命を守られ成長できること、こどもが意味のある参加ができること)を踏まえて策定されました。また、こども基本法の第11条には、国や地方自治体が、こども施策にこどもや若者などの意見を反映することが義務付けられており、こどもや若者の声を大切にしながら、「こどもまんなか社会」をつくっていくことが求められています。

■こども基本法の基本理念

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

1 すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと。

2 すべてのこどもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される
権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3 年齢や発達の数度により、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること。

4 すべてのこどもは年齢や発達の数度に応じて、
意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって
最もよいことが優先して考えられること。

5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが
十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、
家庭と同様の環境が確保されること。

6 家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会を
つくること。



資料：こども家庭庁 こども基本法 (<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/>)

■こども基本法パンフレット



資料：こども家庭庁 こども基本法 (<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/>)

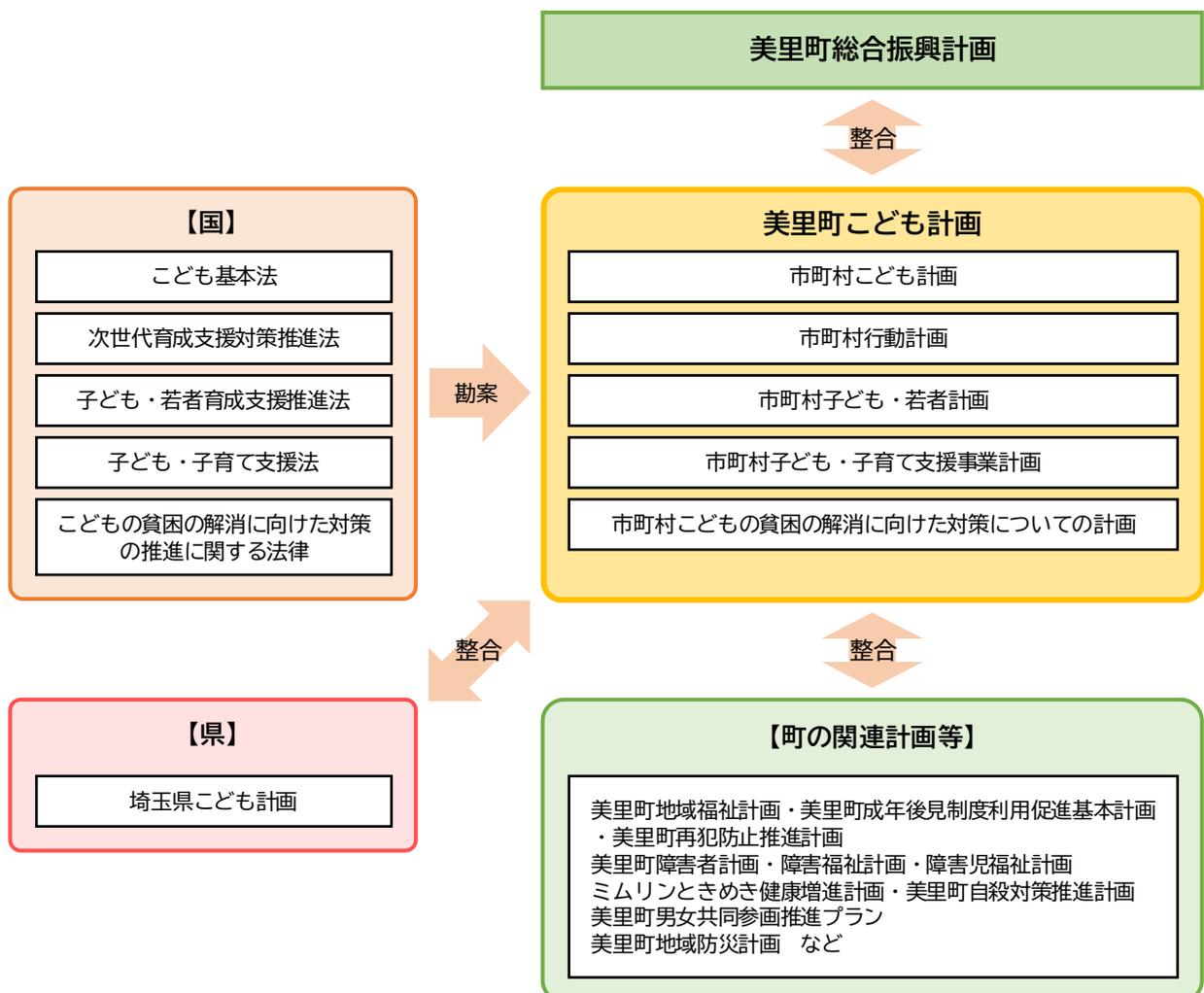
3 計画の位置づけ

(1) 関連する法令と包含する計画

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として策定します。また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」など、関連する計画を包含し、一体のものとして策定します。

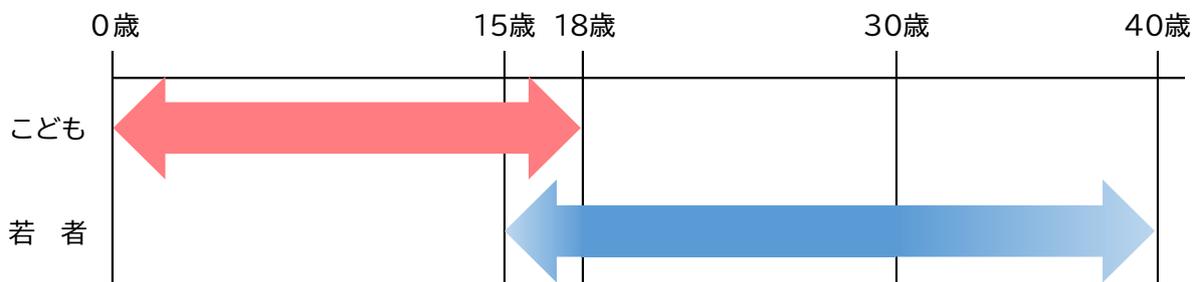
(2) 上位・関連計画との関係

本計画は、「美里町総合振興計画」を最上位計画とし、「美里町地域福祉計画・美里町成年後見制度利用促進基本計画・美里町再犯防止推進計画」や「美里町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「ミムリンときめき健康増進計画・美里町自殺対策推進計画」などの関連計画との整合性を図ります。



4 計画の対象

本計画の対象は、こども・若者とします。こどもは概ね18歳未満、若者は義務教育終了後から30歳未満としますが、就労支援などの一部の施策については40歳未満を対象とします。



5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。ただし、国や県の施策の動向や社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。

| 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | 令和14年度 | 令和15年度 | 令和16年度 |
|----------|-------|-------|--------|--------|------------|--------|--------|--------|--------|
| 美里町こども計画 | | | | | | | | | |
| | | | | | 次期美里町こども計画 | | | | |

6 計画の策定体制

(1) 美里町子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、関係団体、事業者、行政機関の関係者等で構成する「美里町子ども・子育て会議」において協議・検討を行いました。

(2) アンケート調査の実施

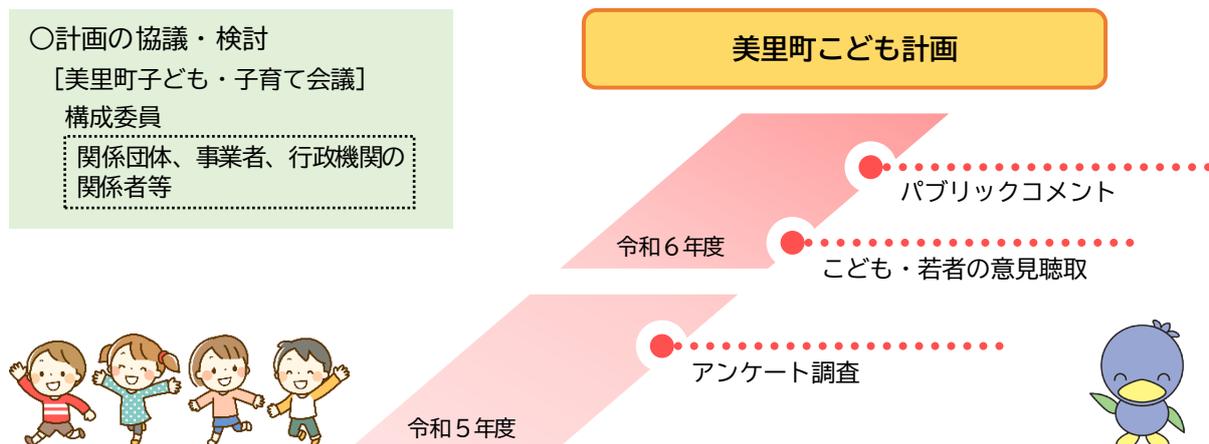
本計画策定の基礎資料とするため、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」及び「子育て世帯の生活状況に関するアンケート調査」を実施しました。

(3) こども・若者の意見聴取の実施

こども基本法第3条(基本理念)及び第11条(こども施策に対するこども等の意見の反映)に基づき、こども・若者の意見を踏まえた計画とするため、こども・若者への意見聴取を実施しました。また、美里町青少年相談員連絡協議会への意見聴取を実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画に対する町民の意見を広く聴取するため、パブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。



第2章 美里町のこども・若者をめぐる現状

-
- 1 人口と世帯の状況
 - 2 人口動態の状況
 - 3 婚姻等の状況
 - 4 就業の状況
 - 5 支援を必要とする家庭の状況
 - 6 教育・保育環境等の状況
-

1 人口と世帯の状況

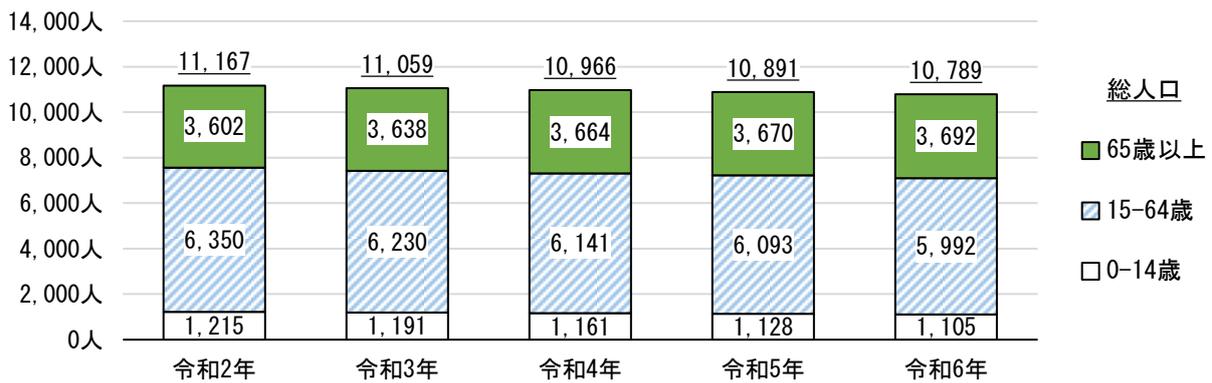
(1) 人口の推移

本町の総人口は年々減少しており、令和6年では10,789人となっています。

年齢3区分で見ると、0～14歳の年少人口及び15～64歳までの生産年齢人口は年々減少していますが、65歳以上の高齢者人口は年々増加している状況です。

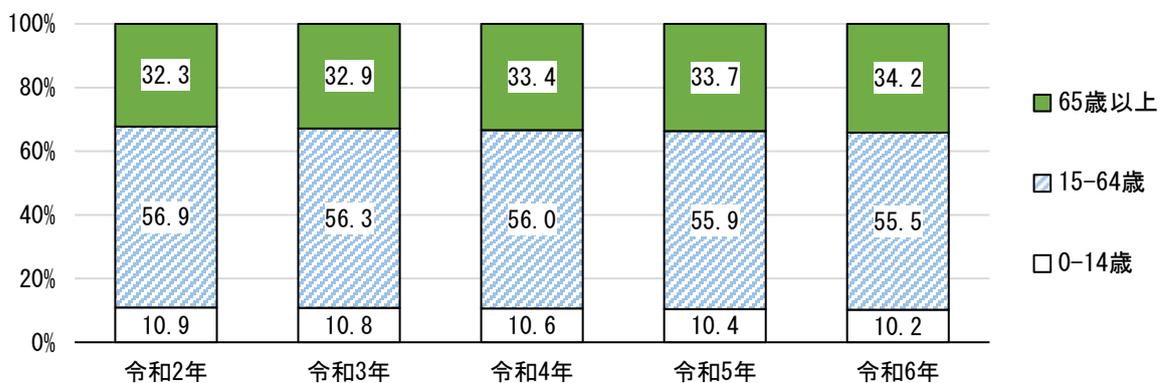
年少人口割合をみると、令和6年では10.2%となっており、令和2年から令和6年までの5年間で0.7ポイント減少しています。

■人口の推移



資料：美里町 住民基本台帳（各年4月1日現在）

■人口構成比の推移



資料：美里町 住民基本台帳（各年4月1日現在）

※割合(%)は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを表記しているため、回答の合計が100%にならない場合があります。(以下同じ)

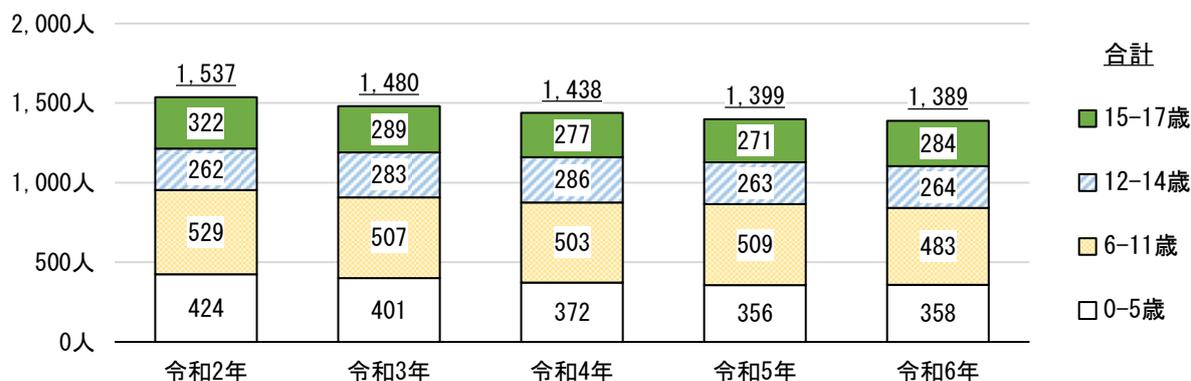
(2) 子ども・若者の人口の推移

1) こどもの人口の推移

本町の18歳未満のこどもの人口は年々減少しており、令和6年では1,389人となっています。

令和2年から令和6年の5年間で148人減少しています。

■人口の推移（18歳未満）



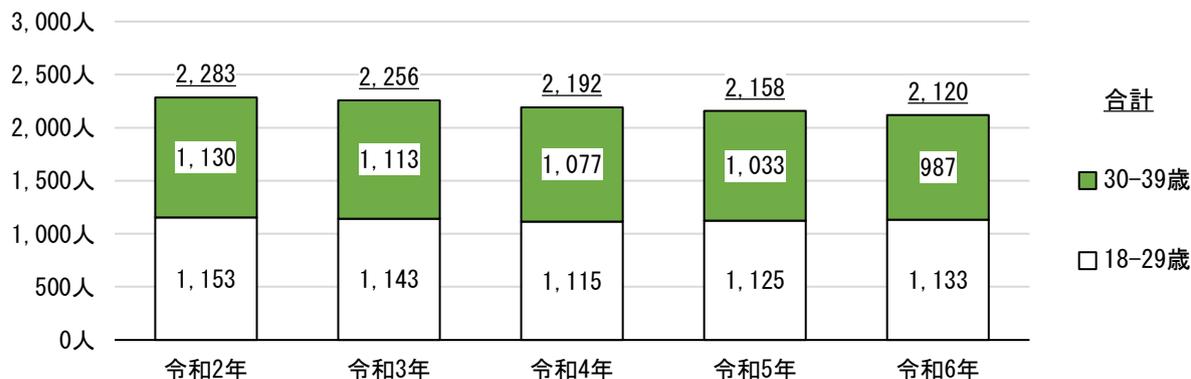
資料：美里町 住民基本台帳（各年4月1日現在）

2) 若者の人口の推移

本町の18～39歳の若者の人口は年々減少しており、令和6年では2,120人となっています。18～29歳の層は令和5年以降増加していますが、30～39歳の層は年々減少している状況です。

令和2年から令和6年の5年間で163人減少しています。

■人口の推移（18歳～39歳）



資料：美里町 住民基本台帳（各年4月1日現在）

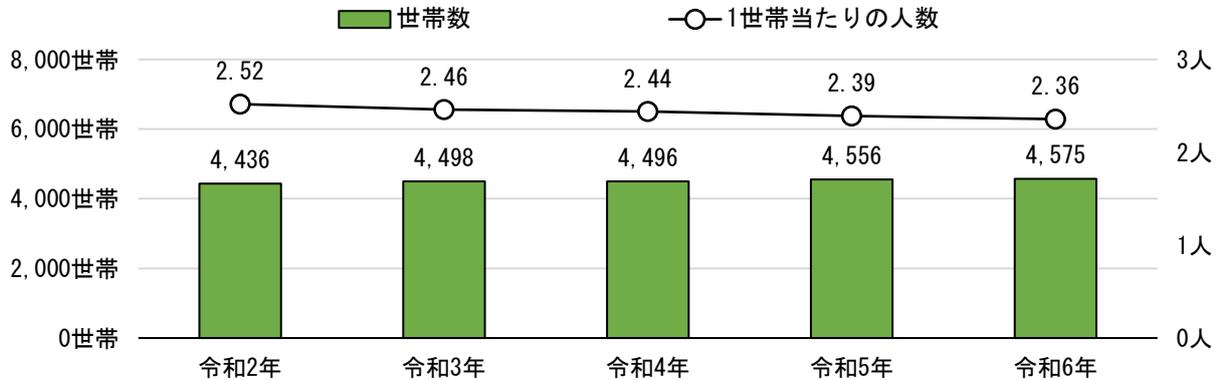
(3) 世帯数の推移

本町の世帯数は増加傾向にあり、令和6年では4,575世帯となっています。

一方、総人口の減少により、1世帯当たりの人数は年々減少しており、令和6年には2.36人となっています。

令和2年から令和6年の5年間で0.16ポイント減少しています。

■世帯数の推移

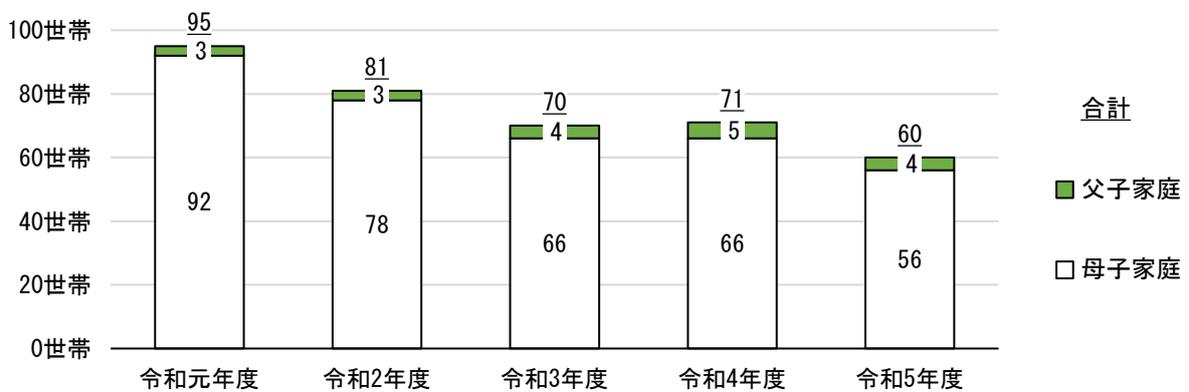


資料：美里町 住民基本台帳（各年4月1日現在）

(4) ひとり親家庭数の推移

本町のひとり親家庭数について、母子家庭数は減少傾向にあり、令和5年度では56世帯となっています。父子家庭数は3～5件で推移しており、令和5年度は4件となっています。

■ひとり親家庭数（児童扶養手当受給者数）の推移



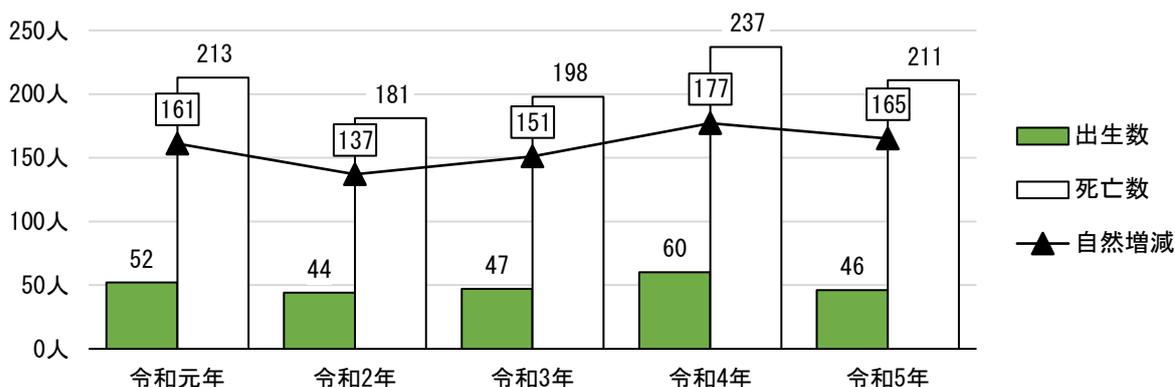
資料：美里町 児童扶養手当受給者（各年度末現在）

2 人口動態の状況

(1) 出生数と死亡数の推移

本町の出生数及び死亡数は、ともに増減を繰り返しながら推移しています。
死亡数が出生数を上回っている自然減の状況にあり、令和5年では165人の減少となっています。

■出生数と死亡数の推移

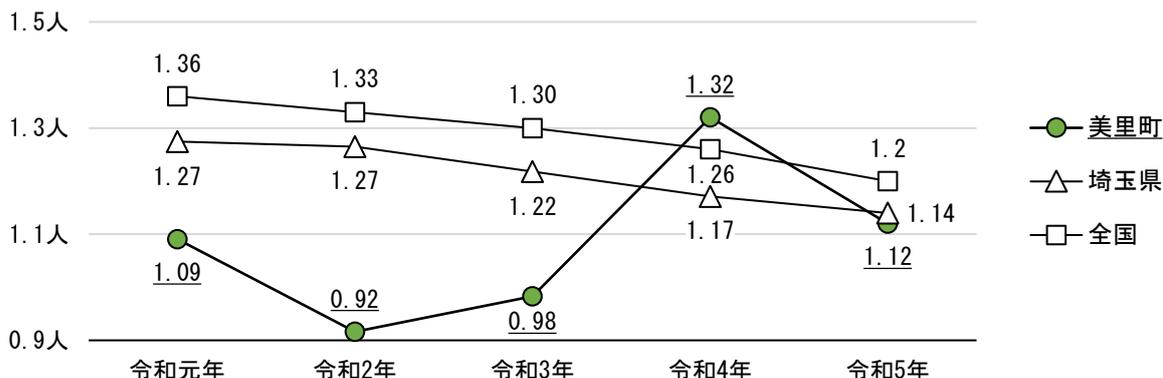


資料：美里町 住民基本台帳年報

(2) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、増減を繰り返しながら推移しています。
令和4年では、全国及び埼玉県の水準を上回っていますが、他の年は全国及び埼玉県の水準を下回っています。

■合計特殊出生率の推移



資料：[全国] 厚生労働省 人口動態統計

[美里町・埼玉県] 埼玉県 人口動態概況

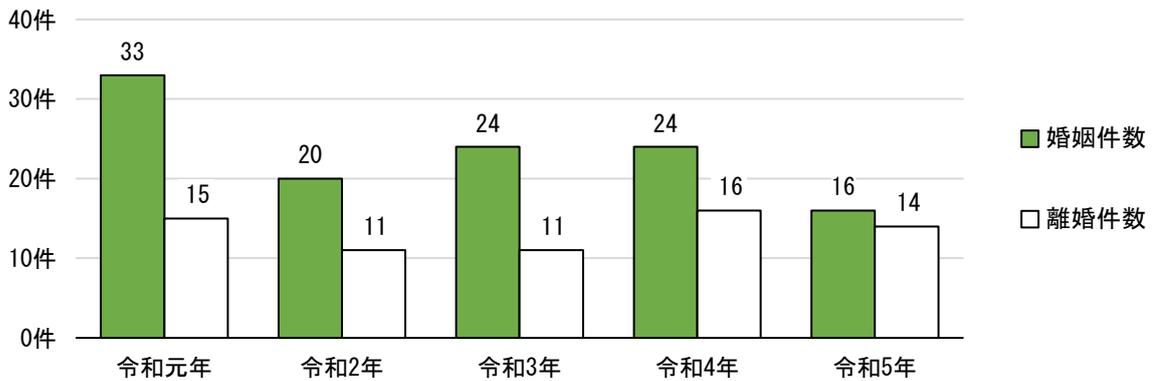
3 婚姻等の状況

(1) 婚姻・離婚件数の推移

本町の婚姻・離婚件数は、婚姻件数が離婚件数を上回って推移しています。

婚姻件数は10～30件台で推移しており、令和5年では直近の5年間で最も少ない16件となっています。離婚件数は10件台で推移しており、令和5年では14件となっています。

■婚姻・離婚件数の推移



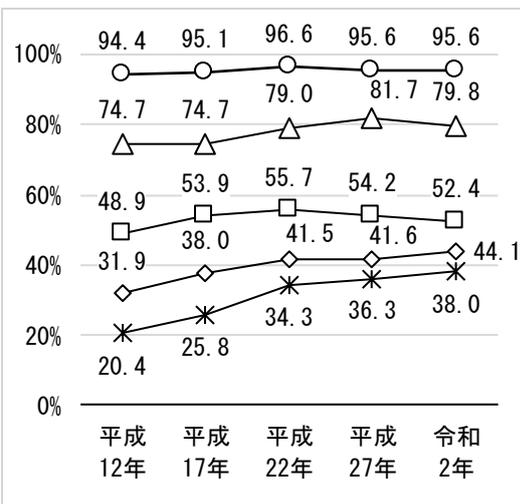
資料：美里町 住民基本台帳年報

(2) 未婚率の推移

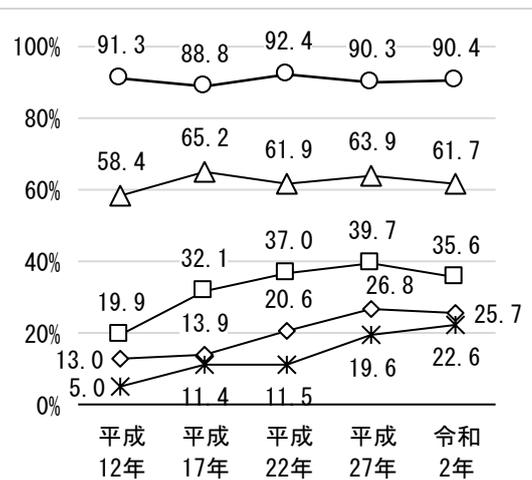
本町の未婚率について、平成12年と令和2年を比較すると、男性ではすべての年齢で割合が上昇しています。女性では20～24歳を除いた年齢で割合が上昇しています。特に40～44歳で大きく上昇しており、男女ともに17.6ポイントの上昇となっています。

性別で比較すると、すべての年齢で男性の方が高い割合となっています。

■未婚率の推移 [男性]



■未婚率の推移 [女性]



資料：国勢調査

4 就業の状況

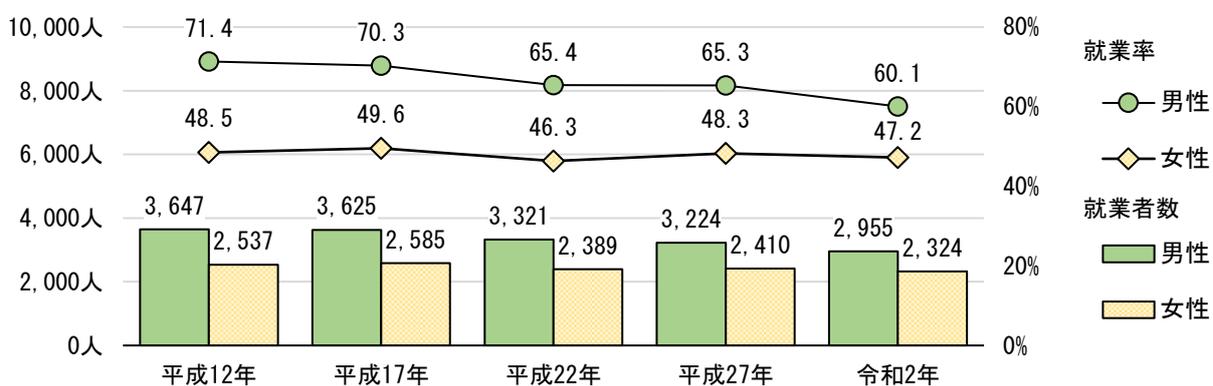
(1) 男女別就業率の状況

本町の実業率の状況をみると、男性は平成12年以降年々低下しており、令和2年には60.1%となっています。一方、女性は40%台後半で推移しており、令和2年には47.2%となっています。

男女ともに、直近の平成27年から令和2年にかけては、就業者数が減少し、就業率も低下している状況です。

全国及び埼玉県と比較すると、男性の実業率は全国及び埼玉県より低くなっていますが、女性の実業率は全国及び埼玉県より高くなっています。

■就業者数と就業率の推移



| | | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 |
|----------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 15歳以上(人) | 男性 | 5,111 | 5,154 | 5,079 | 4,937 | 4,919 |
| | 女性 | 5,231 | 5,216 | 5,158 | 4,991 | 4,922 |
| 就業者数(人) | 男性 | 3,647 | 3,625 | 3,321 | 3,224 | 2,955 |
| | 女性 | 2,537 | 2,585 | 2,389 | 2,410 | 2,324 |
| 就業率(%) | 男性 | 71.4 | 70.3 | 65.4 | 65.3 | 60.1 |
| | 女性 | 48.5 | 49.6 | 46.3 | 48.3 | 47.2 |

資料：国勢調査

■就業者数と就業率の全国及び埼玉県との比較

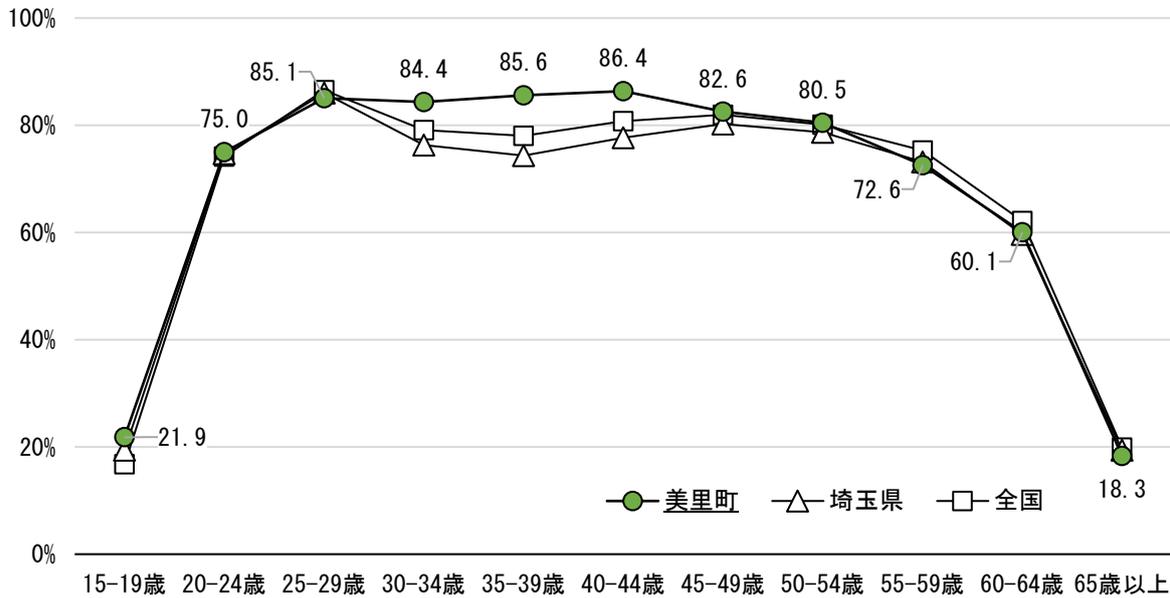
| | 男性 | | | 女性 | | |
|-----|------------|------------|--------|------------|------------|--------|
| | 15歳以上(人) | 就業者(人) | 就業率(%) | 15歳以上(人) | 就業者(人) | 就業率(%) |
| 美里町 | 4,919 | 2,955 | 60.1 | 4,922 | 2,324 | 47.2 |
| 埼玉県 | 3,097,040 | 1,898,576 | 61.3 | 3,173,142 | 1,488,304 | 46.9 |
| 全国 | 52,098,467 | 31,501,307 | 60.5 | 56,160,102 | 26,141,918 | 46.5 |

資料：国勢調査（令和2年）

(2) 女性の就業の状況

本町の女性の労働力率は、25～29歳の層から50～54歳の層にかけて80%台となっています。全国及び埼玉県と比較すると、15～19歳と20～24歳、30～34歳から50～54歳の層にかけては全国及び埼玉県の水準を上回っています。

■女性の年齢別労働力率



| | 美里町 | 埼玉県 | 全国 |
|--------|-------|-------|-------|
| 15-19歳 | 21.9% | 19.4% | 16.8% |
| 20-24歳 | 75.0% | 74.7% | 74.2% |
| 25-29歳 | 85.1% | 86.0% | 86.6% |
| 30-34歳 | 84.4% | 76.3% | 79.1% |
| 35-39歳 | 85.6% | 74.4% | 78.1% |
| 40-44歳 | 86.4% | 77.7% | 80.8% |
| 45-49歳 | 82.6% | 80.3% | 82.0% |
| 50-54歳 | 80.5% | 78.7% | 80.2% |
| 55-59歳 | 72.6% | 73.2% | 75.3% |
| 60-64歳 | 60.1% | 59.7% | 62.2% |
| 65歳以上 | 18.3% | 19.4% | 19.9% |

資料：国勢調査（令和2年）

5 支援を必要とする家庭の状況

(1) 生活保護世帯の状況

本町の生活保護世帯数は、40世帯前後で推移しており、令和5年度では43世帯となっています。

■生活保護世帯数の推移

単位：世帯

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 合計 | 42 | 44 | 42 | 35 | 43 |
| 高齢者世帯 | 20 | 25 | 22 | 22 | 27 |
| 母子世帯 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 障害者世帯 | 7 | 7 | 8 | 6 | 9 |
| 疾病者世帯 | 9 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| その他の世帯 | 5 | 10 | 10 | 6 | 6 |

資料：埼玉県

(2) 児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者の状況

本町の児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者数について、児童扶養手当受給者数は、減少傾向で推移しており、令和5年度では60世帯となっています。特別児童扶養手当受給者数は、20世帯前後で推移しており、令和4年度及び令和5年度では23世帯となっています。

■児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者数の推移

単位：世帯

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 児童扶養手当 | 95 | 81 | 70 | 71 | 60 |
| 特別児童扶養手当 | 18 | 15 | 17 | 23 | 23 |

資料：埼玉県（各年度末現在）

6 教育・保育環境等の状況

(1) 保育園・認定こども園

■町内の保育園・認定こども園

| 施設名 | 区分 | 定員 | 所在地 |
|-------------------------|----|-----------|-----------------|
| みざくら保育園 | 私立 | 60名 | 美里町大字阿那志625番地1 |
| 松久保育園 | 私立 | 70名 | 美里町大字駒衣109番地 |
| みさと保育園 | 私立 | 60名 | 美里町大字白石1342番地2 |
| ようりん保育園 | 私立 | 60名 | 美里町大字下児玉545番地28 |
| 幼保連携型認定こども園 美里さくら幼稚園 | 私立 | 85名(50名)※ | 美里町大字阿那志273番地1 |

※()内は保育認定(2・3号認定)の利用人数

(2) 学童クラブ

■町内の学童クラブ

| 施設名 | 所在地 |
|-----------|----------------|
| みざくら学童クラブ | 美里町大字阿那志600番地3 |
| つばさ学童クラブ | 美里町大字駒衣321番地1 |
| ひまわり学童クラブ | 美里町大字白石1342番地2 |

(3) 地域子育て支援センター

地域子育て支援センターは、就園前の児童と保護者を対象に、身近な保育園・認定こども園・公共施設などの場所に開設された、遊びを通して親子で触れ合ったり、子育て中の親子同士が交流できる場です。

■町内の地域子育て支援センター

| 施設名 | 所在地 |
|------------------|----------------|
| みざくら保育園子育て支援センター | 美里町大字阿那志625番地1 |

7 アンケート調査からみる現状

(1) 調査概要

1) 調査の目的

本計画の策定にあたって、子育て世帯の教育・保育ニーズや生活状況、町への要望・意見等を把握するために、美里町在住の中学生までの児童の保護者を対象に、アンケート調査を実施しました（詳細は以下の表を参照）。

○子ども・子育て支援に関するアンケート調査

教育、保育等の事業の「現在の利用状況」や「今後の利用希望」等を把握しました。

○子育て世帯の生活状況に関するアンケート調査

子育て世帯の暮らしぶりやこどもの生活状況を把握しました。

2) 調査の対象・方法・期間

| 調査名 | 調査対象 | 調査方法 | 調査期間 |
|-------------------------|--|---------------------------------|-------------------|
| 子ども・子育て支援に関するアンケート調査 | 美里町在住の就学前児童（0歳～5歳）、小学1～5年生の保護者の中から、無作為抽出 | 配布：郵送 回答：郵送・ウェブ | 令和6年2月26日（月）～3月下旬 |
| （子育て世帯の）生活状況に関するアンケート調査 | 美里町在住の0歳から中学生までの児童の保護者 | 配布：郵送 回答：郵送・ウェブ | |
| | 町内の小・中学校に通う小学5年生及び中学2年生の生徒 | 配布：学校を通じて 回答：ウェブ（タブレット端末を使用） | |

3) 調査の回答状況

| 調査名 | 対象 | 配布 | 回答 | 回答率 |
|-------------------------|-----------|-----|-----|-------|
| 子ども・子育て支援に関するアンケート調査 | 就学前児童保護者 | 303 | 162 | 53.5% |
| | 小学生保護者 | 221 | 123 | 55.7% |
| （子育て世帯の）生活状況に関するアンケート調査 | 中学生以下の保護者 | 701 | 324 | 46.2% |
| | 児童（小学5年生） | 86 | 80 | 93.0% |
| | 生徒（中学2年生） | 87 | 80 | 92.0% |

(2) ニーズ調査結果概要

1) 保護者の就労状況

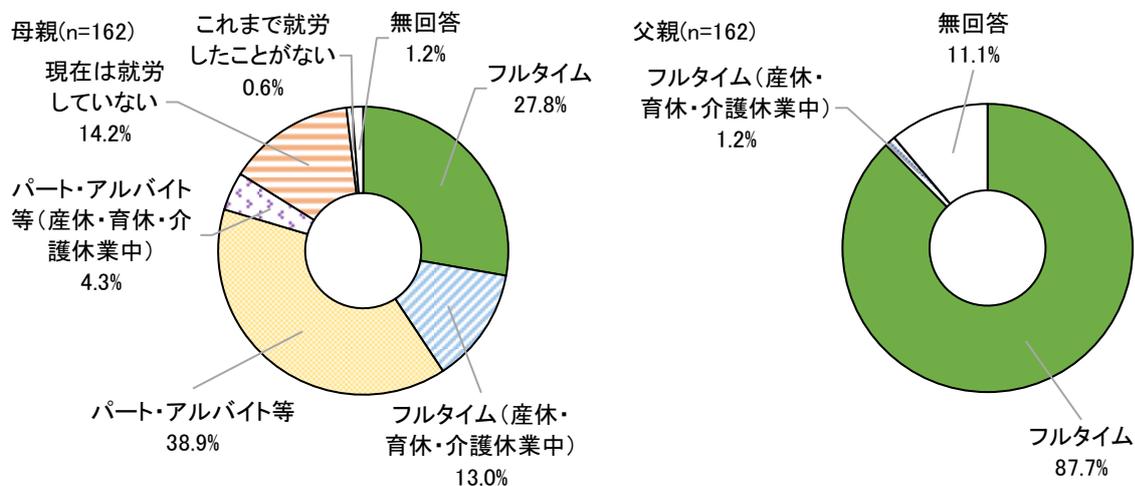
母親の就労状況は、就学前児童と小学生ともに「パート・アルバイト等」が最も多く、次いで「フルタイム」となっています。いずれも小学生の方が多く、こどもの年齢が上がるに従って働く母親が多くなっていることがうかがえます。また、「フルタイム（産休・育休・介護休業中）」は就学前児童で13.0%となっています。帰宅時刻は17時から18時にかけて多く、就労時間は6時間～8時間にかけて多くなっています。なお、小学生の母親の方が18時の帰宅、8時間の就労が多く、より長い時間働いていることがうかがえます。

父親の就労状況は、就学前児童と小学生ともに、「フルタイム」が大半を占めています。また、母親よりは少ないものの「フルタイム（産休・育休・介護休業中）」との回答もみられます。帰宅時刻は18時から20時にかけて多く、就労時間は8時間～9時間以上が多くなっています。

問 保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をお答えください。（1つに○）

【就学前児童】

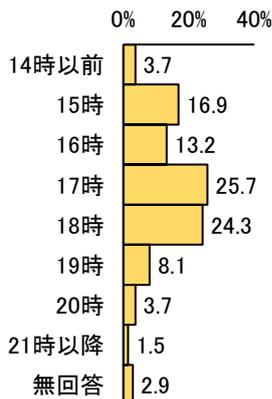
○就労状況



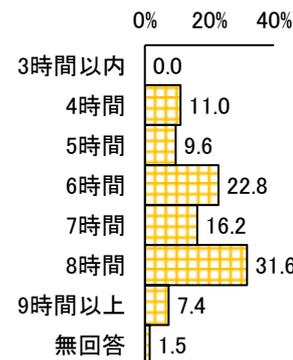
○帰宅時刻と1日の就労時間

母親(n=136)

《帰宅時刻》

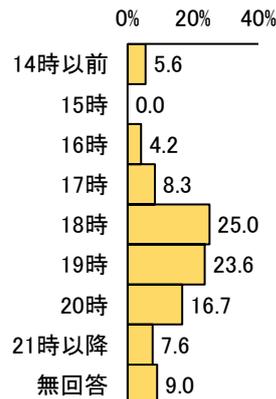


《就労時間》

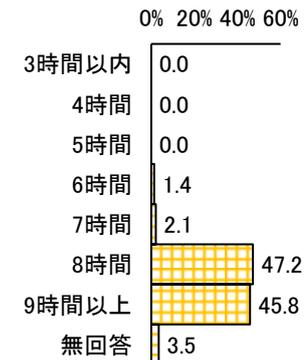


父親(n=144)

《帰宅時刻》

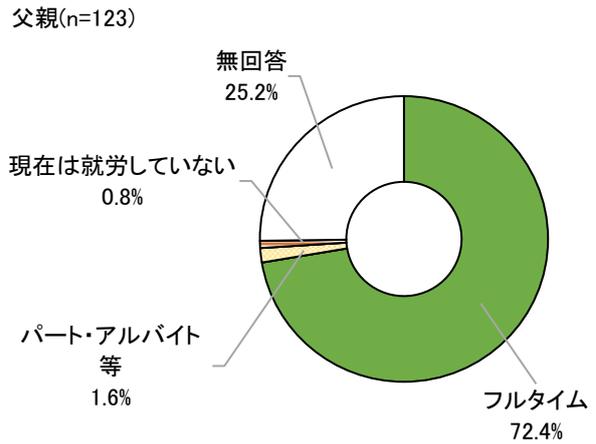
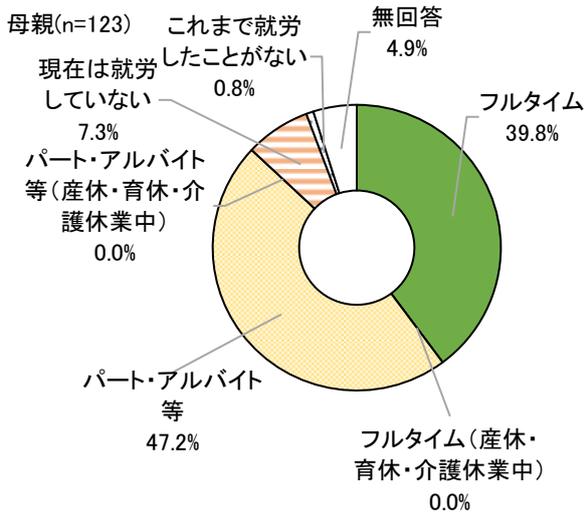


《就労時間》



【小学生】

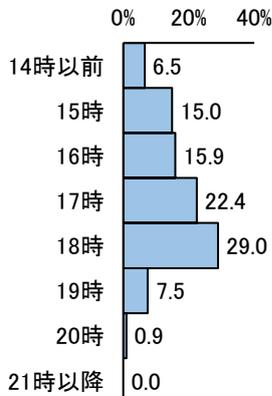
○就労状況



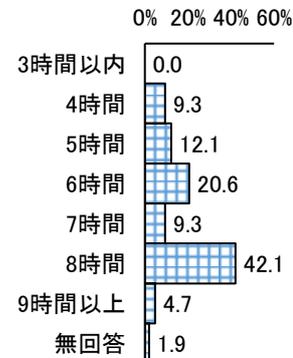
○帰宅時刻と1日の就労時間

母親(n=107)

《帰宅時刻》

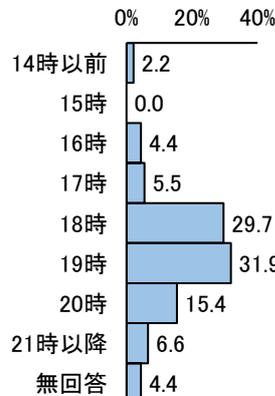


《就労時間》

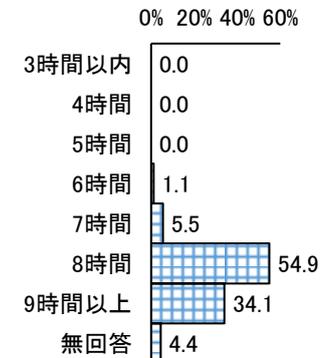


父親(n=91)

《帰宅時刻》



《就労時間》



※グラフの見方（以下同じ）

- ・ 質問文は一部簡略化して記載しています。
- ・ 回答割合 (%) は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを表記しているため、回答の合計が100%にならない場合があります。
- ・ 回答者が2つ以上回答することのできる質問（複数回答形式）の合計は、通常100%を超えます。

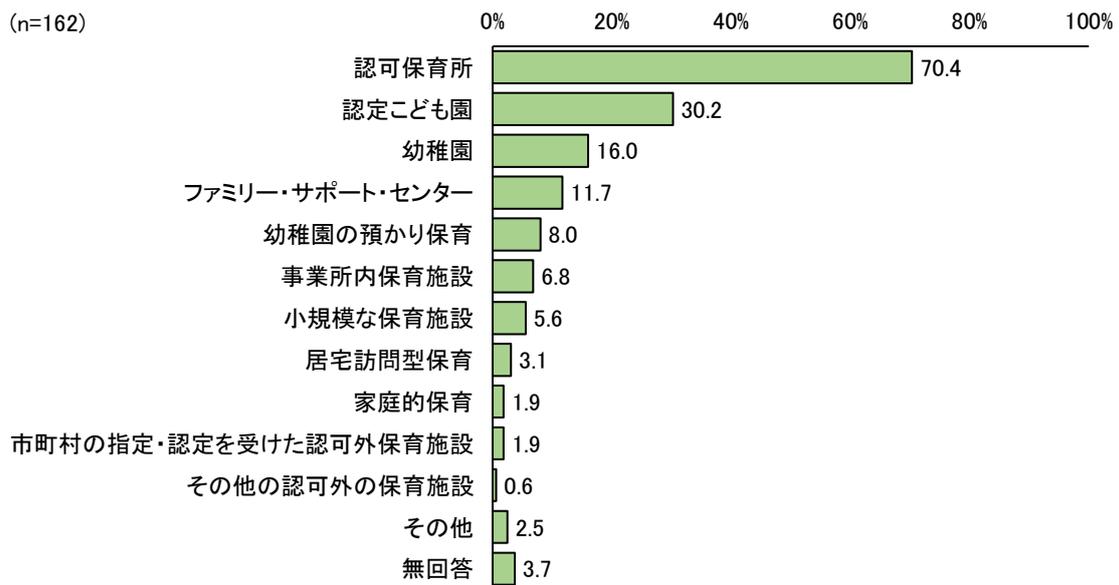
2) 事業の利用意向

就学前児童の定期的な事業の利用意向は、「認可保育所」が70.4%で最も多く、以下「認定こども園」が30.2%、「幼稚園」が16.0%、「ファミリー・サポート・センター」が11.7%などとなっています。

小学生の放課後の過ごし方における事業の利用意向について、「放課後児童クラブ（学童保育）」は低学年時が32.5%、高学年時が13.8%となっています。高学年時は「自宅」で過ごすことや「習い事」に行くことで利用意向が減少していることがうかがえます。

問 現在、利用している、利用していないにかかわらず、平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。（あてはまるものすべてに○）

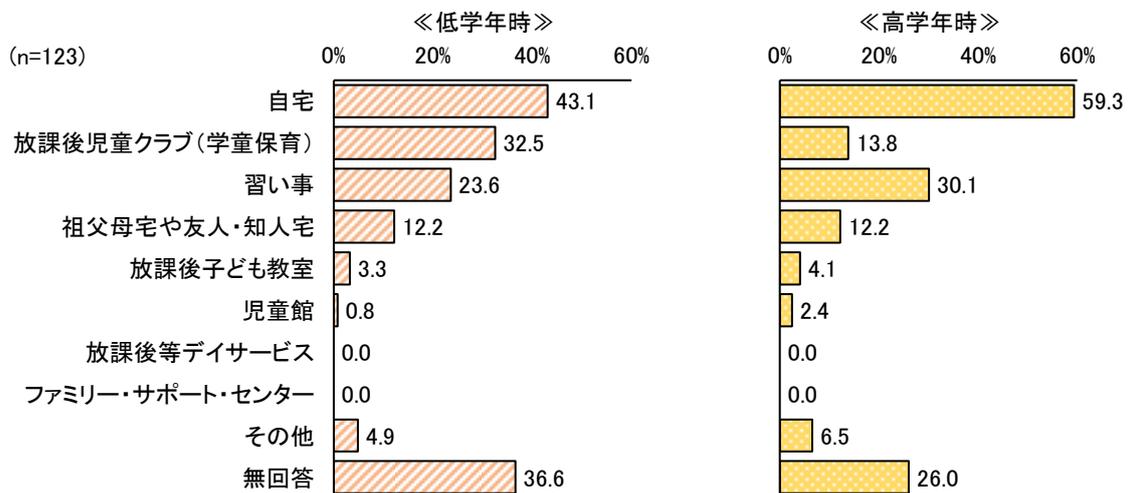
【就学前児童】



問 放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

（あてはまるものすべてに○）

【小学生】



3) 町で実施している事業の利用状況と利用意向

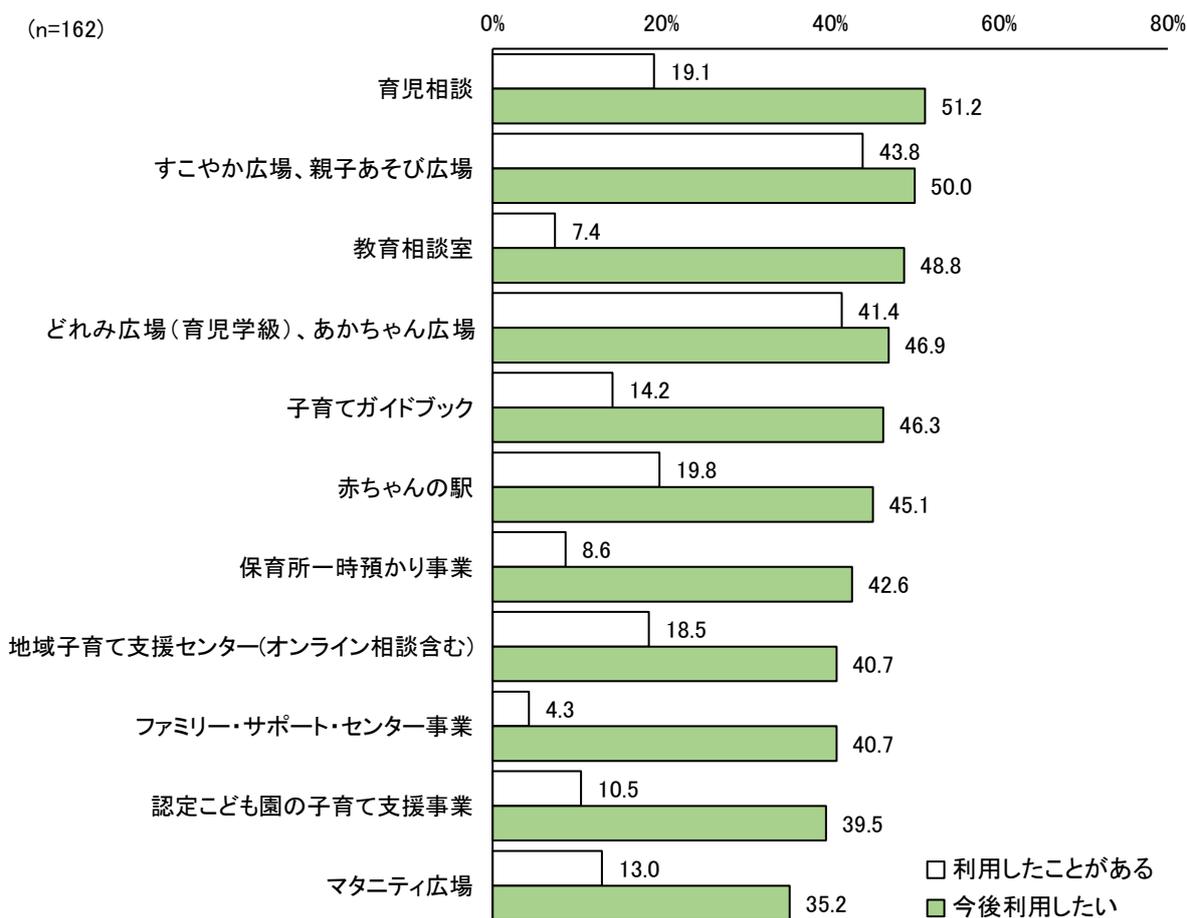
町で実施している事業の利用状況は、「すこやか広場、親子あそび広場」と「どれみ広場（育児学級）、あかちゃん広場」で4割強となっています。

今後の利用意向は、「育児相談」が51.2%で最も多く、以下「すこやか広場、親子あそび広場」が50.0%、「教育相談室」が48.8%、「どれみ広場（育児学級）、あかちゃん広場」が46.9%などとなっています。

「育児相談」や「教育相談室」といった相談に関する事業では、現状の利用は少ないものの、今後の利用意向が多くなっています。

問 これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものをお答えください。(1つに○)

【就学前児童】



4) 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人

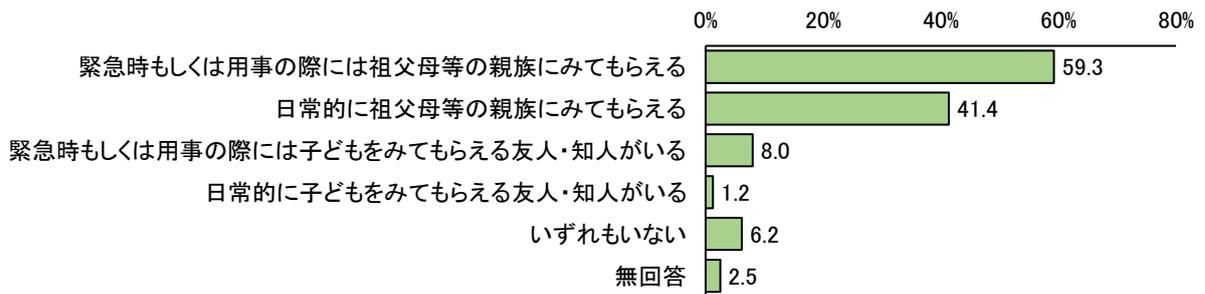
日頃、子どもをみてもらえる親族・知人について、就学前児童と小学生ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多く、就学前児童では59.3%、小学生では56.9%となっています。また、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が次いで多く、就学前児童では41.4%、小学生では32.5%となっており、大半が祖父母等の親族にみてもらえる状況にあります。

一方で、「いずれもない」との回答が、就学前児童では6.2%、小学生では8.1%となっており、身近に頼ることができない子育て家庭が一定数いることがうかがえます。

問 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。(あてはまるものすべてに○)

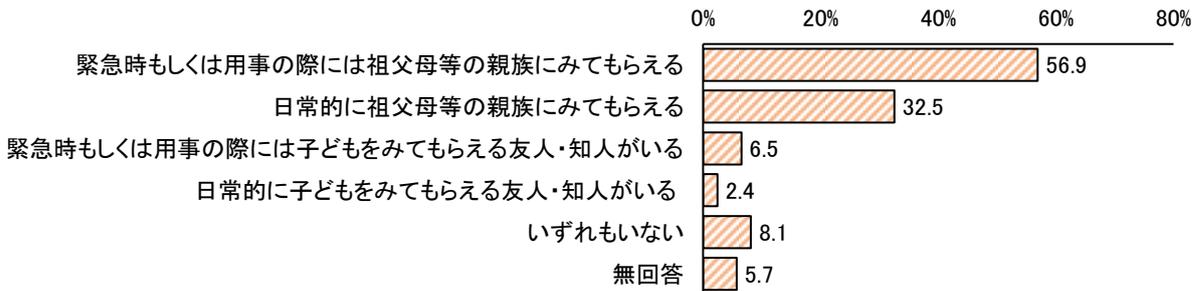
【就学前児童】

(n=162)



【小学生】

(n=123)



5) 子育てをする上での相談場所

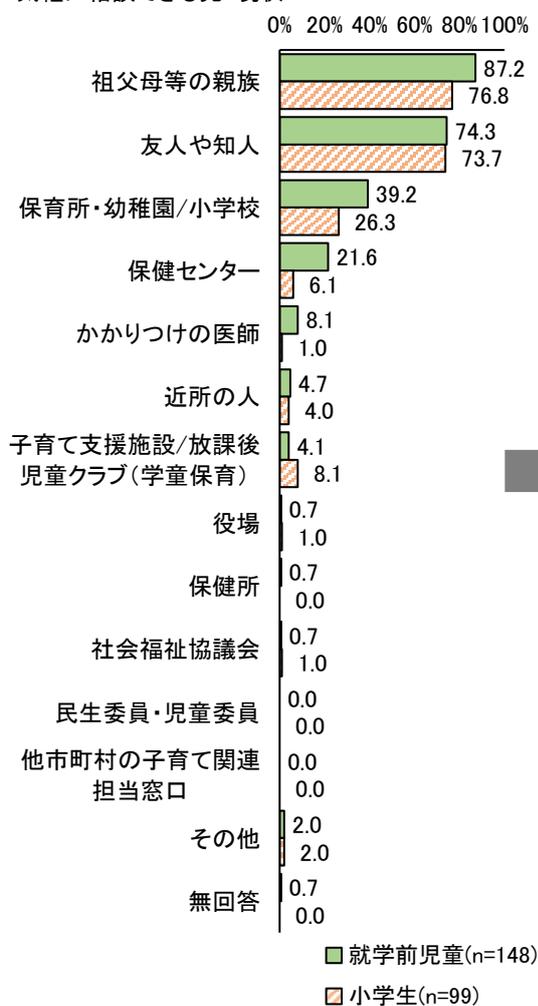
気軽に相談できる先について、就学前児童と小学生ともに「祖父母等の親族」が最も多く、就学前児童では87.2%、小学生では76.8%となっています。また、「友人や知人」が次いで多く、就学前児童では74.3%、小学生では73.7%となっており、身近な人への相談が多くなっています。

充実を希望する相談場所について、就学前児童と小学生ともに「子どもについて何でも相談できる総合的な窓口」が最も多く、就学前児童では38.9%、小学生では26.8%となっています。次いで、就学前児童では「専門的な機関が行う相談の場」が35.2%、小学生では「電話やインターネットなど匿名で相談できる場」と「SNSやオンラインによる相談」が23.6%となっています。

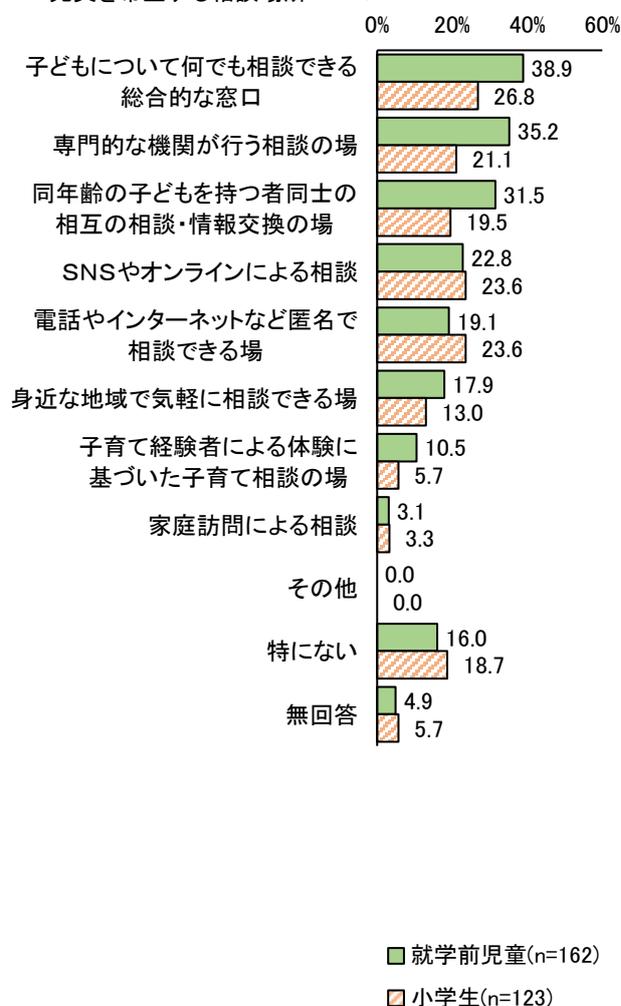
なお、身近な人を除くと、現状は「保育所・幼稚園／小学校」や「保健センター」以外への相談は少なくなっていますが、希望としては多様なニーズがあることがわかります。

問 今後、子育てについての相談場所として、どのような場の充実を希望しますか。(3つまでに○)

《気軽に相談できる先:現状》



《充実を希望する相談場所:ニーズ》

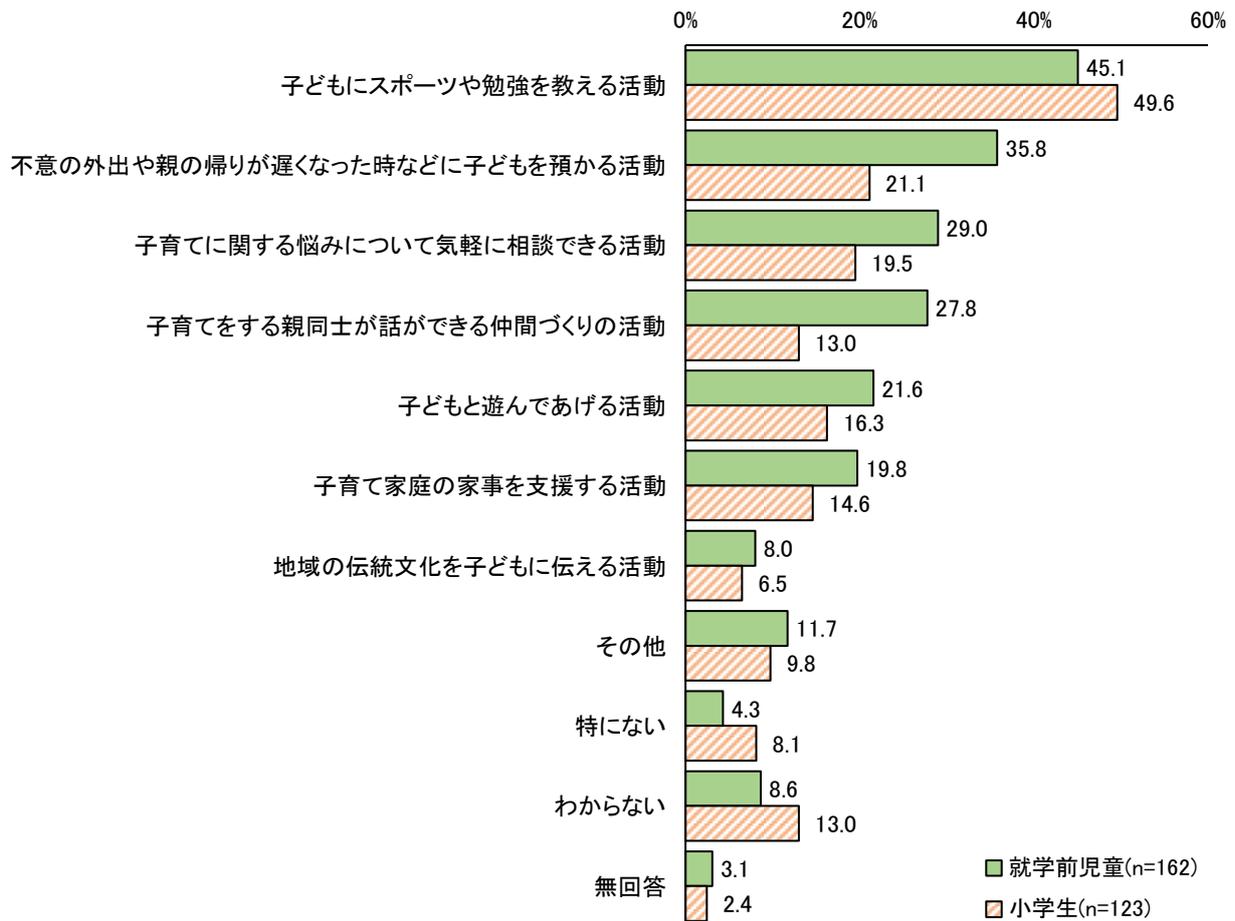


6) 子育てしやすいまちに必要な活動

子育てしやすいまちに必要な活動について、就学前児童と小学生ともに「子どもにスポーツや勉強を教える活動」が最も多く、就学前児童では45.1%、小学生では49.6%となっています。また、「不意の外出や親の帰りが遅くなった時などに子どもを預かる活動」が次いで多く、就学前児童では35.8%、小学生では21.1%となっています。

全体の傾向としては似通った傾向がみられますが、「不意の外出や親の帰りが遅くなった時などに子どもを預かる活動」や「子育てをする親同士が話ができる仲間づくりの活動」は就学前児童の方が10ポイント以上多いなど、就学前児童の方が全体的に割合が高く、様々な活動の充実が求められていることがうかがえます。

問 身近な地域で、子育てに関するどのような活動が充実すれば、より子育てしやすいまちになると思いますか。(3つまでに○)



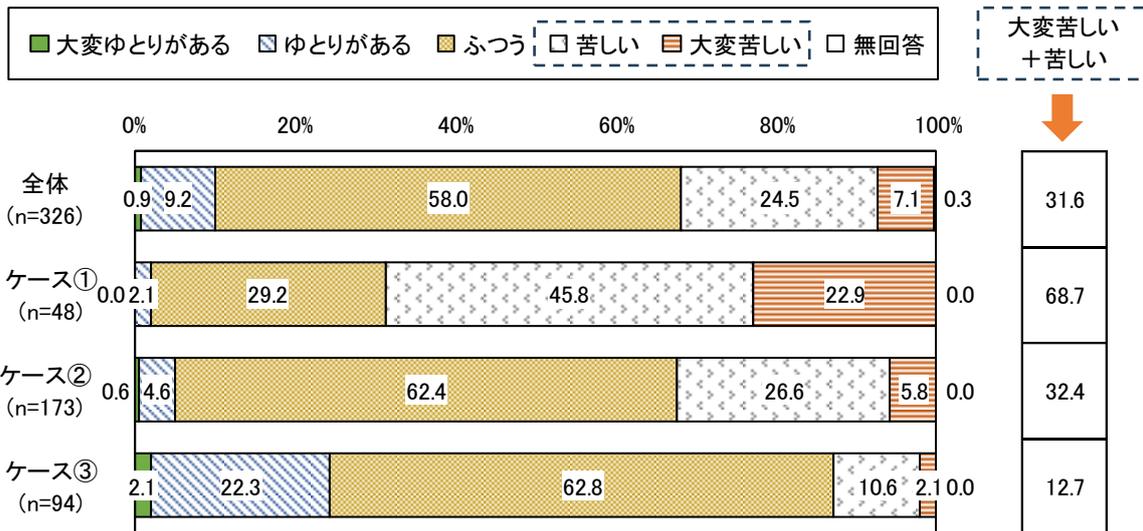
(3) 生活実態調査結果概要

1) 現在の暮らしの状況（保護者）

現在の暮らしの状況は、「ふつう」が58.0%で最も多くなっています。次いで「苦しい」が24.5%で「大変苦しい」（7.1%）と合わせると31.6%となっています。

「苦しい」の合計はケース①では68.7%、ケース②では32.4%、ケース③では12.7%と収入が低いほど暮らしは苦しくなっています。

問 現在の暮らしの状況をどのように感じていますか。（1つに○）



ケース分けについて

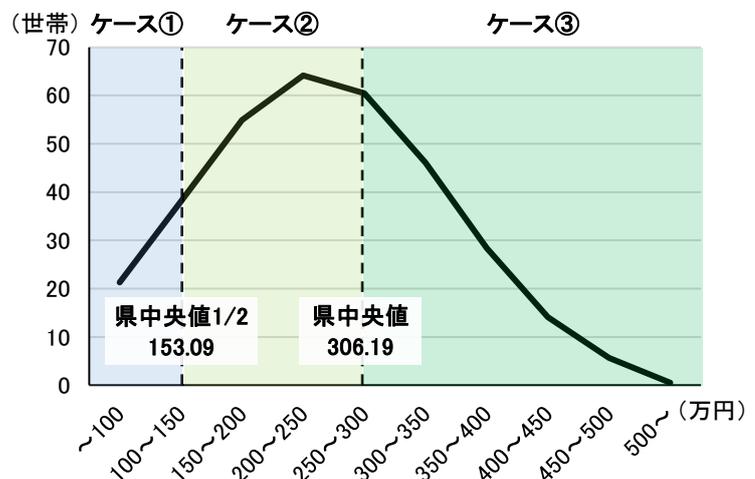
世帯の収入状況による傾向を分析するため、各世帯の等価世帯収入^{※1}に応じて、3つのケースに分類しました。各ケースの基準は以下のようになっています。

| | |
|------|---------------------------------|
| ケース① | 等価世帯収入が基準値 ^{※2} の1/2未満 |
| ケース② | 等価世帯収入が基準値の1/2以上、基準値未満 |
| ケース③ | 等価世帯収入が基準値以上 |

※1 等価世帯収入：世帯人員で調整した世帯収入。下式で算出する。

$$\text{世帯収入} \div \sqrt{\text{世帯人員}}$$

※2 基準値：埼玉県の等価世帯収入の中央値 306.19 万円（資料：令和5年度 埼玉県子供の生活に関する実態調査 調査結果報告書）

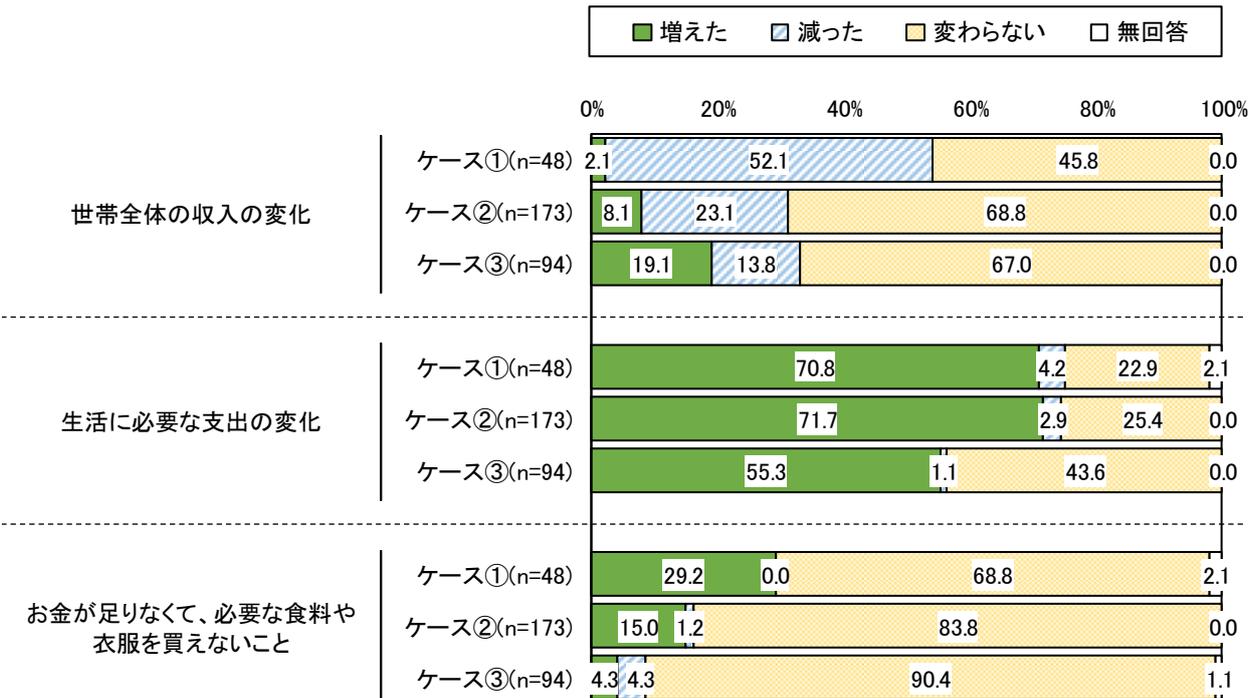
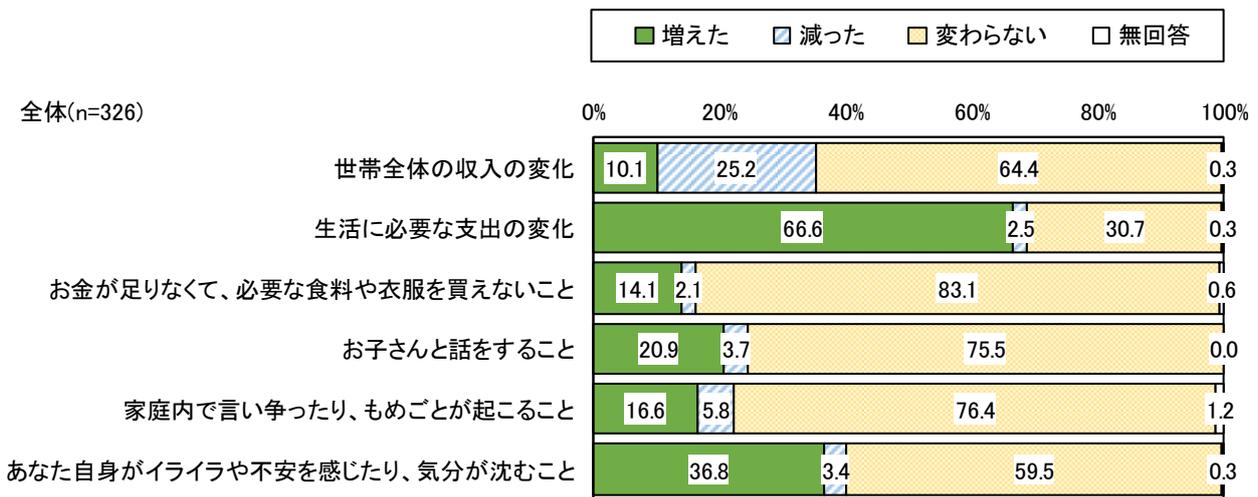


2) 新型コロナウイルス感染症による生活の変化（保護者）

新型コロナウイルス感染症による生活の変化について、「増えた」との回答は「生活に必要な支出の変化」が66.6%で最も多くなっています。一方、「減った」との回答は「世帯全体の収入の変化」が25.2%で最も多く、経済面での変化が多いことがうかがえます。

ケース③よりケース②、ケース①の方が収入は減り、支出は増え、必要なものが買えないことは増える傾向にあり、年収が低いほど、社会情勢の影響も受けやすくなっています。

問 あなたのご家庭の現在の生活は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の前（2020年2月以前）と比べて、どのように変わりましたか。（1つに○）



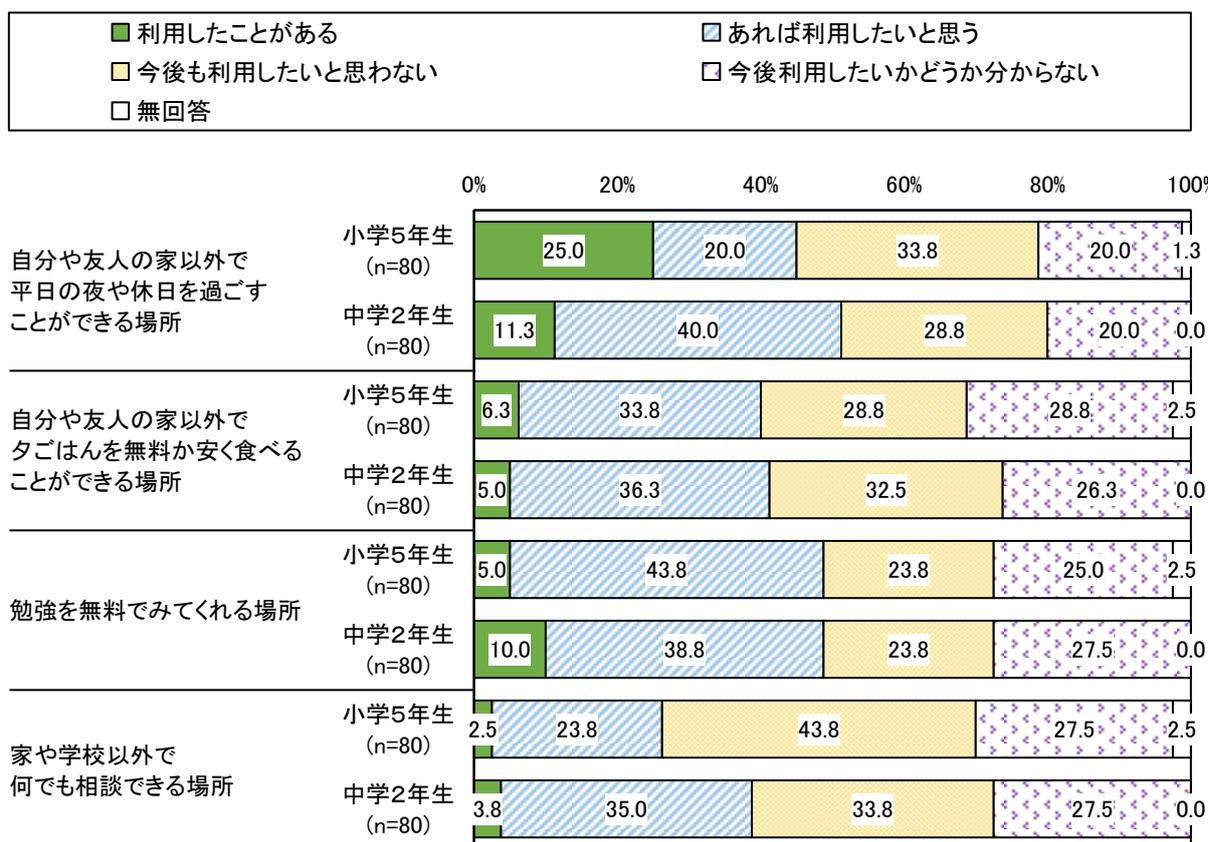
3) 居場所に関すること（小学5年生・中学2年生）

小学5年生の利用状況は、「自分や友人の家以外で平日の夜や休日を過ごすことができる場所」が25.0%で最も多く、次いで「自分や友人の家以外で夕ごはんを無料か安く食べることができる場所」が6.3%となっています。

中学2年生の利用状況は、「自分や友人の家以外で平日の夜や休日を過ごすことができる場所」が11.3%で最も多く、次いで「勉強を無料でみてくれる場所」が10.0%となっています。

いずれも限られた児童・生徒の利用となっていますが、「あれば利用したい」を含めると2割から5割のニーズが見込まれ、特に「自分や友人の家以外で夕ごはんを無料か安く食べることができる場所」や「勉強を無料でみてくれる場所」が多くなっています。

問 あなたは、次のような場所を利用したことがありますか。また、利用したことはない場合、今後利用したいと思いますか。（1つに○）

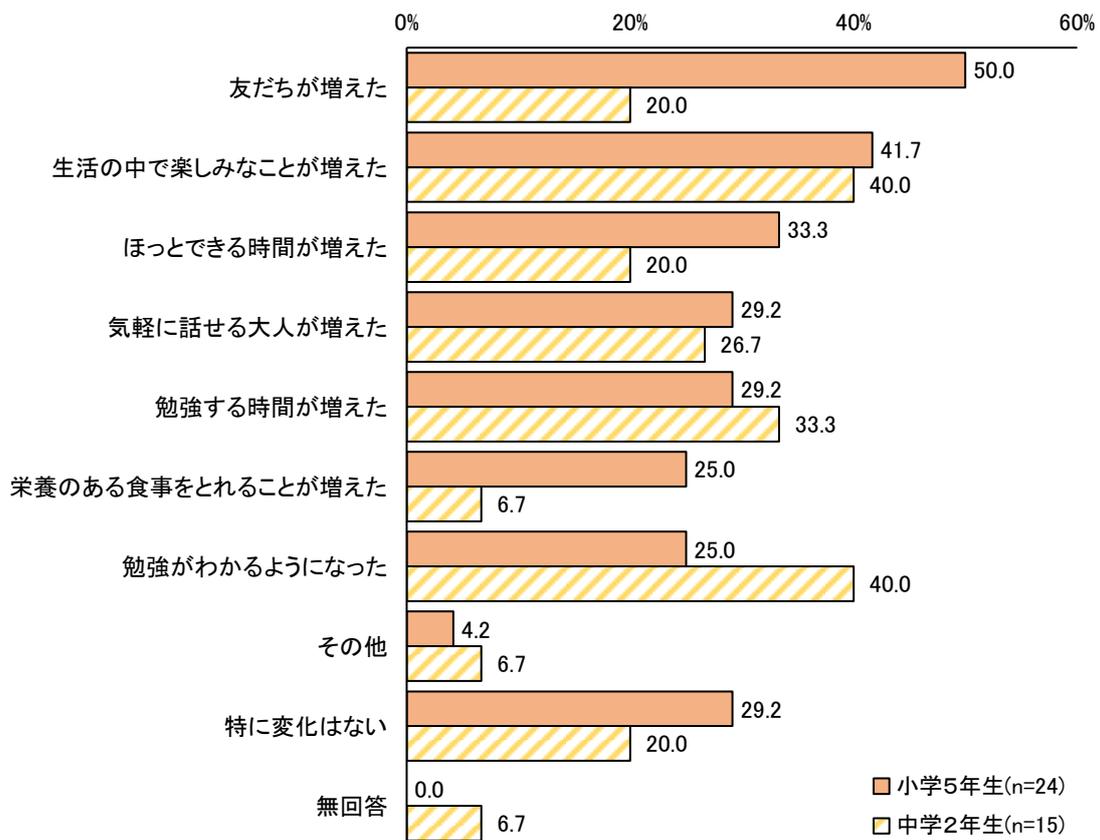


<利用したことで起こった変化>

いずれかの居場所を利用したことで起こった変化について、小学5年生では、「友だちが増えた」が50.0%で最も多く、次いで「生活の中で楽しみなことが増えた」が41.7%となっています。

中学2年生では、「生活の中で楽しみなことが増えた」と「勉強がわかるようになった」が40.0%で最も多く、次いで「勉強する時間が増えた」が33.3%となっています。

問 前の質問で、1つでも「利用(りよう)したことがある」と答えた方にお聞きします。そこを利用したことで、以下のような変化がありましたか。



8 こども・若者の意見聴取からみる現状

(1) こども・若者の意見聴取にあたって

こども基本法では、こども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進めていくことが求められています。

本町では、こども基本法の考え方を踏まえ、本計画の対象となるこども・若者の意見を幅広く聴取して、計画に反映させるために、町内の中学生、町内に在住・在勤する15歳から39歳までのかたを対象に意見聴取を行いました。

■こども・若者の社会参画と意見反映の意義

- ①こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

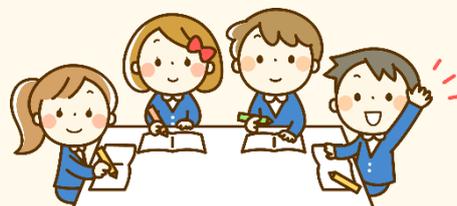
資料：こども家庭庁 こども大綱より

■“意見”とは

意見とは、論理的に整理された考えだけを指すものではありません。こども基本法の「意見」はこどもの権利条約を踏まえ、より広い気持ちや考えを指しています。

こどもの権利条約では、第12条において、「自由に自己の意見を表明する権利 (the right to express those views freely)」を定めています。

その「意見」は、原文(英語)では「view(s)」であり、意見を聴かれる権利に関する児童の権利委員会一般的意見第12号(2009年)において、言語化された意見のみならず、遊びや身振り、絵を含む非言語のコミュニケーション形態への認識と尊重が必要とされています。



資料：こども家庭庁 こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドラインより

(2) 中学生の意見聴取

こども大綱では、全てのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要であるとされています。

本町では、こどもの居場所づくりに関する指針に基づき、こどもの視点に立った多様な居場所づくりを推進するために、美里中学校の中学3年生を対象に、こどもの居場所についてのアンケート調査を行い、各教室でアンケート結果やこどもの居場所について意見交換を行いました。

■こどもの居場所づくりを進めるにあたっての基本的な視点

①こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所

こども・若者の声を聴き、「居たい」「行きたい」「やってみたい」というこども・若者の視点に立ち、こども・若者とともに居場所づくりを進めることが重要

②こどもの権利の擁護

こども基本法等を踏まえ、こどもの権利について理解し守っていくとともに、こども自身はその権利について学ぶ機会を設けることも重要

③官民の連携・協働

居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組むことが必要

資料：こども家庭庁 こどもの居場所づくりに関する指針より

1) 実施期間

| 調査区分 | 実施日 |
|-----------|-----------------|
| 事前アンケート調査 | 令和6年6月12日～6月13日 |
| ワークショップ | 令和6年7月5日 |

2) 事前アンケートの回答数

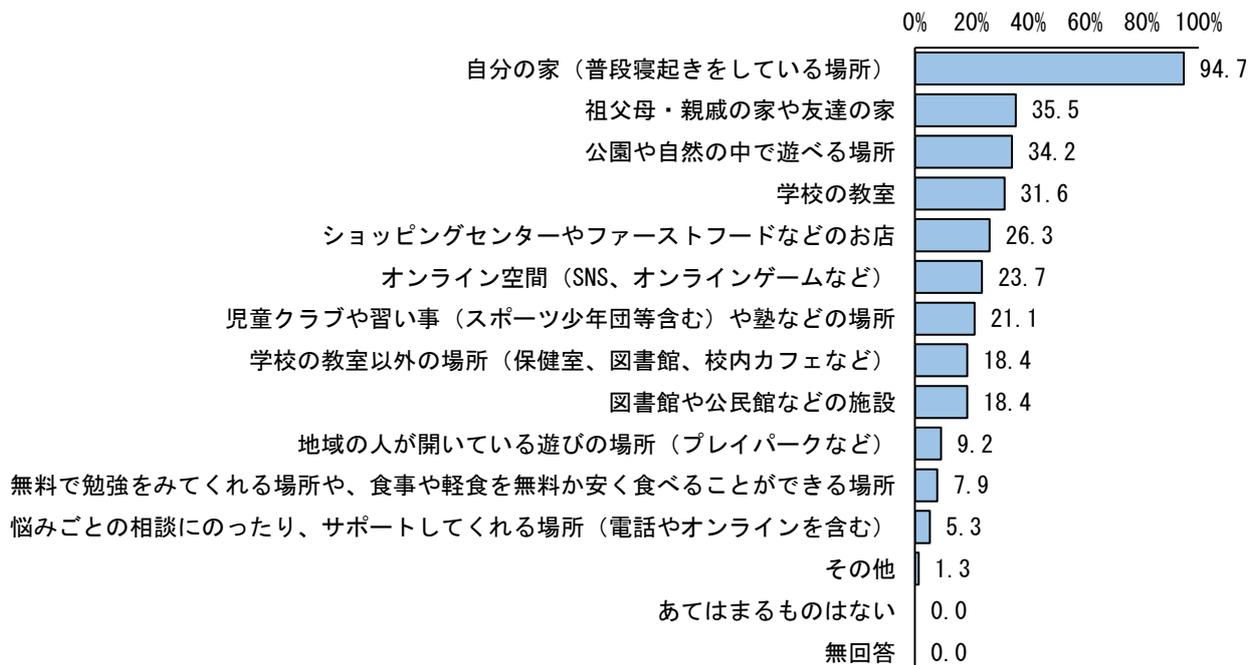
| | 1組 | 2組 | 3組 | 合計 |
|--------|----|----|----|----|
| 回答数(人) | 28 | 26 | 30 | 84 |

3) 事前アンケート調査の結果概要

< 「ここに居たい」と感じる「居場所」 >

「ここに居たい」と感じる「居場所」は、「自分の家(普段寝起きをしている場所)」が94.7%で最も多く、以下「祖父母・親戚の家や友達の家」が35.5%、「公園や自然の中で遊べる場所」が34.2%、「学校の教室」が31.6%などとなっています。

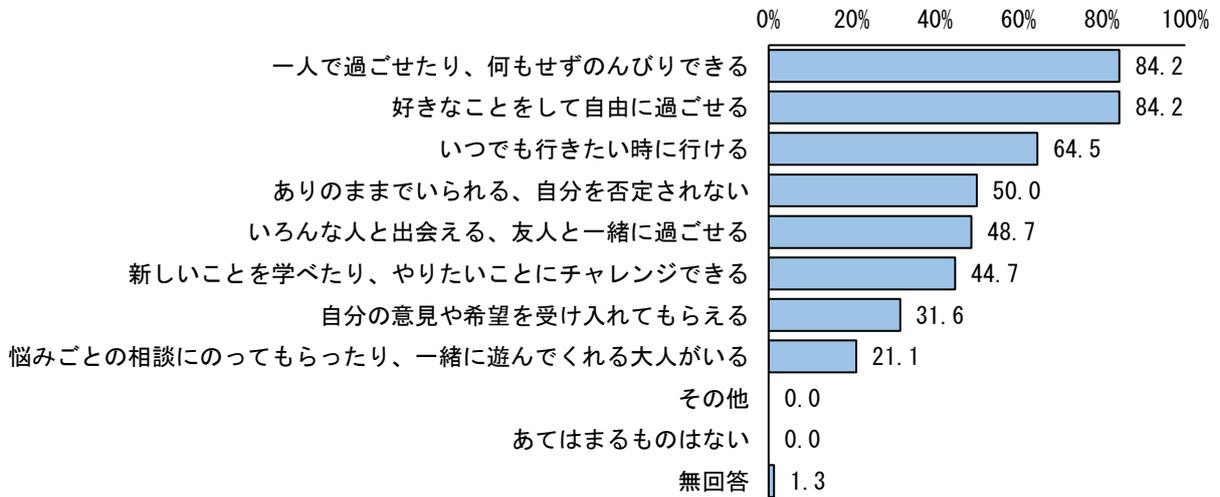
問 「ここに居たい」と感じる「居場所」はどのような場所ですか。(あてはまるものすべてに○)



<居場所はどのような場所か>

ここに居たいと感じる居場所は、「一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる」と「好きなことをして自由に過ごせる」がともに84.2%で最も多く、以下「いつでも行きたい時に行ける」が64.5%、「ありのままでいられる、自分を否定されない」が50.0%、「いろいろな人と出会える、友人と一緒に過ごせる」が48.7%などとなっています。

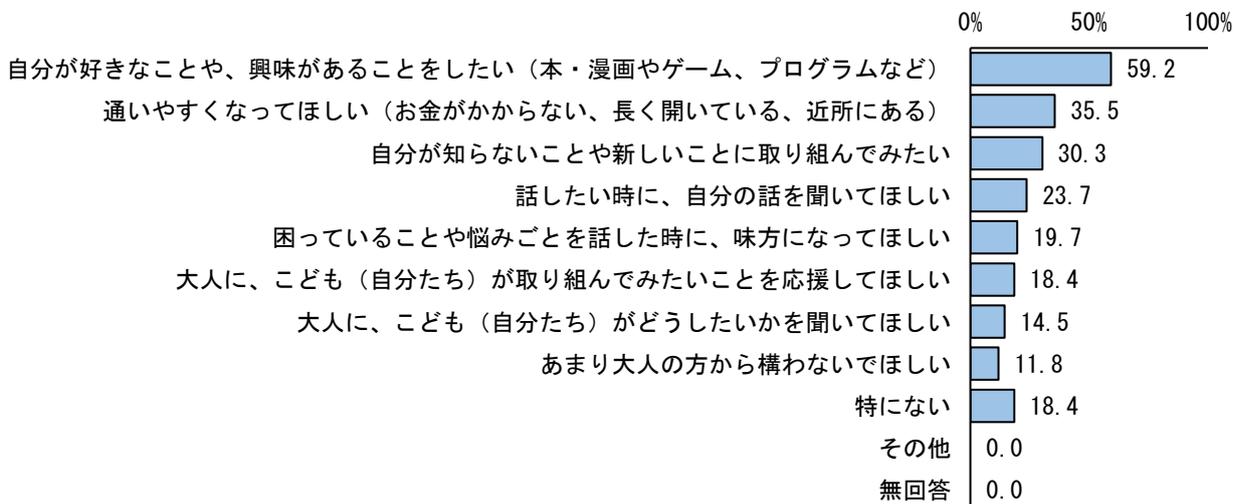
問 「ここに居たい」と感じる「居場所」はどのような場所ですか。(あてはまるものすべてに○)



<居場所でやってみたいことなど>

居場所でやってみたいことなどは、「自分の好きなことや興味があることをしたい」が59.2%で最も多く、以下「通いやすくなってほしい」が35.5%、「自分が知らないことや新しいことに取り組んでみたい」が30.3%、「話したいときに、自分の話を聞いてほしい」が23.7%などとなっています。

問 あなたが、居場所でやってみたいことや、「もっとこうだったらいいのに」と思うことはありますか。(チェックはいくつでも)(あてはまるものすべてに○)



4) ワークショップの結果概要

<こども・若者の「居場所づくり」に関する国の動向>

国は、こどもが自分らしく安心して過ごし、幸せな状態（ウェルビーイング）で成長するためのこどもの居場所づくりを推進しています。「こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書」（令和5年3月）では、こどもの居場所に関する文献調査、有識者や関係団体等へのヒアリング、こども・若者からの意見聴取を行い、こども・若者の「居場所づくり」において大切にしたい視点を以下の3つに整理しています。

●こども・若者の居場所づくりにおいて大切にしたい視点



- 居場所づくりにおいて重要なことは、こども・若者の主体性の尊重である。
- その場を居場所と感ずるかどうかが等は、本人が決めることである。
- そうした観点から、こども・若者の声（視点）を軸に「居たい・行きたい・やってみよう」の3つの視点で整理した。*こども・若者の声には相互に矛盾するものもあるが、多様な居場所づくりにおいてそれぞれ尊重したい視点であるため、そのまま記載した。居場所が求められる根拠として受け止められることを願う。

| “居たい” | “行きたい” | “やってみよう” |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 居ることの意味を問われないこと ■ 信頼できる人、味方になってくれる人がいること ■ 過ごし方を選べること ■ ありのまま、素のままですらわれること ■ 誰かとつながれること ■ 気の合う人がいること ■ 安心・安全な場であること ■ かつろげる環境が整っていること ■ 居ただけ居られること ■ 助けてほしいときに、助けてくれる人がいること ■ 誰かとコミュニケーションできること ■ 話を聴いてくれること ■ 別の目的を持った人がいても、同じ空間にいられること ■ 一人で居ても気にならないこと | <ul style="list-style-type: none"> ■ 自分を受け入れてくれる誰かがいること ■ 身近にあること ■ 気軽に行ける、一人でも行けること ■ お金がかからずに行けること ■ 誰でも行けること ■ 行きつけがあること <small>(必要に応じて、こども・若者へアウトリーチで関わる)</small> ■ 自分と同じ境遇や立場の人がいること ■ いつでも行けること <small>(こども・若者自身が居場所に行く時間を選べる)</small> | <ul style="list-style-type: none"> ■ いろんな人と出会えること ■ 好きなこと、やりたいことができること ■ 自分の意見を言える、聴いてもらえること <small>(自分の意見が反映される)</small> ■ 一緒に学ぶ人、 学びをサポートしてくれる人がいること ■ いろんな機会があること <small>(興味や希望に沿ったイベントがある)</small> ■ 未来や進路を考えるきっかけがあること ■ あこがれを抱ける人がいること ■ 新しいことを学べる ■ 自分の役割があること |

資料：こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書（概要版）

<ワークショップで得られた中学生の意見>

事前アンケート結果について各グループで共感できるポイントや意外だったポイントを話し合った後に、それぞれの居場所について、国の視点を踏まえて意見を出し合いました。

なお、「3つの視点」は排反関係にはないため、こどもたちの立場から、どの視点に当たる場所なのか、また、どの視点にも該当しない場所なのかなど、自由な議論を行いました。

こどもたちにとって、各視点の居場所に求める性質は以下のとおりです。

居たい ～人それぞれの過ごし方～

- ・「居たい場所」として、公園、カフェなどの商業施設、図書館などが多く挙げられました。
- ・「居たい場所」の特徴は、気軽に行ける、落ち着ける、のんびりできる、無料であるといった意見の他に、本を読む場所や勉強ができる場所であるとの意見もありました。
- ・気軽に行ける場所、落ち着く場所、のんびりできる場所として公園やカフェが主な意見となっていました。
- ・勉強ができる場所や本を読む場所として、図書館やカフェとの意見がありました。
- ・事前アンケート調査結果を受けて、本や漫画など、自分の好きなコンテンツが充実した場も居場所となり得るとの意見がありました。
- ・商業施設との意見には色々な商業施設ができることで、人それぞれの多様な居場所となるという考えもありました。

行きたい ～交流と賑わい～

- ・「行きたい場所」として、商業施設が多く、娯楽施設、公園なども挙げられました。
- ・「行きたい場所」の特徴は、交流ができることが多く挙げられており、商業施設や娯楽施設、公園は友達と遊べる場所として意見がありました。
- ・自分が友達と遊ぶのと同様に、他人もその友達と遊んでいる場所と捉えており、友達と遊んでいるグループ同士が1つの場所に集まることで、そこで交流が生まれるという考えがありました。
- ・交流できる場所が「行きたい場所」であるという直接的な意見もあり、その中で世代を超えた交流や地域交流を望む声があり、祭りなどのイベントごとにも居場所となり得るとの意見がありました。
- ・人との交流は賑わいを生み、それが新たな居場所の創出にもつながるとの考えもありました。

やってみたい ～こどもたちが求めているのは自由に運動ができる場所～

- ・「やってみたい場所」として、体育館や公園など運動できる場所について多くの意見があり、こどもたちだけで利用できることや無料で利用できることが求められていました。
- ・発信できる場所という意見があり、町の魅力の発信ができる場所という意見が多く、自分の趣味を発信できる場所という意見もありました。
- ・町の魅力の発信の場としては、ブルーベリーに関連した施設の意見が多く挙げられました。
- ・事前アンケート調査結果では、「新しいことを学べたり、やりたいことにチャレンジできる」が44.7%となっており、体験に関しての意見は、自分の興味があることに限らず、町の特産であるブルーベリー摘み体験という意見も挙げられました。

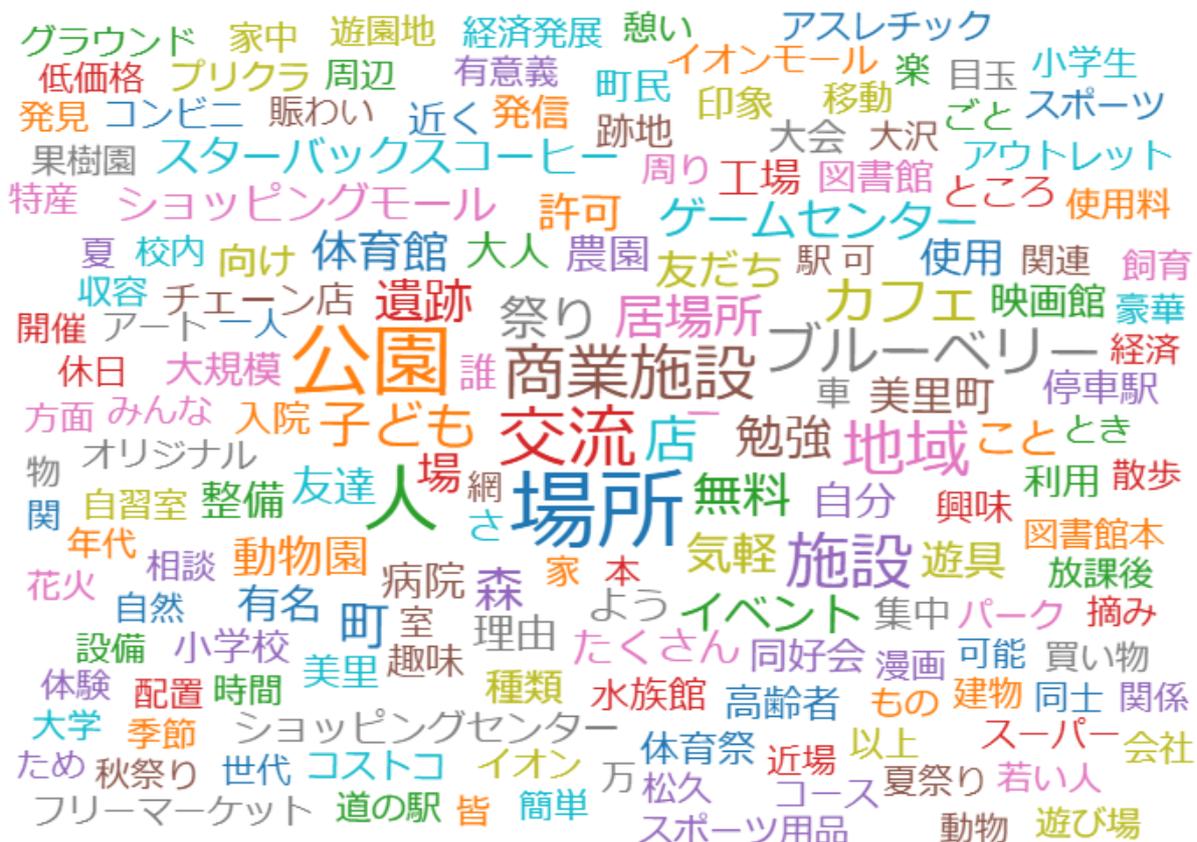
その他

- ・商業施設の地域差や町の利便性向上についての意見もあり、「行きたい場所」に求める賑わいに関連したものでした。
- ・ショッピングモールの誘致、遊園地や水族館の開発、旧小学校跡地を活用した動物園といった意見も挙げられました。
- ・交流を求める意見として、小学校区と中学校区が異なるため、進級する前に他校区との交流を求める声もありました。

総括

- ・「居たい場所」は、気軽に行けて、落ち着いて過ごせる場所でありながら、その過ごし方が、のんびりすること、読書や勉強など、人によって様々であるため、その受け皿となれる場所が望ましいことがうかがえます。
- ・「行きたい場所」は、自分と友達などとの交流の場となることが重要であるほか、自分とは違うコミュニティも集まる賑わいのある場であることが望ましいことがうかがえます。
- ・「やってみたい場所」は、こどもたちが自由に主体的に活動できることを求める意見が多く、また、発信できる場所というSNSが発達した現代らしい意向もあることがうかがえます。

■ワークショップにおけるこどもたちの意見（付箋に書かれたキーワード）より作成



※出現頻度が高いほど文字が大きくなっています

(3) 子ども・若者の意見聴取

1) 調査の対象・方法・期間

| 調査名 | 調査対象 | 調査方法 | 調査期間 |
|----------------------|-------------------------|-----------------|-----------------------------|
| 子ども・若者の意見聴取のためのアンケート | 町内に在住・在勤する15歳から39歳までのかた | 専用のWebフォームによる回答 | 令和6年10月27日(日)～令和6年11月24日(日) |

2) 調査の回答状況

| 調査名 | アクセス数 | 回答数 |
|----------------------|-------|-----|
| 子ども・若者の意見聴取のためのアンケート | 537件 | 68件 |

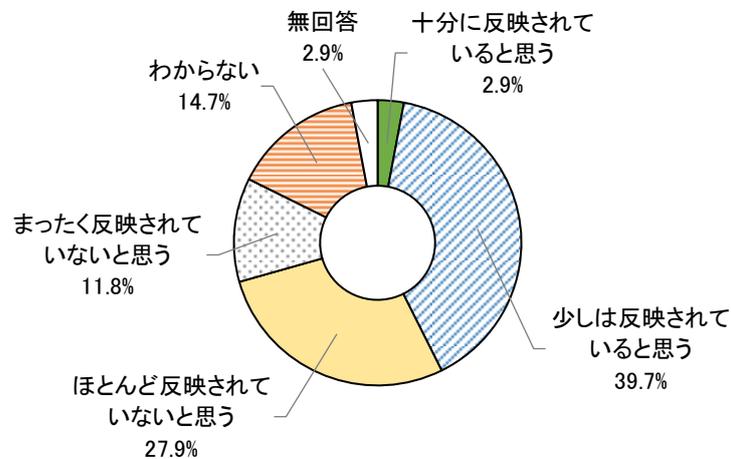
3) 調査結果概要

<子ども・若者の意見や考えのまちづくりへの反映>

子ども・若者の意見や考えのまちづくりへの反映は、「十分に反映されていると思う」と「少しは反映されていると思う」を合わせると42.6%、「まったく反映されていないと思う」と「ほとんど反映されていないと思う」を合わせると39.7%で、意見の分かれる結果となっており、今後の充実が求められます。

問 子ども・若者の意見や考えが、まちづくりに反映されていると思うか。(1つに○)

(n=68)

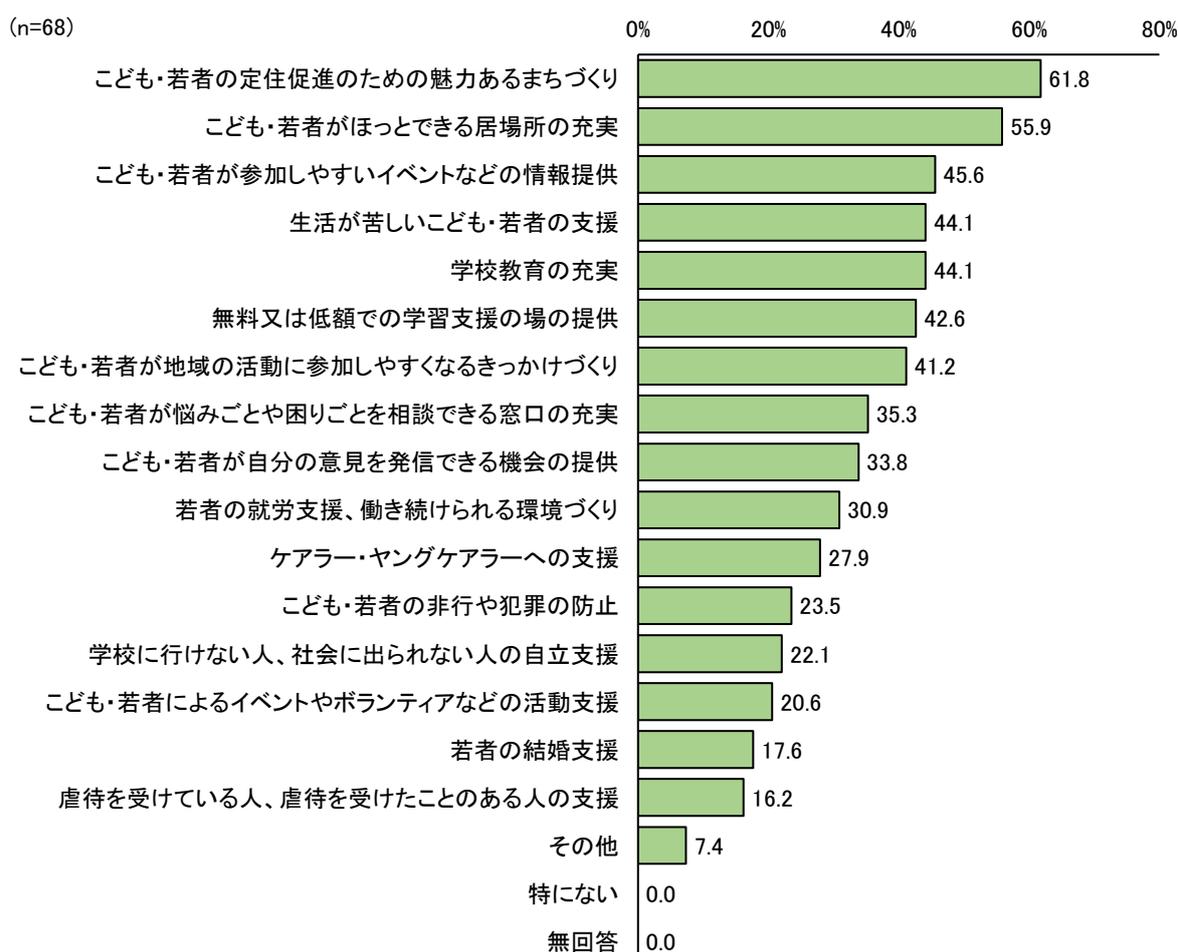


<子ども・若者への支援に必要な取組>

子ども・若者への支援に必要な取組は、「子ども・若者の定住促進のための魅力あるまちづくり」が61.8%で最も多く、以下「子ども・若者がほっとできる居場所の充実」が55.9%、「子ども・若者が参加しやすいイベントなどの情報提供」が45.6%、「生活が苦しい子ども・若者の支援」と「学校教育の充実」が44.1%などとなっています。

上位7項目で4割を超える回答割合となっており、定住促進や居場所の充実をはじめとした、多様な支援が求められていることがうかがえます。

問 あなたは、子ども・若者（15～39歳まで）への支援のために、美里町に必要な取組は何だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）



9 第2期美里町子ども・子育て支援事業計画の検証

第2期美里町子ども・子育て支援事業計画に掲載された事業の評価について、基本目標ごとに取りまとめた町の現状と主な課題は以下のとおりです。

(1) 子どもを健やかに産み育てる環境整備

町では、町役場に保健師や看護師が常駐し、開庁時間内は妊婦相談に対応できる体制を整えています。また、乳児全戸訪問事業として、生後2か月頃までの時期に家庭訪問を実施し、予防接種や健診等の情報提供を行うとともに、産婦のこころの健康チェックや育児についての助言等を行っています。

特定妊婦や子どもの発達や育児に関して不安や負担を抱える子育て家庭が年々増加しており、妊娠期からの切れ目ない支援体制の強化が求められ、産後ケア事業等の子育て支援事業を充実させていくことが必要です。また、言語聴覚士や作業療法士等による発達に関する相談や保育施設等への巡回相談は需要が高まっており、今後も実施回数の拡充が必要です。

(2) 地域における子育て家庭への支援

令和2年度以降、コロナ禍における感染拡大防止を最優先しながら事業を継続し、物価高騰の影響を受けながらも対応を進めてきました。その中で、地域子育て支援センターでは、ICT化補助を活用し、動画配信やオンライン相談の実施を開始しました。町内の就学前の教育・保育環境は、民設民営の保育所が4園、幼保連携型認定こども園が1園となりました。

ファミリー・サポート・センター事業の利用が伸び悩んでおり、制度の利便性の向上と利用促進が課題となっています。どれみ広場や親子あそび広場などは利用が高く、継続して実施します。すこやか広場は終了したため、地域子育て支援センターと連携していく必要があります。

3歳未満児の保育施設等の利用について、利用希望が高まっている状況です。保育施設等の受け入れ体制の変更や支援策の見直しが求められます。また、ひとり親家庭等医療費は、埼玉県内では、本庄・児玉地域のみ現物給付に対応していないことから、利便性の向上に向けた取組が必要です。

(3) 経済的支援の取り組み

保育料は、国において令和元年10月から3歳以上の無償化が開始され、町では、多子世帯の保育料補助が令和4年度からは現物給付へと移行し、令和6年度から給食費の補助が開始されました。

令和2年度からは「ミムリン出産祝金」を実施しました。これはコロナ禍における定額給付金の補完事業として開始され、その後町単独事業として継続されています。また、定住促進施策の一環として「定住促進住宅等奨励金制度チラシ」を作成し、関係機関に配布することで制度の啓発と普及に努めた結果、奨励金の申請件数は総合振興計画のKPIを上回る実績を達成しました。

物価高騰など経済状況の変動は子育て家庭に大きく影響を及ぼすため、今後も経済的負担の軽減に繋がる各種施策の展開が必要です。

(4) 仕事と家庭生活の両立支援

町では、事業として独自に行っているものではありません。外部関係機関等の情報提供に留まっています。国においては、マザーズハローワークやマザーズコーナー事業を展開しており、子育てしながらの再就職支援を実施しています。

このため、町の役割としては、事業の展開ではなく、普及啓発等の継続した働きかけを行う必要があります。

(5) 子どもの健やかな成長の促進と教育環境の整備

町では、コロナ禍において、行動の制限を大きく受けましたが、ICTの活用、特に、GIGAスクール構想の推進を早期に行いました。また、学校運営協議会の推進など、時代の変化に合わせた教育改革を行うとともに、地域人材や施設を活用した体験学習プログラムの充実を図ってきました。

今後も、多様化するニーズや社会情勢の変化に合わせて、多角的な視点から地域全体の教育力の向上を図っていく必要があります。

(6) 安心して子育てできるまちづくり

町では、こどもが安全に遊べる公園の整備や多様な機会の提供、各種イベントの開催など、多岐にわたる取組を行っています。

公園の整備として、幼児向けの「ミムリンパーク」を新たに整備し、身馴川公園の代替公園も計画しています。また、通学路の安全対策として、グリーンベルトの設置や歩道の新設を進めるとともに、交通安全教室や防犯パトロール、登下校時の見守り活動等を実施し、こどもの安全確保に努めてきました。

少子化が進行している状況がありますが、子育て環境の整備や安全の確保を維持していくことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

-
- 1 計画の基本理念
 - 2 計画の基本方針
 - 3 計画の施策体系
 - 4 ライフステージに応じた施策展開
-

1 計画の基本理念

本町では、令和2年3月に策定した「第2期美里町子ども・子育て支援事業計画」において、地域のつながりの希薄化、核家族化の進展、共働き家庭の増加など、子育て家庭やこどもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、すべてのこどもが心豊かに育ち、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てできるまちの実現を目指すとともに、地域みんなで保護者に寄り添い、親としての成長を支えていく環境を整えるため、『子どもの幸せに向けて、「子」「親」「地域」が互いに成長していける子育て環境づくり』を推進してきました。

この間、こどもの貧困や若者の労働問題、インターネットやSNSの普及によるいじめや誹謗中傷など、様々な問題が顕在化しています。一方、虐待やヤングケアラー、メンタルヘルスの問題など、表面化しにくい潜在的な問題も多くなっています。

本計画では、このような問題に向き合い、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくという「こどもまんなか社会」の実現を目指し、子育て環境づくりを推進するとともに、こども・若者が心豊かに暮らせるまちづくりを推進します。

■基本理念

こども・若者が心豊かに暮らせる、夢と希望にあふれる美しい里



2 計画の基本方針

基本方針1 すべての子ども・若者の権利の尊重

子どもまんなか社会の実現をめざし、子ども・若者の権利についての周知啓発を行うとともに、子ども・若者が自らの権利や未来を切り開くために必要な知識や情報を得ることができるよう、多様な場の提供に努めます。また、子ども・若者が安心して意見を述べるができる場や機会を提供・創出します。

基本方針2 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

妊娠から出産、産後にかけて、母親と子どもが安心して過ごせるよう、保健、医療、福祉、経済的支援など、様々な分野が連携し、重層的な支援を行います。

基本方針3 子どもが健やかに育つための支援

すべての家庭が安心して子育てができるよう、保育、教育、親育ちの視点から、「子」「親」「地域」が互いに成長していける子育て環境づくりを推進します。

基本方針4 子ども・若者が未来を切り開くための支援

子ども・若者が、生まれ育ったまちで自分らしく生活することができるよう、就労や経済的な支援、心の不安に対する支援を行います。また、子ども・若者が自ら選択し、将来のライフプランを思い描くことができるよう継続した支援を行います。

基本方針5 困難な状況にある子ども・若者への支援

様々な困難な状況にある子ども・若者に対し、経済的な支援とともに、家庭や地域、社会全体で子ども・若者を見守り、支援する体制を構築します。

基本方針6 子ども・若者が安心して自分らしく暮らせる環境づくり

子どもや若者の意見を取り入れた新たな「居場所」づくりを推進します。また、子ども・若者が安全に安心して生活できるまちづくりを推進します。

基本方針7 子ども・子育て支援事業の推進

必要とするすべての家庭が利用できるよう、子ども・子育て支援制度に基づく、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援事業を推進します。

3 計画の施策体系

基本理念

こども・若者が心豊かに暮らせる、夢と希望にあふれる美しい里

基本方針

基本施策

1 すべてのこども・若者の権利の尊重

- 1 こどもの権利の擁護
- 2 こども・若者の意見の尊重や参画の促進

2 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

- 1 妊娠・出産への重層的支援
- 2 母子保健対策の充実
- 3 妊娠・出産期の経済的支援

3 こどもが健やかに育つための支援

- 1 子育て・親育ち支援の充実
- 2 保育・教育への経済的支援
- 3 学校教育の充実

4 こども・若者が未来を切り開くための支援

- 1 若者の自立支援
- 2 多様な働きかたの推進
- 3 結婚・出産の希望の実現

5 困難な状況にあるこども・若者への支援

- 1 こどもの貧困対策の推進
- 2 ひとり親家庭への支援
- 3 障害児への支援
- 4 児童虐待防止の強化
- 5 ヤングケアラー等への支援

6 こども・若者が安心して自分らしく暮らせる環境づくり

- 1 こども・若者への居場所の提供
- 2 事故や犯罪等からこども・若者を守る取組
- 3 こども・若者の自殺対策の推進

7 子ども・子育て支援事業の推進

- 1 子ども・子育て支援事業計画
- 2 教育・保育提供区域
- 3 認定区分及び利用可能施設
- 4 人口推計
- 5 教育・保育事業の量の見込み及び提供体制
- 6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制

4 ライフステージに応じた施策展開

| 区分 | 妊娠 | 出産 | 乳幼児 |
|----------------------------|---------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|
| 相談・支援 | 福祉まるごと相談 66、70 ㊦ ころこの相談 78 ㊦ | | |
| | 子育てガイドブック 60 ㊦ | | |
| | 妊娠8か月の電話支援 56 ㊦ | 産後2週間の電話支援 56 ㊦ | 乳児家庭全戸訪問事業 (赤ちゃん訪問) 56、74 ㊦ |
| | 妊婦等包括相談支援事業 56 ㊦ | | |
| | 妊産婦家庭訪問 56 ㊦ | 巡回訪問 72 ㊦ | |
| | 養育支援訪問事業 56、74 ㊦ | | |
| | 子育て短期支援事業(ショートステイ) 60、74 ㊦ | | |
| | 子育て世帯訪問支援事業 60、74 ㊦ | | |
| | ファミリー・サポート・センター事業 60 ㊦ | | |
| | ことばの相談 72 ㊦ | | 発達相談 72 ㊦ |
| | 育児相談・母乳相談 56 ㊦ | | |
| | 産後ケア事業 56 ㊦ | | |
| | 地域子育て支援拠点事業 60 ㊦ | | |
| | 延長保育事業 61、67 ㊦ | | |
| | 保育所・認定こども園(一時預かり事業) 61 ㊦ | | |
| 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) 61 ㊦ | | | |
| 親子関係形成支援事業 61 ㊦ | | | |
| 助成 | ♥妊産婦医療費助成事業 58 ㊦ | | |
| | 妊婦のための支援給付交付金 58 ㊦ | | |
| | 各種健診費用の助成 58 ㊦ | | |
| | ♥不妊治療費助成事業 58、68 ㊦ | こども医療費支給事業 62 ㊦ ひとり親家庭等医療費 71 ㊦ | |
| | 不妊検査・不育症検査費助成 事業 58、68 ㊦ | 児童手当 62 ㊦ 児童扶養手当 71 ㊦ | |
| | | 特別児童扶養手当 72 ㊦ | |
| | ♥多子世帯保育料負担軽減補助事業 62 ㊦ | | |
| | ♥保育施設等給食費無償化補助金 62 ㊦ | | |
| | 養育医療給付事業 58 ㊦ | | |
| | 実費徴収にかかる補足給付補助金 62、71 ㊦ | | |
| ♥ミドリ出産祝金支給事業 58 ㊦ | | | |
| 保健・健診 | ♥葉酸サプリ配布事業 69 ㊦ | | |
| | ♥妊婦歯科健康診査 57 ㊦ | | |
| | 妊婦健康診査 57 ㊦ | 予防接種 57 ㊦ | |
| | 母子健康手帳の交付 57 ㊦ | 幼児歯科健康診査 57 ㊦ | |
| | | 乳幼児健康診査 57 ㊦ | |
| | 産婦健康診査 57 ㊦ | | |
| | ♥新生児聴覚スクリーニング検査 57 ㊦ | | |
| 教室・教育 | マタニティ広場 (ママパパ学級) 59 ㊦ | 育児学級(どれみ広場) 60 ㊦ 親子あそび広場 60 ㊦ | |
| | | あかちゃん広場 59 ㊦ | |
| | | ♥ブックスタート事業 60 ㊦ | |
| | 親サロン 72 ㊦ | | |
| | カンガルー教室・かるがも教室 (集団発達教室) 72 ㊦ | | |



※♥は町独自事業を表しています。

*こども大綱では、こどもまんなか社会の実現に向けて、ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援することが掲げられています。本町におけるライフステージごとの主な施策は以下のとおりです。

| 小学校 | 中学校 | 高校・大学 | 社会人 |
|---|--|--|---|
| | | 青少年相談員によるボランティア事業 76 ㄱ | |
| さわやか相談員 78 ㄱ | | | SAITAMA 出会いサポートセンター (恋たま) 68 ㄱ |
| | |  | |
| 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) 61、67 ㄱ | | | |
|  |  | |  |
| | 入学準備金貸付制度 71 ㄱ | | ♥ 奨学金返還支援補助事業 66 ㄱ |
| | 奨学金貸付制度 71 ㄱ | | ♥ 結婚新生活支援事業 68 ㄱ |
| | 利子補給金制度 62 ㄱ | | |
| ♥ 通学用ヘルメット購入補助金 62 ㄱ | ♥ 新幹線通学定期券購入補助事業 65 ㄱ | ♥ 新幹線通勤定期券購入補助事業 65 ㄱ | |
| ♥ 学校給食費無償化事業 62 ㄱ | | | |
| ♥ 小・中学校教材費補助事業 62 ㄱ | | | |
| 就学援助制度 71 ㄱ |  | | ♥ 葉酸サプリ配布事業 69 ㄱ |
| 特別支援教育就学奨励費支給制度 62、73 ㄱ | 育児学級 (どれみ広場) | | |
|  | ♥ ミムリン学習塾の開催 76 ㄱ |  | |
| | ♥ 英検チャレンジの実施 63 ㄱ | | |
| | ♥ 中学生社会体験チャレンジ事業の実施 64 ㄱ | | |

※各ライフステージに特有の課題に対応した施策を記載しており、本計画のすべての施策を一覧にしたものではありません。

第4章 施策展開

-
- 基本方針1 すべてのこども・若者の権利の尊重
 - 基本方針2 妊娠・出産期からの切れ目のない支援
 - 基本方針3 こどもが健やかに育つための支援
 - 基本方針4 こども・若者が未来を切り開くための支援
 - 基本方針5 困難な状況にあるこども・若者への支援
 - 基本方針6 こども・若者が安心して自分らしく暮らせる環境づくり
 - 基本方針7 子ども・子育て支援事業の推進
-

■第4章の見方

| | | | | | | | |
|---|---|-----|---------|--|---------|--|--|
| <p>基本方針* ****</p> | <p>▼基本方針ごとに現状及び課題、基本施策、具体的な取組を定めています。</p> | | | | | | |
| <p>≪現状及び課題≫</p> | <p>▼国や県の動き、本町の現状及び課題について記載しています。</p> | | | | | | |
| <p>基本施策* ****</p> | <p>▼基本方針に対応する基本となる施策を記載しています。</p> | | | | | | |
| <p>≪施策の方向性≫</p> <table border="1" data-bbox="212 1261 767 1554"> <tr> <td data-bbox="212 1261 563 1312">*施策 ▶▶ 頁</td> <td data-bbox="563 1261 767 1312">担当課</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="212 1312 767 1373">◎方針・考え方</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="212 1373 767 1554">○具体的な取組</td> </tr> </table> | *施策 ▶▶ 頁 | 担当課 | ◎方針・考え方 | | ○具体的な取組 | | <p>▼基本施策ごとの施策の方向性を記載しています。</p> <p>▼「*」のある施策は、複合的な課題に対応するための施策として2つ以上の基本施策に記載しています。</p> <p>▼「▶▶」のある施策は、「基本施策7 子ども・子育て支援事業の推進」の該当頁において、事業の「量の見込み」等を記載しています。</p> <p>▼「◎」は、今後、町で実施する施策に対する方針や考え方を記載しています。</p> <p>▼「○」は、町で実施する具体的な取組を記載しています。</p> |
| *施策 ▶▶ 頁 | 担当課 | | | | | | |
| ◎方針・考え方 | | | | | | | |
| ○具体的な取組 | | | | | | | |

基本方針1 すべての子ども・若者の権利の尊重

《現状及び課題》

子ども・若者への意見聴取では、子ども・若者の意見や考えのまちづくりへの反映(39頁)について、反映されていると思うとの回答が4割強、反映されていないと思うとの回答が4割で、意見の分かれる結果となっています。

子ども大綱では、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現を目指しています。また、子ども施策に関する基本的な方針として、子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図ることなど、6つの基本的な方針(4頁参照)を定めており、子どもや若者に関わるすべての施策において、子ども・若者の視点や権利を主流化し、権利を基盤とした施策を推進することが求められています。

そのため、子ども・若者の多様な意見や考えをまちづくりに反映し、誰一人取り残すことのない、子どもまんなか社会を実現していく必要があります。

基本施策1 子どもの権利の擁護

子どもまんなか社会の実現をめざし、子ども・若者の権利についての周知啓発を行うとともに、子ども・若者が自らの権利や未来を切り開くために必要な知識や情報を得ることができるよう、多様な場の提供に努めます。

《施策の方向性》

| | |
|--|-----------------|
| 子どもの権利の周知と啓発 | 子ども未来課、教育委員会事務局 |
| ◎子ども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容を、子ども・若者や、子育て当事者、教育・保育に携わる者等に対して広く周知し、共有を図ります。 | |
| 多様な子ども・若者への理解 | 全庁 |
| ◎思想・信条、人種、民族、国籍、障害の有無、性的指向及びジェンダーアイデンティティ、生き立ち、成育環境、家庭環境等によって差別的取扱いを受けることがないよう、多様な子ども・若者への理解促進を図ります。 | |
| ◎貧困、虐待、いじめなどの権利の侵害から子ども・若者を守り、支援します。 | |

基本施策2 子ども・若者の意見の尊重や参画の促進

子ども・若者が、生活の場や政策決定の過程において意見を表明し、その意見が反映され、周囲や社会が変わっていく体験を積み上げながら、希望と意欲に応じて未来を切り開いていけるよう、安心して意見を述べる場や機会を提供・創出します。

《施策の方向性》

| 計画への若者の意見の反映 | 全庁 |
|--|----|
| <p>◎子ども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することで、社会への影響力を発揮することにつながるため、子ども・若者の最善の利益を実現する観点から子ども・若者の意見を年齢や発達に応じて尊重します。</p> <p>◎子ども・若者が意見表明をし、社会に参画する上でも意見形成は欠かせないものであることから、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行います。</p> <p>◎貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、不登校、障害・医療的ケア、非行などを始めとする困難な状況に置かれた子ども・若者など、声を聴かれにくい子ども・若者が、言語化された意見だけでなく様々な形で発する思いや願いについて汲み取るための十分な配慮を行います。</p> | |

■子ども・若者への意見聴取の取組

15歳から39歳までの若者のみなさん！あなたの意見を聞かせてください

初版公開日:[2024年11月01日] 更新日:[2024年11月1日] ID:2197

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます  シェア  ツイート

子ども・若者の意見聴取に関するアンケートのお願い

令和4年6月に、すべての子どもや若者が将来にわたって、幸せな生活ができる社会を実現するために、「子ども基本法」がつけられました。美里町では、「[子ども基本法](#)」を踏まえた新しい計画の策定を進めています。そのため、子どもや若者（15歳から39歳まで）のみなさまが意見を言える場や仕組みづくりの1つとして、アンケート調査を行います。このアンケートでは、あなたの居場所に関することや子ども・若者支援のために町に求めることなどをお聞かせします。美里町をみなさまにとってより良いまちにするために、ご意見をお聞かせください。

期間

令和6年10月27日（日曜日）から11月24日（日曜日）まで

対象者

町内に在住・在勤する 15 歳から39 歳までのかた

回答

アンケートの回答は、下記URLまたはQRコードにアクセスしてください。5分程度で回答できます。

<https://enquete.cc/q/misato-kodomowakamono>



資料：美里町 子ども・若者の意見聴取のためのアンケート（令和6年度）

基本方針2 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

《現状及び課題》

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、妊産婦等の孤立感や負担感が高まっており、身近な親族や地域住民からの支援や協力を得ることも困難な家庭も多く、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供が必要です。

本町では、毎年50人前後の出生数となっており、妊娠期・出産期・乳幼児期を通じて、母子の健康が保たれるよう、妊婦相談や乳幼児健康診査、乳児全戸訪問事業等を実施しています。

アンケート調査によると、町で実施している事業（24頁）について、「育児相談」や「教育相談室」といった相談に関する事業は、現状の利用は少ないものの、今後の利用意向が多くなっており、重要度が高いことがうかがえます。また、充実を希望する相談場所（26頁）は、「子どもについて何でも相談できる総合的な窓口」が最も多くなっています。

妊娠・出産は個々の生活に様々な影響を与える重要な時期であり、その課題も多岐にわたることから、保健、医療、福祉、経済的支援など、様々な分野が連携して取り組むことが求められます。

基本施策1 妊娠・出産への重層的支援

本町では、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制を構築するため、令和6年4月から「こども未来課」として組織体制を整え、町民からの妊娠・出産期からのこどもに関する手続きや相談を一元的に受け付けています。

育児や教育などのこどもに関する相談支援の重要度が特に高いことを踏まえ、町の相談窓口や支援体制の周知を徹底するとともに、妊娠から出産、産後にかけて、母親とこどもが安心して過ごせるよう、保健、医療、福祉、メンタルヘルスケアなど、複数の側面から重層的な支援を行います。

《施策の方向性》

| | |
|---|--------|
| *こども家庭センター | こども未来課 |
| ○妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに対し、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施します。 | |
| 妊婦相談 | こども未来課 |
| ○安心して出産するために、妊娠中の体調、出産や育児に関する疑問、産後のサポートなどについて、電話や家庭訪問、来所による相談支援を行います。 | |
| ○沐浴指導などを実施します。 | |

| | |
|--|--------|
| 妊娠8か月の電話支援 | こども未来課 |
| ○妊娠8か月頃に、担当保健師が妊娠経過、健康状態、産後のサポートなどを電話で伺い、継続した支援につなげます。 | |
| 妊産婦家庭訪問 | こども未来課 |
| ○母親の体調管理の面からの日常生活指導を行うとともに、育児不安・疾病異常の早期発見を促進するために家庭訪問を実施します。 | |
| 産後2週間の電話支援 | こども未来課 |
| ○出産後2週間を経過したころ、担当保健師等が母親の体調や産後の過ごし方、赤ちゃんの様子などを電話で伺い、子育ての不安軽減に繋がります。 | |
| 育児相談・母乳相談 | こども未来課 |
| ○赤ちゃんが健やかに育つよう、身長、体重測定や栄養相談、母乳相談など育児に対する相談を保健師、助産師、看護師、管理栄養士等が行います。 | |
| 産後ケア事業 ▶▶86頁 | こども未来課 |
| ○出産後に心身の不安を抱える母親の心身のケアや育児サポートを行い、母親の心の安定と育児不安の解消を図ります。 | |
| 妊婦等包括相談支援事業 ▶▶86頁 | こども未来課 |
| ○妊産婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。 | |
| *乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問） ▶▶87頁 | こども未来課 |
| ○乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うことで、育児不安の軽減と虐待予防及び疾病予防を図ります。 | |
| *養育支援訪問事業 ▶▶87頁 | こども未来課 |
| ○養育支援が必要と認められる家庭を訪問し、保健師等が養育に関する相談や助言を行い育児ストレスの軽減をはかり、産後うつ病等を予防します。 | |

基本施策2 母子保健対策の充実

妊娠・出産期から子育て期にかけて、母親とこどもの心身の健康を支えるため、各種健診の充実を図るとともに、母子の悩みや不安に寄り添いながら必要な支援につなげます。

《施策の方向性》

| | |
|--|--------|
| 母子健康手帳の交付 | こども未来課 |
| <p>○妊娠届出に基づき母子健康手帳を交付します。</p> <p>○交付時に記入されたアンケートに基づき、保健師・看護師等が面談を実施し、必要な事業やサービス等につなげます。</p> <p>○乳幼児健康診査結果、予防接種等を記録し、妊娠初期からの一貫した健康管理の充実を図ります。</p> | |
| 妊婦健康診査 ▶▶86頁 | こども未来課 |
| <p>○妊婦やお腹の赤ちゃんの健康状態を定期的に確認し、妊娠高血圧症候群などの合併症を早期に見出し、治療するため、健康診査等にかかる費用を補助します。</p> <p>○基本的な健康診査、血液検査、HIV抗体検査、超音波、GBS検査等を行います。</p> | |
| 妊婦歯科健康診査 | こども未来課 |
| <p>○妊婦及び生まれてくる子の虫歯や歯周病等の予防意識を高め、口腔衛生の向上を図るために妊婦歯科健康診査を実施します。</p> <p>○チラシ作成による周知や受診方法等について検討を行い、受診の促進を図ります。</p> | |
| 産婦健康診査 | こども未来課 |
| <p>○出産後間もない時期の母親の心と体の健康状態を把握し、産後うつや新生児への虐待を予防するため実施します。</p> <p>○基本的な健康診査とこころの健康チェックを行います。</p> | |
| 乳幼児健康診査 | こども未来課 |
| <p>○身体発育及び精神面の発達の面から重要な時期である乳幼児を対象として健康診査を行い、こどもの成長、発達の確認だけでなく、日常の母親の育児における心配や悩みに寄り添った保健指導を行います。</p> | |
| 幼児歯科健康診査 | こども未来課 |
| <p>○1歳6か月児・2歳児・2歳6か月児・3歳児・5歳児を対象に、歯科医師による健康診査、歯科衛生士によるフッ素塗布、ブラッシング指導等を実施し、むし歯を予防するとともに健康なこどもの育成を図ります。</p> | |
| 新生児聴覚スクリーニング検査 | こども未来課 |
| <p>○外見ではわかりにくい赤ちゃんの耳の聞こえ（聴覚）の障害を、早期に見出すため実施します。適切な指導を行うことで、言葉の発達と心の成長に繋がります。</p> | |
| 予防接種 | こども未来課 |
| <p>○感染症の発症予防や重症化予防のため、予防接種を行います。</p> <p>○個別予防接種として、予防接種法に基づく定期の予防接種を実施します。</p> | |

基本施策3 妊娠・出産期の経済的支援

妊娠・出産期は心身の負担に加えて、経済的な負担も大きく、子育て家庭の経済的な負担を軽減するための助成制度の利用促進を図るとともに、不妊治療費助成事業やミムリン出産祝金支給事業、妊産婦医療費助成事業など、町独自の事業による支援を行います。

《施策の方向性》

| | |
|--|--------|
| *不妊治療費助成事業 | こども未来課 |
| ○不妊治療を行っている夫婦に対し、医療保険の対象とならない不妊治療費用の一部を助成します。 | |
| *不妊検査・不育症検査費助成事業 | こども未来課 |
| ○こどもを望む夫婦に対し、医療保険対象、対象外に関わらず不妊検査・不育症検査費用の一部を助成します。 | |
| 養育医療給付事業 | こども未来課 |
| ○医師の判断で入院が必要とされた未熟児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に養育医療の給付を行います。 | |
| 妊婦のための支援給付交付金（R6出産・子育て応援交付金） | こども未来課 |
| ○妊婦等へ経済的支援を実施するため、妊娠届出時に5万円、出産後生まれたこども1人あたり、5万円を支給します。 | |
| ミムリン出産祝金支給事業 | こども未来課 |
| ○子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、町に住所がある保護者に面談後、生まれたこども1人あたり、5万円を支給します。 | |
| 妊産婦医療費助成事業 | こども未来課 |
| ○妊娠されたかたが安心して出産・子育てができるよう、母子健康手帳を交付した日から出産した月の翌月末日までにおける保険対象分の医療費を助成します。 | |
| 各種健診費用の助成 | こども未来課 |
| ○妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査、産婦健康診査、新生児聴覚スクリーニング検査における健診費用を助成します。 | |
| 低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成事業 | こども未来課 |
| ○低所得の妊婦の経済的負担の軽減を図り、必要な支援につなげるため、初回の産科受診費用を助成します。 | |

基本方針3 こどもが健やかに育つための支援

《現状及び課題》

核家族化や共働き世帯の増加、ライフスタイルの多様化等により、子育て支援ニーズも多岐にわたっており、多様な教育・保育サービスの充実が求められています。また、社会情勢の変化や地域のつながりの希薄化等により、子育てへの不安感や負担感が高まっており、社会全体で子ども・若者を支えていくことが求められています。

本町では、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育サービスに加えて、育児学級（どれみ広場）や親子あそび広場といった親子向けの取組から、地域の人材や資源を活用した体験活動など、「子」「親」「地域」が互いに成長していける子育て環境づくりに取り組んでいます。

アンケート調査においても、町で実施している事業（24頁）について、「すこやか広場、親子あそび広場」と「どれみ広場（育児学級）、あかちゃん広場」は、現在の利用と今後の利用意向がともに多い事業であることがうかがえます。

そのため、これまでの「子」「親」「地域」が互いに成長していける子育て環境づくりをさらに推進していくことが重要です。

基本施策1 子育て・親育ち支援の充実

こどもが健やかに育つためには、保護者自身が子育てに喜びや自信を感じ、ゆとりを持って子育てができるよう支援することが大切です。乳幼児期からの親子の触れ合いを通じて、豊かな感情や思いやりの心、社会性などが育まれます。また、家庭での親子関係はこどもの育ちに大きな役割を担っており、保護者には家庭や地域における子育て・親育ちの重要性を伝えていく必要があります。

このことを踏まえて、すべての家庭が安心して子育てできるよう、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育サービス（79～93頁）を充実するとともに、多様な子育て・親育ちの取組を実施します。

《施策の方向性》

| | |
|---|--------|
| マタニティ広場（ママパパ学級） | こども未来課 |
| ○妊娠中からの相談体制の充実を図り、妊婦と夫（パートナー）を対象に、地域での仲間づくりや赤ちゃんを迎える準備としてお産の流れなどを助産師から学びます。夫（パートナー）は妊婦体験を実施します。 | |
| あかちゃん広場 | こども未来課 |
| ○生後6か月頃までの赤ちゃん和妈妈（養育者）を対象に、ベビーマッサージ・離乳食などの講座や助産師による母乳相談、育児相談などを行い、産後のママをサポートします。 | |

| | |
|---|--------|
| 育児学級（どれみ広場） | こども未来課 |
| ○音楽を媒体に遊びを通して親子の関わり方を学んだり、仲間づくりや心身のリフレッシュができる楽しめる場を提供します。 | |
| 親子あそび広場 | こども未来課 |
| ○親子で一緒に身体を動かして遊ぶ教室です。心身のリフレッシュを図ると共に、コミュニケーションを深める場としても提供しています。 | |
| ブックスタート事業 | こども未来課 |
| ○本へ親しむ機会を設け、親子の絆を深めることを目的に乳児家庭訪問時、1歳6か月児健診時及び5歳児歯科健診時に絵本を配布します。 | |
| 子育てガイドブック | こども未来課 |
| ○子育てされているかたや、これから子育てされるかたのために、町で行っている子育て支援制度やサービスについて紹介するガイドブックを発行します。 | |
| 予防接種（任意接種）費用の助成 | こども未来課 |
| ○感染症の予防と、保護者の経済的負担の軽減をはかるため、「おたふくかぜ」、「中学校3年生対象のインフルエンザ」予防接種の接種費用を助成します。 | |
| 低年齢児保育促進事業 | こども未来課 |
| ○低年齢児の受入に積極的に取り組む保育所等において、低年齢児の心身発達の特性に応じた保育を安定的に実施できるよう、担当する保育士等を確保し、低年齢児の受入の促進を図ります。 | |
| 地域子育て支援拠点事業 ▶▶85頁 | こども未来課 |
| ○未就園児の子育て親子同士の交流の場を提供するとともに、育児相談、各種講習会等を開催し、保護者の育児ストレスの解消に努め、こどもの健やかな育ちを支援します。 （町内1か所の地域子育て支援センターで実施します） | |
| *子育て世帯訪問支援事業 ▶▶88頁 | こども未来課 |
| ○訪問支援員が家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを何うとともに家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整えます。 | |
| *子育て短期支援事業（ショートステイ） ▶▶88頁 | こども未来課 |
| ○こどもを養育している保護者が、疾病、出産、看護、出張、冠婚葬祭等の理由により、一時的に家庭においてこどもの養育が困難となった場合等に、町と契約した乳児院や児童養護施設で短期間こどもを預かります。 | |
| ファミリー・サポート・センター事業 ▶▶89頁 | こども未来課 |
| ○育児の手助けをしたいかたと、手助けを受けたいかたからなる会員組織で、仕事と育児の両立を支援するため、会員同士で地域において育児に関する援助活動を行います。 | |

| | |
|--|----------|
| 一時預かり事業 ▶▶89頁 | こども未来課 |
| ○保護者の病気、冠婚葬祭、その他の理由で一時的に保育を必要とする場合、0歳から就学前までのこどもを一時的に預かります。 | |
| *延長保育事業 ▶▶90頁 | こども未来課 |
| ○保護者の就労形態の多様化に伴い、11時間保育を超えた長時間保育を実施します。 ○長時間保育を受けるこどもに配慮するとともに、保護者のニーズに応えられるよう事業の充実を図ります。(町内保育所1か所で行います) | |
| *放課後児童健全育成事業 ▶▶91頁 | こども未来課 |
| ○美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例に沿って、事業の質的な向上を図り、こどもの放課後の安定した遊びと生活の場を確保し、こどもの健全育成に努めます。 | |
| 親子関係形成支援事業 ▶▶92頁 | こども未来課 |
| ○親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的として、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報提供や相談支援を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が悩みや不安を共有し、情報交換ができる場を設ける等の支援を行います。 | |
| 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) ▶▶92頁 | こども未来課 |
| ◎令和8年度から公的給付として実施します。 ○幼稚園・保育所等に通っていない6か月から3歳未満のこどもを対象に、保育所や認定こども園等の余裕定員等を活用し、月一定時間までの利用可能枠の中で、親の就労要件を問わず保育を行います。 | |
| 家庭教育の充実 | 教育委員会事務局 |
| ○「家庭教育学級」や「親の学習」など、保護者が親の役割についての認識を深めることができる学習の機会を設け、家庭における教育の充実と情報の提供に努めます。 | |

基本施策2 保育・教育への経済的支援

保育・教育に係る経済的支援により、保護者の負担軽減を図ります。

なお、令和元年10月1日から、(満)3歳から5歳までの保育所、幼稚園、認定こども園等を利用するこども(0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもも対象)の利用料が無償化されています。

《施策の方向性》

| | |
|--|----------|
| *実費徴収にかかる補足給付補助金 | こども未来課 |
| ○特定教育・保育施設利用者のうち、被保護世帯等に対し、日用品等の実費負担額を補助します。 | |
| 保育施設等給食費無償化補助金 | こども未来課 |
| ○子育て支援を目的として保育施設等に保護者が支払う給食費を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。 | |
| 多子世帯保育料負担軽減補助事業 | こども未来課 |
| ○養育している子が2人以上いる多子世帯の保護者の経済的負担の軽減を図るため、対象子どもが保育所等へ入所している場合において保育料の負担を軽減します。 | |
| 児童手当 | こども未来課 |
| ○家庭生活の安定と次世代を担う児童の健やかな成長に資するために手当を支給します。 | |
| こども医療費支給事業 | こども未来課 |
| ○18歳年度末までの児童を対象に、医療保険制度を使用して受診した医療費の一部を支給します。 | |
| 学校給食費無償化事業 | 教育委員会事務局 |
| ○子育て世代の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境づくりを推進するため、町内の小学校・中学校に通う児童生徒の学校給食費を全額補助します。 | |
| 通学用ヘルメット購入補助金 | 教育委員会事務局 |
| ○町内小・中学校の新1年生及び転入生に対し、ヘルメット購入費を補助します。 | |
| 小・中学校教材費補助事業 | 教育委員会事務局 |
| ○町内の小学校・中学校に通う児童生徒が購入するワークブック、ドリル、資料集等の教材費を一部補助します。 | |
| *特別支援教育就学奨励費支給制度 | 教育委員会事務局 |
| ○特別支援学級等に通う児童生徒の保護者に対し、学用品や給食費などの就学費用を援助します。 | |
| 利子補給金制度 | 教育委員会事務局 |
| ○高等学校及び大学等に在学する者の保護者が教育資金に係る融資を受けた場合に支払利子の一部を補給します。 | |

基本施策3 学校教育の充実

児童生徒に基礎・基本の習得の徹底を図り、確かな学力を身につけさせるとともに、学習意欲の向上やまちへの愛着、一人ひとりの個性と創造力の高揚を図り、社会の変化に対応できる「生きる力」を育む教育を基本とした魅力ある学校教育と、教育課程の編成に柔軟に対応できる教育環境を整備・充実します。

家庭、学校、企業、地域社会、行政がそれぞれの立場で相互の連携を図り、地域性を活かした健全育成のための環境づくりを推進します。

＜施策の方向性＞

| | |
|--|----------|
| インクルーシブ教育の推進 | 教育委員会事務局 |
| ◎障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための環境を整備し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場を充実します。 | |
| ジェンダーギャップの解消 | 教育委員会事務局 |
| ◎心身の発達に応じた教育や学習、広報活動等により、子ども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消を推進します。 | |
| 学力向上研究事業・人権教育研究事業の実施 | 教育委員会事務局 |
| ○1年に1校ずつ（学力向上研究事業1校、人権教育研究事業1校）、美里町教育委員会からの委嘱により、授業改善や環境整備等について研究したことをまとめ、研究発表会を実施します。また、研究発表会の際、授業公開も実施し、相互授業参観や研究協議会を通して、授業力の向上を図り、児童生徒の学力向上や人権教育に努めます。 | |
| 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の推進 | 教育委員会事務局 |
| ○児童生徒に学習の基礎・基本の習得の定着を図るとともに、変化の激しい時代に対応する「生きる力」を育むため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業を展開します。美里町の教育スタイルを活用した授業を推進し、児童生徒の学力向上に努めます。 | |
| I C Tを活用した授業の充実 | 教育委員会事務局 |
| ○デジタル化社会の実現に向け、新しい学びの機会を提供するため、AIドリル等を活用した学習の充実を図ります。 | |
| 英検チャレンジの実施 | 教育委員会事務局 |
| ○現代のグローバル社会の中で、豊かな人生を生き抜き、活躍できるよう、実践的な英語力を身につけさせるために、「Misato EIKEN Challenge（美里英検チャレンジ）」を実施します。 ○中学校卒業時に英検3級の取得率を50%以上にすることを目標として、英検IBA、英検対策講座、英検検定料の補助を行います。 | |

| | |
|---|----------|
| 中学生社会体験チャレンジ事業の実施 | 教育委員会事務局 |
| <p>○地域のなかで様々な体験活動や多くの人々とのふれあいをとおして、みずみずしい感性や社会性、自律心を養い、たくましく豊かに生きる力をはぐくむことをねらいとする「中学生社会体験チャレンジ事業」（地域の事業所や団体での社会体験活動）を実施します。中学1年生の、事前学習1日間、実体験日数2日間、事後学習1日間、計4日間の事業を支援します。</p> | |
| キャリアパスポートを活用したキャリア教育の実施 | 教育委員会事務局 |
| <p>○児童生徒が小学校から高等学校までの学校生活における自分自身の成長と変化を記録し、自己理解を深め、将来設計に役立てることができるように支援します。</p> | |
| 小・中学校における特別支援教育の体制整備 | 教育委員会事務局 |
| <p>○心身に障害のある児童生徒等の支援のあり方について、支援委員会や専門部会で協議するとともに、校内における特別支援教育体制の構築に向け、特別支援コーディネーター研修を実施します。</p> | |
| 巡回相談を活用した教育支援体制の充実 | 教育委員会事務局 |
| <p>○特別支援教育の専門家による小・中学校への巡回相談を実施します。児童生徒理解やよりよい指導について学ぶ場とし、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援につなげます。</p> | |
| 地域の人材や資源を活用した体験活動の充実 | 教育委員会事務局 |
| <p>○ゲストティーチャーなど地域の人材や資源を活用した授業や、町内での体験活動等の充実に取り組みます。 ○小・中学校で地域資源や産業を知る機会を設け、まちへの愛着を育みます。</p> | |
| 小学生を対象にした芸術鑑賞会 | 教育委員会事務局 |
| <p>○小学校の全児童を対象に芸術鑑賞会（演劇鑑賞・音楽鑑賞等）を実施し、豊かな感性を育てます。</p> | |
| 読み語りの実施 | 教育委員会事務局 |
| <p>○小学校でボランティアによる読み語りを実施し、豊かな感性を育てます。 ○読書への興味・関心を高め、様々な本に触れる機会につなげます。</p> | |
| 6年生スポーツ交流会の実施 | 教育委員会事務局 |
| <p>○町内3小学校6年生合同によるスポーツ交流会を実施し、仲間意識を醸成するとともに中1ギャップの解消を図ります。</p> | |

基本方針4 こども・若者が未来を切り開くための支援

《現状及び課題》

こども・若者に対する支援が特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるよう社会全体で支えることが重要です。

こども・若者が未来を切り開くためには、教育の充実や就職機会の創出、経済的な支援など、多岐にわたる取組が求められます。しかし、現状では経済的な問題による教育の格差の解消や若者が自立した生活を送るための支援体制の充実などが課題となっており、これらを解決するためには社会全体で取り組むことが不可欠です。

こども・若者への意見聴取では、こども・若者への支援に必要な取組（38頁）として、「こども・若者の定住促進のための魅力あるまちづくり」が6割強で最も多く、次いで「こども・若者がほっとできる居場所の充実」が5割半となっており、本町に住み続けるための施策や居場所づくりが期待されています。

そのため、こども・若者が、生まれ育ったまちで自分らしく生活を送ることができるよう、居場所づくりや就労支援、心の不安の解消など、未来を切り開くための支援が求められます。

基本施策1 若者の自立支援

若者が経済的、社会的、精神的に自立し、自己実現を達成できるよう、経済的負担の軽減、就労や困りごとへの相談対応など、関係機関と連携し自立支援を推進します。

若者を対象とした独自の助成制度により、若い世代の経済的な負担の軽減に努め、美里町で将来の夢が実現できるよう支援します。

ひきこもりなど社会生活を営むうえで困難に直面している若者に対しては、社会へ一歩が踏み出せるよう相談体制の整備に努めるとともに、若者サポートステーション等の関係機関との連携に取り組みます。

《施策の方向性》

| | |
|--|--------|
| *こども若者の居場所づくり | こども未来課 |
| ○読書や勉強ができるスペース、自由に集まり交流できるスペースなどを設置し、こどもや若者が気軽に集い、落ち着ける居場所づくりの整備に努めます。 | |
| 新幹線通学定期券購入補助事業 | 総合政策課 |
| ○新幹線通学をする大学生等に、新幹線定期券購入費の一部を補助します。 | |
| 新幹線通勤定期券購入補助事業 | 総合政策課 |
| ○新幹線通勤をする若年者に、新幹線定期券購入費の一部を補助します。 | |

| | |
|--|----------|
| 奨学金返還支援補助事業 | 教育委員会事務局 |
| ○美里町に定住する人を対象に、大学等の在学時に借り入れた奨学金返還金額の一部を補助します。 | |
| 就職面接会・企業説明会 | 農林商工課 |
| ○ハローワークが実施する就職面接会（本庄児玉郡地域）や埼玉県が実施する埼玉県北部地域合同企業説明会（埼玉県北部地域に通う高校3年生を対象）を周知し、就職希望者への情報発信を強化します。 | |
| 起業支援事業補助金 | 農林商工課 |
| ○美里町で起業する人を対象に、事業所開設に要する経費、賃借に要する経費及び雇用促進を目的とする経費を補助します。 | |
| 認定農業者支援事業補助金 | 農林商工課 |
| ○5年以上農業経営を行うことが見込まれる認定農業者を対象に、新規作物や新たに導入する機械、施設等の整備に要する費用の一部を補助します。 | |
| *福祉まるごと相談 | 介護福祉課 |
| ○ひきこもり、生活困窮など福祉に関する生活の困りごと相談事業です。専門員が電話または対面で相談に応じ、必要な情報提供や助言を行います。 | |

基本施策2 多様な働きかたの推進

コロナ禍をきっかけに、リモートワークやテレワークが急速に普及し、働く場所や時間を柔軟に選べるようになり、仕事と生活のバランスが取りやすくなりました。一方、ライフスタイルや価値観が多様化するなかで、子育て家庭が仕事と子育てを両立できるよう、柔軟で多様な働き方が求められています。

アンケート調査では、母親の就労状況（21頁）をみると、およそ8割半の母親がフルタイムまたはパート等（育児休業等で現在は働いていない人も含む）で就労しています。また、帰宅時刻（21頁）は、母親よりも父親のほうが遅い傾向にあり、保育園等への迎えや夕食、入浴、就寝などの育児負担が母親に集中していることがうかがえます。

そのため、働き方を改革することは、長時間労働の是正となるほか、育児・家事に充てる時間を十分に確保することに繋がります。また、家庭の事情に応じた多様な働き方を選択でき、男女ともに仕事と育児を両立できるよう、社会全体の構造や意識を変えていく必要があります。

《施策の方向性》

| | |
|---|--------------|
| 父親の子育て参加への推進 | こども未来課 |
| <p>◎父親がより子育てにかかわる意識改革を促進するため、地域や企業、住民を対象に普及啓発に取り組みます。</p> <p>○男性（父親）の子育てへの参加を促進するため、父親向け講座の開催やガイドブック等を配布し父親の行動変容に繋がめます。</p> | |
| 多様な働き方の見直しに関する啓発 | 農林商工課・こども未来課 |
| <p>◎町内事業所、企業等へ育児休業、介護休業等の制度の周知、多様な働きかたに関する情報を提供し、ワークライフバランスの啓発を行います。</p> <p>○男女ともに仕事と家庭・地域活動のバランスのとれた生活を実現するため、男性の育児休暇、定時退社、フレックスタイム制等を推進します。</p> | |
| 仕事と子育ての両立の推進 | こども未来課 |
| <p>◎共働き家庭、ひとり親家庭、在宅での子育て家庭など、ライフスタイルやニーズに応じて必要とする支援が受けられるよう、子育て支援サービスの充実に努めます。</p> | |
| *延長保育事業 ▶▶90頁 | こども未来課 |
| <p>○保護者の就労形態の多様化に伴い、11時間保育を超えた長時間保育を実施します。</p> <p>○長時間保育を受けるこどもに配慮するとともに、保護者のニーズに応えられるよう事業の充実を図ります。（町内保育所1か所で開催します）</p> | |
| *放課後児童健全育成事業 ▶▶91頁 | こども未来課 |
| <p>○美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例に沿って、事業の質的な向上を図り、こどもの放課後の安定した遊びと生活の場（放課後児童クラブ）を確保し、こどもの健全育成に努めます。</p> | |

基本施策3 結婚・出産の希望の実現

若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てができる社会が求められています。

結婚・出産に対する個人の自由な意思決定を尊重するとともに、若い世代が自らの選択により、結婚し、子どもを産み育てたいと望んだときは、社会全体で若い世代を支え、後押ししていく必要があります。

結婚の希望を叶えるには、出会いの支援だけでなく、将来の健やかな妊娠、出産に向け、早い段階から日々の生活や自身の身体、健康と向き合う機会を提供する取組が重要です。若い世代が、自ら選択し、将来のライフプランを思い描くことができるよう継続した支援を行います。

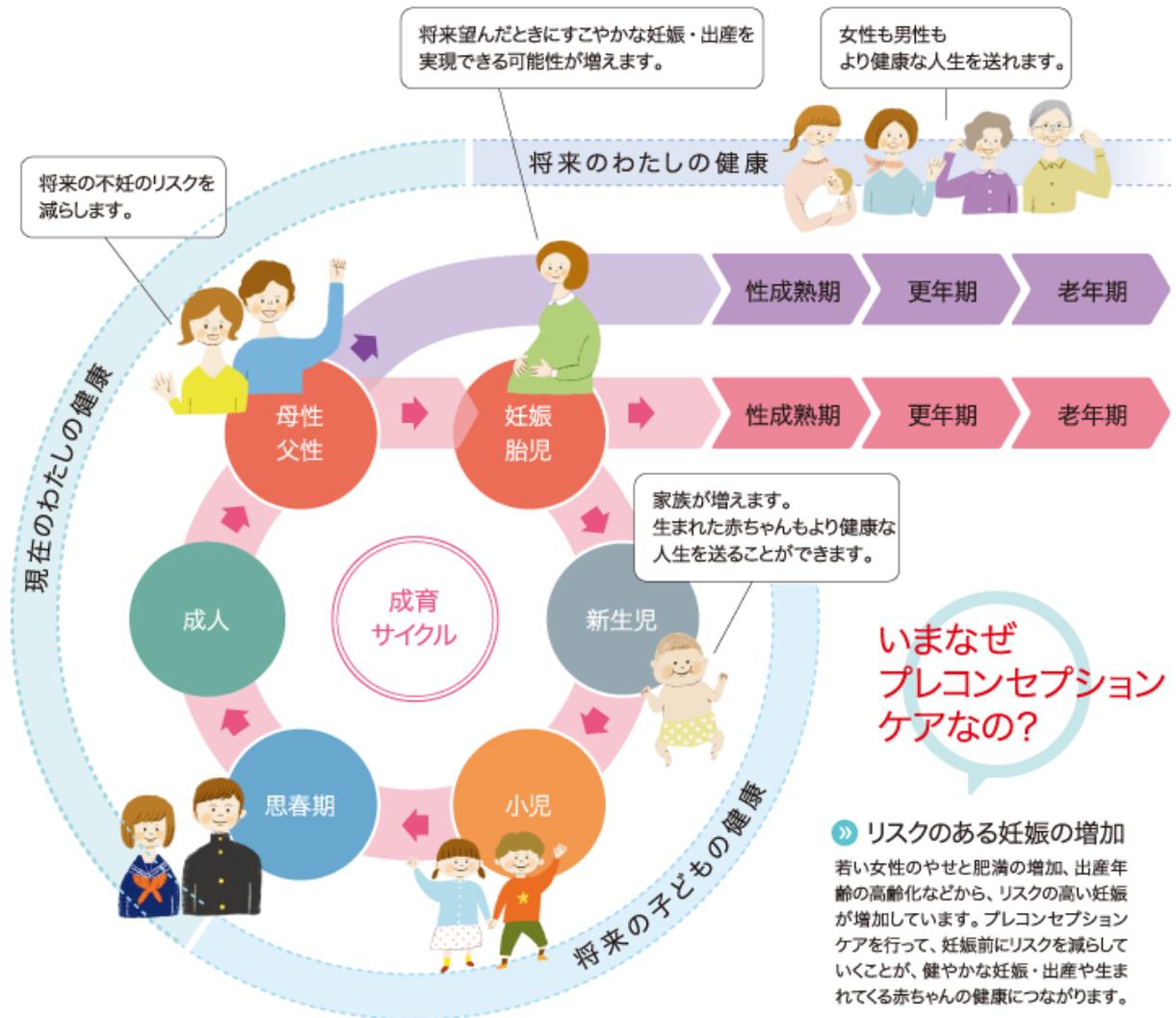
また、不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や妊娠・出産、産後の健康管理への支援を行うため、性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を促進するプレコンセプションケアの取組を推進します。

《施策の方向性》

| | |
|---|--------|
| SAITAMA出会いサポートセンター（通称：「恋たま」） | こども未来課 |
| ○結婚を誠実に希望する独身男女に出会いの機会を提供する埼玉県の公的な結婚支援サービスであるSAITAMA出会いサポートセンター（通称：「恋たま」）の運営協議会会員として、埼玉県と一体となって事業等を展開します。 | |
| SAITAMA出会いサポートセンター利用登録料補助 | こども未来課 |
| ○結婚を誠実に希望する独身男女に出会いの機会を提供する埼玉県の公的な結婚支援サービス「恋たま」の利用登録料を補助します。 | |
| 結婚新生活支援事業 | こども未来課 |
| ○美里町内で結婚生活をスタートする新婚世帯を支援するため、結婚新生活支援事業費補助金として、新婚世帯に対し住居費や引越費用など、新生活を始めるための費用の一部を助成します。 | |
| プレコンセプションケアの啓発 | こども未来課 |
| ◎20歳を祝う会等の若者が集まる機会をとらえ、母子保健に関する正しい知識（妊娠・出産、避妊や不妊、人工妊娠中絶、性感染症など）の啓発を行います。 | |
| *不妊治療費助成事業 | こども未来課 |
| ○不妊治療を行っている夫婦に対し、高額かつ医療保険の対象とならない不妊治療費に対しての一部を助成します。 | |
| *不妊検査・不育症検査費助成事業 | こども未来課 |
| ○子どもを望む夫婦に対し、医療保険対象、対象外に関わらず不妊検査・不育症検査費用の一部を助成します。 | |

| | |
|---|--------|
| 葉酸サプリ配布事業 | こども未来課 |
| <p>○妊娠を希望する女性に対し、生まれてくるこどもの健やかな成長と女性の健康づくりのため葉酸サプリメントを無料で配付します。</p> | |

■プレコンセプションケアのイメージ



» 不妊の増加

「生理不順を放置していた」「生理痛をがまんしていた」などが将来の不妊の原因となることがあります。妊娠や出産に関する正しい知識を得て行動し、将来の不妊のリスクを減らしましょう。

» 人生100年時代を生きるために

子どもを持つ選択をするかしないかにかかわらず、プレコンセプションケアを実施することで、より豊かな人生につながるでしょう。

» リスクのある妊娠の増加

若い女性のやせと肥満の増加、出産年齢の高齢化などから、リスクの高い妊娠が増加しています。プレコンセプションケアを行って、妊娠前にリスクを減らしていくことが、健やかな妊娠・出産や生まれてくる赤ちゃんの健康につながります。

資料：国立成育医療センター「プレコンセプションケアセンター」

<https://www.ncchd.go.jp/hospital/about/section/preconception/preconnote/>

基本方針5 困難な状況にある子ども・若者への支援

《現状及び課題》

近年、虐待や貧困、家庭環境の問題、教育機会の不足、メンタルヘルスの問題など、子ども・若者が直面する問題は多岐にわたっており、困難な状況にある子ども・若者への支援を充実し、すべての子ども・若者が安心して生活できる社会を実現することが求められます。

アンケート調査によると、現在の暮らしの状況（28頁）について、「大変苦しい」と「苦しい」との回答が3割強となっており、保護者の3人に1人が苦しさを抱えていることがわかりました。新型コロナウイルス感染症による生活の変化（29頁）については、生活に必要な支出が「増えた」との回答が7割弱を占めています。また、自身がイライラや不安を感じたり気分が沈むことが「増えた」との回答は4割弱となっており、経済面だけでなく、メンタルヘルスの問題を抱える保護者も相当数に上ることが想定されます。

そのため、児童扶養手当や生活保護、教育支援等の経済的な支援とともに、家庭や地域、社会全体で子ども・若者を見守り、支援する体制の構築が重要です。

基本施策1 こどもの貧困対策の推進

生まれ育った環境に関わらず、すべての子どもにとって健やかな生活環境や教育の機会が確保されることが必要です。こどもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、こどもの人生に大きな影響を及ぼします。

こうした貧困の連鎖を断ち切るためには、関係機関が連携し、社会全体で対応することが重要です。こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律や生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮する家庭や子どもに対して、就労・相談・生活・学習などの総合的な支援を行います。また、保護者が経済的に自立できるよう、福祉部門と連携し世帯の状況に応じた就労支援を行うとともに、貧困の状況にある子ども及びその保護者が社会的に孤立せず、心身ともに安定した生活を送ることができるよう、世帯の状況に応じた支援を行います。

地域においては、つながりが薄れている中、周囲に相談できない孤立したケースに手を差し伸べることができるよう、民生委員・児童委員、地域協力員及び福祉サポーターなど地域のボランティアと連携した支援活動に取り組みます。また、社会福祉協議会で実施しているフードパントリーや子ども服のリサイクルなどの活動を後押しするとともに、町単独では解決できない課題を共有し、子ども・若者を支援します。

《施策の方向性》

| | |
|---|-------|
| *福祉まるごと相談 | 介護福祉課 |
| ○ひきこもり、生活困窮など福祉に関する生活の困りごと相談事業です。専門員が電話または対面で相談に応じ、必要な情報提供や助言を行います。 | |

| | |
|---|----------|
| *実費徴収にかかる補足給付補助金 | こども未来課 |
| ○特定教育・保育施設利用者のうち、被保護世帯等に対し、日用品等の実費負担額を補助します。 | |
| 就学援助制度 | 教育委員会事務局 |
| ○経済的な理由などにより就学困難な家庭の保護者に対し、学用品費や給食費などの就学費用を援助します。 | |
| 奨学金貸付制度 | 教育委員会事務局 |
| ○就学の意欲を有する者で、就学に要する資金の調達が経済的理由により困難な者のために、奨学金を貸し付けます。 | |
| 入学準備金貸付制度 | 教育委員会事務局 |
| ○就学の意欲を有する者で、就学に要する資金の調達が経済的理由により困難な者のために、入学準備金を貸し付けます。 | |
| *こども食堂等の推進 | こども未来課 |
| ◎経済的な理由や家庭の事情で十分な食事が得られないこどもに、無料または低価格で食事を提供するこども食堂の活動を推進します。 | |
| ◎共働き世帯やひとり親家庭など家庭環境の要因により、1人だけで食事をとるこどもや、家庭で十分な食事がとれないこどもを対象に、一緒に食事や宿題をするなどの交流ができる居場所づくりを推進します。 | |

基本施策2 ひとり親家庭への支援

仕事や家計、子育てに関わる悩みなど、様々な課題を抱えるひとり親家庭が、安定した生活を送り、安心して子育てできるよう、きめ細かな支援を行います。また、ひとり親家庭が必要な支援に確実につながるよう、庁内の関係機関や埼玉県との連携を図ります。

《施策の方向性》

| | |
|---|--------|
| ひとり親家庭等医療費 | こども未来課 |
| ○母子家庭や父子家庭等（児童扶養手当に準じた所得制限あり）に対して、医療保険制度を使用して受診した医療費の一部を支給します。 | |
| 養育費確保支援事業 | こども未来課 |
| ○こどものために必要な養育費を確実に受け取り、離婚後の生活に対する不安を軽減できるよう支援・補助します。 | |
| 児童扶養手当 | こども未来課 |
| ○父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていないひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給します。 | |

| | |
|--|--------|
| 埼玉県へのつなぎ・調整機能の充実 | こども未来課 |
| ○必要に応じて、埼玉県で実施している、ひとり親家庭相談や母子・父子及び寡婦福祉資金貸付制度、自立支援教育訓練給付金など、各種相談や貸付、給付金等の支援につなぐことができるよう、各家庭の状況を把握し、きめ細かな支援を行います。 | |

基本施策3 障害児への支援

近年、発達障害を持つこどもへの認識が深まってきています。個々の発達の状況や特性に寄り添い、個別、集団の発達相談やことばの相談を実施し、発達の状況や特性に応じた事業に取り組みます。また、障害児が障害児福祉サービスを活用し、地域で安心した生活を送れるよう支援します。

保護者に対しては、保護者がこどもの発達の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切に対応できるよう支援体制を整備し、障害児及び発達障害児の保護者が、子育てに行き詰まらないよう、保護者同士の交流や相談事業を実施します。また、こども、障害、教育などの関係課局が連携し、ライフステージに応じて切れ目なく支援するとともに、経済的負担の軽減を図ります。

《施策の方向性》

| | |
|--|--------|
| カンガルー教室・かるがも教室（集団発達教室） | こども未来課 |
| ○子育てに不安のあるかたや、発達の気になるお子さんを対象に、親子で楽しく遊びながら、専門職スタッフが育児のサポートをします。 | |
| 発達相談 | こども未来課 |
| ○こどもの発達に関する不安や悩みに対して、専門職によるアドバイスや支援を行います。 | |
| ことばの相談 | こども未来課 |
| ○言語の発達に心配のある幼児及び保護者を対象に、言語聴覚士による相談を行います。 | |
| 親サロン | こども未来課 |
| ○こどもの発達に悩みのある保護者が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うための支援を行います。 | |
| 巡回訪問 | こども未来課 |
| ○発達障害等に関する知識を有する巡回支援専門員が、保育園等のこどもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、支援と担当する職員や障害児の保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。 | |
| 特別児童扶養手当 | こども未来課 |
| ○20歳未満の障害児を家庭で監護しているかたに対し、経済的負担を軽減するため、特別児童扶養手当を支給します。 | |

| | |
|---|--------------|
| 障害児福祉手当 | 介護福祉課・こども未来課 |
| ○精神又は重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する状態にあるかたに対し、経済的負担を軽減するため、障害児福祉手当を支給します。 | |
| 難聴児補聴器購入費助成 | こども未来課 |
| ○身体障害者手帳の交付対象とならない軽度または中等度の難聴児（18歳未満）に対し、補聴器の購入費用の一部を助成します。 | |
| 育成医療 | こども未来課 |
| ○身体障害者福祉法第4条の規定する障害児で、手術などの治療によりその症状が軽くなり日常生活が容易にできるようになると認められる場合に、その治療に要する医療費の一部を公費で負担します。 | |
| 障害児保育事業 | こども未来課 |
| ○障害児の受け入れに積極的に取り組む保育所等において、障害児の心身発達の特性に応じた保育を安定的に実施できるよう、保育士等を加配し、障害児の処遇の向上を図るために必要な補助をすることにより、実施保育所等の拡大を図ります。 | |
| 障害児保育対策費補助金 | こども未来課 |
| ○障害児を受け入れている保育所に対し、障害児の処遇の向上に必要な助成をすることにより、民間保育所等の充実を図ります。 | |
| 在宅重度心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業 | こども未来課・介護福祉課 |
| ○重症心身障害児等を介助する家族の精神的及び身体的負担の軽減を図るため、医療型短期入所又は日中一時支援を実施し、重症心身障害児等を受入れる事業者に対し、美里町在宅重症心身障害児等の家族に対するレスパイトケア事業補助金を交付します。 | |
| 医療的ケア児への支援 | こども未来課 |
| ◎医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにするなど、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。 | |
| *特別支援教育就学奨励費支給制度 | 教育委員会事務局 |
| ○特別支援学級等に通う児童生徒の保護者に対し、学用品や給食費などの就学費用を援助します。 | |

基本施策4 児童虐待防止の強化

児童虐待は、目にみえるアザや傷だけでは発見することはできず、特に乳幼児の場合は、十分に栄養を与えられない、適切な医療を受けられないことにより、短期間で命に関わる状況に至ってしまう場合があります。これらの状況を早期に発見、予防するため、その家庭におけるリスクを的確に把握し客観的に判断すること、保護者との信頼関係を築き、養育を支援しながら関わっていくことが不可欠です。

児童相談所、警察等の関係機関との連携を強化し、実効性のある要保護対策協議会の活動に取り組むとともに、児童虐待に対する地域の意識を高め児童虐待の防止に努めます。

《施策の方向性》

| | |
|---|--------|
| 要保護児童対策地域協議会 | こども未来課 |
| ○要保護児童の早期発見や適切な保護並びに要保護児童及びその保護者への適切な支援を図るため、福祉、保健、教育、警察等、関係諸機関の情報交換や研修活動における連携のもと、美里町要保護児童対策地域協議会で効果的な援助方法や対応等を協議し実践します。 | |
| 住民及び関係機関への周知・啓発 | こども未来課 |
| ○こども家庭庁が定める毎年11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を通じて、児童虐待に関する町民の関心を高めるとともに、児童虐待の気づきにつなぐための広報・啓発活動を実施します。 | |
| *こども家庭センター | こども未来課 |
| ○妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに対し、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施します。 | |
| *乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問） ▶▶87頁 | こども未来課 |
| ○乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うことで、育児不安の軽減と虐待予防及び疾病予防を図ります。 | |
| *養育支援訪問事業 ▶▶87頁 | こども未来課 |
| ○養育支援が必要と認められる家庭を訪問し、保健師等が養育に関する相談や助言を行い育児ストレスの軽減をはかり、産後うつ病等を予防します。 | |
| *子育て世帯訪問支援事業 ▶▶88頁 | こども未来課 |
| ○訪問支援員が家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを伺うとともに家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整えます。 | |
| *子育て短期支援事業（ショートステイ） ▶▶88頁 | こども未来課 |
| ○こどもを養育している保護者が、疾病、出産、看護、出張、冠婚葬祭等の理由により、一時的に家庭においてこどもの養育が困難となった場合等に、町と契約した乳児院や児童養護施設で短期間こどもを預かります。 | |

基本施策5 ヤングケアラー等への支援

埼玉県ケアラー支援条例及び埼玉県ケアラー支援計画と整合をとり、ヤングケアラーや18歳からおおむね30歳代までの若者ケアラーを含めたすべてのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう支援を行います。

《施策の方向性》

| | |
|--|--------|
| ヤングケアラー・若者ケアラーに関する理解促進 | こども未来課 |
| <p>◎ヤングケアラー・若者ケアラーへの理解を促進します。</p> <p>◎ヤングケアラー・若者ケアラーに関する啓発や相談窓口の周知を行います。</p> <p>○福祉、介護、教育部門と連携し、小学生を対象としたヤングケアラーに関する講座を実施するとともに相談窓口の啓発に取り組みます。</p> | |
| 支援体制の構築 | こども未来課 |
| <p>◎ヤングケアラー・若者ケアラーが気軽に相談できることができるよう、複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる、包括的な支援体制の構築に努めます。</p> <p>◎地域全体で子育てを応援し、子育て中のケアラーが孤立しないよう支援の場の充実に努めます。</p> | |
| 相談支援の充実 | こども未来課 |
| <p>◎ヤングケアラー・若者ケアラーが安心して過ごせる場を増やすために、身近な地域の居場所づくりを推進します。</p> <p>◎地域のNPOやボランティア団体、自治会等との連携を通じて、ヤングケアラー・若者ケアラー支援の担い手の輪を広げていきます。</p> | |

※ヤングケアラー：18歳までのケアラー 若者ケアラー：18歳から30歳代までのケアラー

■ヤングケアラー支援啓発リーフレット（埼玉県）



**ケアをしている
子どもたちがいます**

「ヤングケアラー」を
知っていますか？

ヤングケアラーとは、家族など身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上のお世話や援助をしている18歳未満の方です。

埼玉県では令和2年度より若者ケアラー支援事業を実施しています。



 ヤングケアラーについて、さらに詳しく知りたい方はお問い合わせ先へ、あなたにも何か支援ができるかもしれません。

**誰にも相談できず、孤立している
ヤングケアラーがいるかもしれません**

ヤングケアラーとは、家族など身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上のお世話や援助をしている18歳未満の方です。

自分の自由な時間がない、勉強時間の確保や通学の悩み、孤独感やストレスなどがあると、家族のことや生活のことを周囲の人には話しがらく感じている人もいます。

ヤングケアラーの声

気晴らしできる場所が欲しいけど、相談内容を周りに言われるのが不安です。

母が重い病気のため、毎日往復2時間かけてお風呂にいれ、家事の多くを担っています。

ヤングケアラーという同じ立場の人がいることを知り、少しだけ勇気になった気がします。

頑張っているねと褒められると、悩みや不安を言いたくはない。

ヤングケアラーは以下のようなケアを担っています

- 病気や障害がある家族に代わり、家事をしている
- 家族に代わり、買いようだいの世話をしている
- 病気や障害のあるまよふだけの世話をしている
- 目が覚めない家族の夜回りや声かけなどの気づかいをしている
- 心が不安定な家族の話を聞いている

ヤングケアラーに関する相談

市町村の相談窓口など

ヤングケアラー本人や家族の状況により、県庁や福祉センター、福祉事務所に、電話や来庁で相談することができます。詳しくは、県ホームページに掲載しています。市町村別の相談窓口を掲載しています。

電話・SNS相談

ヤングケアラー本人の悩みや不安に関する相談を電話やSNSでもお受けしています。詳しくは県ホームページを掲載しています。

問合せ

埼玉県福祉部地域包括ケア課 埼玉県 ケアラー支援

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 TEL 048(830)3256 E-MAIL a3250-04@pref.saitama.lg.jp

基本方針6 子ども・若者が安心して自分らしく暮らせる環境づくり

《現状及び課題》

子どもや若者にとって、自分らしく安心して過ごせる「居場所」は不可欠です。

中学生を対象としたワークショップでは、居たい場所（35頁）の特徴として、気軽に行ける、落ちつける、のんびりできる、無料であるとの意見や、本を読む場所や勉強ができ、自由に運動ができる場所であるとの意見がありました。また、世代を超えた交流や地域交流を望む声もありました。

15歳から39歳までを対象とした若者アンケートでは、子ども・若者への支援に必要な取組（38頁）として、定住促進や居場所の充実をはじめとした、多様な支援が求められています。

子どもや若者が自宅や学校、職場以外の場所で、「ここに居たい」と感じてもらえる「居場所」の整備とともに、物理的な場所にとらわれず、メタバース空間での「居場所」など、新たな居場所づくりが必要です。

基本施策1 子ども・若者への居場所の提供

誰一人取り残さず、子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、子どもの居場所づくりに関する指針に基づき、子どもや若者の意見を取り入れた新たな「居場所」づくりを推進します。

子どもが集い、学び、遊ぶことができる物理的な場所だけでなく、ありのままの自分のでいられる心理的な「心の居場所」の充実を図ります。

《施策の方向性》

| | |
|--|----------|
| *子ども若者の居場所づくり | 子ども未来課 |
| ○読書や勉強ができるスペース、自由に集まり交流できるスペースなどを設置し、子どもや若者が気軽に集い、落ち着ける居場所づくりの整備に努めます。 | |
| 公共施設の充実 | 子ども未来課 |
| ○公民館・公園・広場の利用の安全及び利便性を向上し、子どもがいきいきと安心して遊べる場や環境の充実を図ります。 | |
| 青少年相談員によるボランティア事業 | 子ども未来課 |
| ○地域のこどものよき友、よき理解者となり、子ども達の健やかな成長をサポートするための事業を実施します。 | |
| ミムリン学習塾の開催 | 教育委員会事務局 |
| ○町内在住の中学生を対象に学習教室を実施します。 | |

| | |
|---|--------|
| *こども食堂等の推進 | こども未来課 |
| <p>◎経済的な理由や家庭の事情で十分な食事が得られないこどもに、無料または低価格で食事を提供するこども食堂の活動を推進します。</p> <p>◎共働き世帯やひとり親家庭など家庭環境の要因により、1人だけで食事をとるこどもや、家庭で十分な食事がとれないこどもを対象に、一緒に食事や宿題をするなどの交流ができる居場所づくりを推進します。</p> | |

基本施策2 事故や犯罪等からこども・若者を守る取組

近年は、こどもが犯罪等に巻き込まれるケースが増加するとともに、SNSを利用したものなど、こどもを狙った犯罪は多様化していることから、こどもを守るために犯罪等の起きにくい環境の整備や関係団体等との連携・協力体制の強化など、総合的な取組が求められています。

そのため、こどもを犯罪等の被害から守るための活動や、こどもを交通事故から守るための交通安全教育を実施し、安全で安心できるまちづくりを推進します。

《施策の方向性》

| | |
|--|------------------|
| 交通安全教育の充実 | 総務課・教育委員会事務局 |
| <p>○幼児・児童に対する交通安全教室を実施します。</p> <p>○児童・生徒の登校時の交通安全対策として、交通指導員の立哨指導を実施します。</p> <p>○町内の幼稚園や保育園、小学校での交通安全教室に交通指導員が参加し、幼児・児童・生徒の交通安全意識を図ります。</p> <p>○警察・交通指導員・交通安全協会各支部・交通安全母の会の協力のもと、各季交通安全街頭キャンペーンを展開します。</p> | |
| 見守り活動の実施 | 教育委員会事務局 |
| <p>○見守りボランティアやPTA、地域住民の協力のもと、児童・生徒の安全を確保するため、登下校時などに見守り活動を実施します。</p> | |
| 交通安全施設整備管理事業 | 総務課・建設課 |
| <p>○こどもの交通事故の発生防止や安全対策を図るため、通学路の歩道整備や区画線・防犯灯・道路反射鏡等の交通安全施設の設置や修繕を行います。</p> | |
| 防犯関係団体等との連携 | 総務課・介護福祉課・こども未来課 |
| <p>○防犯推進委員の協力による定期的な防犯パトロール、警察署や防犯推進協議会及び防犯協会の協力による危険個所の巡回パトロール、町役場職員による防犯パトロールを実施し、児童・生徒の安全・安心なまちづくりを推進します。</p> <p>○保護司、更生保護女性会、青少年育成推進員などの各団体活動において、非行防止活動及び社会を明るくする運動などを実施します。</p> | |

基本施策3 こども・若者の自殺対策の推進

こどもの頃から自己肯定感を高めることで自分の良さを認め、困難を乗り越えていく生きる力を育てていくことが重要です。

本町の自殺対策を推進していくための行動計画である「美里町自殺対策推進計画」に基づき、児童・生徒がストレスやいじめ等に直面した際に、1人で抱え込むことがないよう周囲の相談体制を強化します。また、教育機関だけにとどまらず、関係機関が連携・協働し、進学や就職等によって途切れることなく、若年層を支える体制を整えます。さらに、生きることの包括的な支援として、相談機関等につなぐことができるよう、様々な広報・啓発活動に取り組みとともに、国及び埼玉県、民間団体等と連携して自殺対策を推進します。

＜施策の方向性＞

| | |
|--|----------|
| 教育相談、さわやか相談員、スクールカウンセラー | 教育委員会事務局 |
| <p>○こどもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員が対面で受け付けます。</p> <p>○仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合は、電話相談を行います。</p> <p>○中学校にさわやか相談員を配置し、児童・生徒・保護者等からの相談に応じて、問題点などの早期対応や学校・家庭・地域社会との連携に努めます。</p> <p>○心理等の専門的な知識や技術を有するスクールカウンセラーを活用し、児童・生徒・保護者の心のケアや精神的なサポートを行います。</p> | |
| いじめ問題対策連絡協議会 | 教育委員会事務局 |
| <p>○いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）に関係する機関及び団体の連携を図るため必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図ります。</p> | |
| SOSの出し方・受け止め方に関する教育の実施 | 教育委員会事務局 |
| <p>○児童生徒に対し、辛いときや苦しいときには助けを求めてもよいことを学ぶなど、発達段階に応じた教育を実施します。</p> <p>○友人の危機を知ったときに、気持ちを受け止め、信頼できる大人に相談することについて、発達段階に応じた教育を実施します。</p> | |
| こころの相談 | 住民保険課 |
| <p>○こどもの発達や育児、家庭や人間関係等の悩みごとに公認心理師が相談にあたります。</p> | |
| *福祉まるごと相談 | 介護福祉課 |
| <p>○ひきこもり、生活困窮など福祉に関する生活の困りごと相談事業です。専門員が電話または対面で相談に応じ、必要な情報提供や助言を行います。</p> | |

基本方針7 子ども・子育て支援事業の推進

(1) 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法により義務づけられた、5年間の計画期間における幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての「量の見込み」、「提供体制」及び「実施時期」等を示した計画です。

本町では、基本方針7を「第3期美里町子ども・子育て支援事業計画」として位置づけ、令和7年度から令和11年度の5年間の「量の見込み」、「提供体制」及び「実施時期」等を示します。

(2) 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件や教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域です。

本町では教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮しながら、第2期計画と同様に本町全体を1つの区域として設定し、事業必要量を算出した上で施設整備や事業等を計画に位置づけることとします。

この区域内において、幼稚園、保育施設、小学校等における様々な事業を連携させ、身近な地域での支え合いのもと、すべてのこどもが豊かな教育・保育を受けられるまちを目指します。

| 項目 | 内容 |
|----------|--|
| 目的 | 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「実施しようとする提供体制の確保」を決定する単位としての区域設定。 |
| 設定の考え方 | 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案。保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域。 |
| 国が示すイメージ | 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位など、地域の実情に応じて設定。 |

(3) 認定区分及び利用可能施設

本計画で用いる認定区分は、両親の就労等の状況により、1～3号認定に区分されます。各認定基準で利用可能な施設は以下のとおりです。

■認定区分

| 区分 | 年齢 | 対象事業 | 対象家庭類型 |
|------|------|------------------|---------------|
| 1号認定 | 3～5歳 | 幼稚園、認定こども園 | 幼稚園の利用を希望する家庭 |
| 2号認定 | 3～5歳 | 保育所、認定こども園 | 就労家庭等 |
| 3号認定 | 0～2歳 | 保育所、認定こども園、地域型保育 | 就労家庭等 |

■事業一覧

| 事業 | 対象事業 |
|-------------|--|
| 特定教育・保育施設 | 幼稚園、保育所、認定こども園 |
| 特定地域型保育事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育（定員6～19人） ・家庭的保育（定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育所（事業所の従業員のこどもに加えて、地域の保育を必要とするこどもの保育を実施するものに限る） |
| 認可外（地方単独事業） | その他の認可外施設、事業所、院内保育所（従業員こども専用） |
| 新制度未移行幼稚園 | 私学助成の幼稚園 （子ども・子育て支援制度以前の制度の継続を希望する園） |

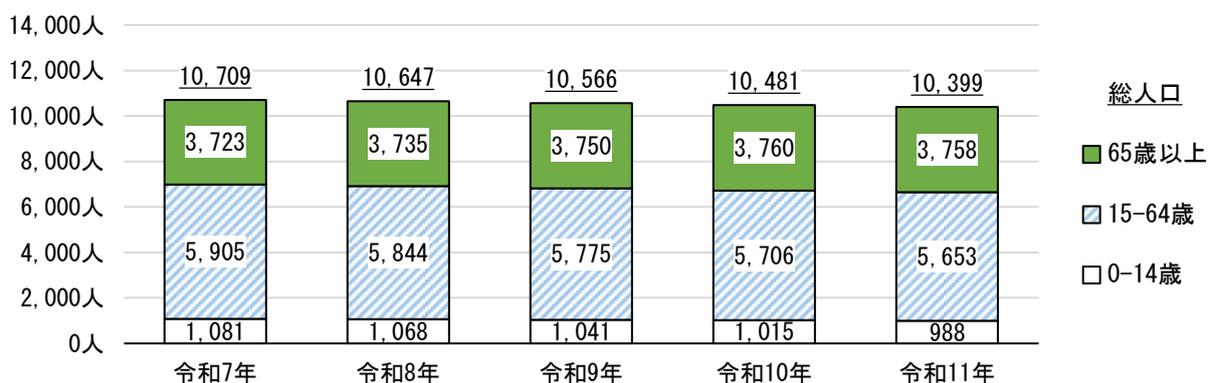
(4) 人口推計

本計画の「量の見込み」は、以下の推計を基に「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」で得られた教育・保育ニーズ（主な調査結果：21～23頁）や利用実績等を踏まえて算出しました。

1) 総人口の推計

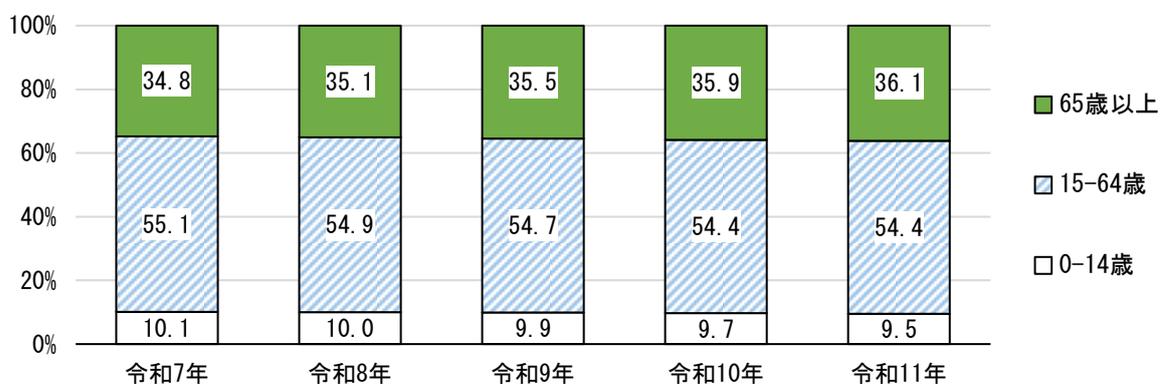
本計画の計画期間中の人口について、コーホート変化率法（同じ年に生まれた人々の動向から変化率を求め、その結果に基づき将来人口を推計する方法）を用いた将来推計をみると、0歳から14歳までの年少人口は年々減少し、令和11年には1,000人を下回ることが見込まれます。また、人口構成比をみると、令和9年には10%を下回り、令和11年には9.5%となることを見込まれます。

■人口の推計



資料：美里町 住民基本台帳（各年4月1日現在）による推計

■人口構成比の推計

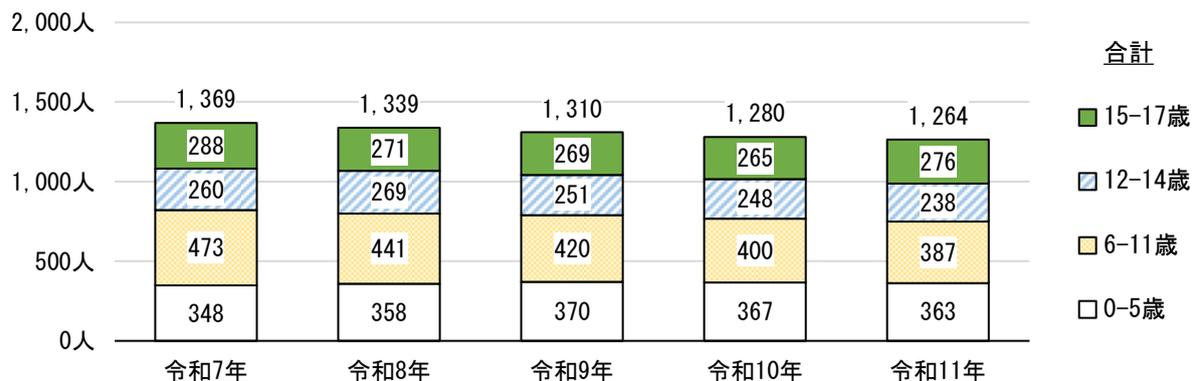


資料：美里町 住民基本台帳（各年4月1日現在）による推計

2) 児童数の推計

本計画の計画期間中の18歳未満の児童数の推計をみると、年々減少し、令和11年には1,264人となることが見込まれます。

■人口の推計（18歳未満）



| | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0歳 | 57 | 55 | 54 | 53 | 51 |
| 1歳 | 63 | 59 | 58 | 57 | 55 |
| 2歳 | 60 | 66 | 62 | 60 | 59 |
| 3歳 | 62 | 60 | 67 | 63 | 61 |
| 4歳 | 51 | 66 | 63 | 70 | 66 |
| 5歳 | 55 | 52 | 66 | 64 | 71 |
| 6歳 | 78 | 56 | 53 | 67 | 65 |
| 7歳 | 72 | 77 | 56 | 52 | 66 |
| 8歳 | 77 | 72 | 77 | 56 | 52 |
| 9歳 | 85 | 77 | 72 | 77 | 56 |
| 10歳 | 74 | 85 | 77 | 71 | 77 |
| 11歳 | 87 | 74 | 85 | 77 | 71 |
| 12歳 | 89 | 88 | 75 | 86 | 78 |
| 13歳 | 92 | 88 | 87 | 74 | 85 |
| 14歳 | 79 | 93 | 89 | 88 | 75 |
| 15歳 | 94 | 80 | 94 | 90 | 90 |
| 16歳 | 95 | 95 | 80 | 95 | 91 |
| 17歳 | 99 | 96 | 95 | 80 | 95 |
| 合計 | 1,369 | 1,339 | 1,310 | 1,280 | 1,264 |

資料：美里町 住民基本台帳（各年4月1日現在）による推計

(5) 教育・保育事業の量の見込み及び提供体制

1) 0歳児保育（3号認定）

出産後、早期の職場復帰を希望する保護者が安心して預けることができるよう、特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）において、必要な0歳児保育定員の確保を図ります。

■量の見込み及び提供体制

| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 必要利用定員総数（人） | | 13 | 12 | 12 | 13 | 12 |
| 提供体制 （人） | 特定教育・保育施設 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

2) 1歳児保育（3号認定）

就労家庭等の保護者が安心して預けることができるよう、特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）において、必要な1歳児保育定員の確保を図ります。

必要利用定員総数が提供体制を上回っていますが、町外施設の利用等により提供体制を確保します。

■量の見込み及び提供体制

| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 必要利用定員総数（人） | | 46 | 43 | 43 | 45 | 41 |
| 提供体制 （人） | 特定教育・保育施設 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

3) 2歳児保育（3号認定）

就労家庭等の保護者が安心して預けることができるよう、特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）において、必要な2歳児保育定員の確保を図ります。

必要利用定員総数が提供体制を上回っていますが、町外施設の利用等により提供体制を確保します。

■量の見込み及び提供体制

| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 必要利用定員総数（人） | | 51 | 56 | 53 | 51 | 51 |
| 提供体制 （人） | 特定教育・保育施設 | 49 | 49 | 49 | 49 | 49 |
| | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

4) 3～5歳児教育・保育（1号認定及び2号認定）

世帯ごとの多様な就労状況や子育てに対する保護者の考え方に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、特定教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）において、必要な3～5歳児教育・保育定員の確保を図ります。

■量の見込み及び提供体制（1号認定）

| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 必要利用定員総数（人） | | 17 | 19 | 20 | 19 | 21 |
| 提供体制 （人） | 特定教育・保育施設 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 |
| | 新制度未移行幼稚園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■量の見込み及び提供体制（2号認定）

| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 必要利用定員総数（人） | | 156 | 166 | 182 | 182 | 184 |
| 提供体制 （人） | 特定教育・保育施設 | 197 | 197 | 197 | 197 | 197 |

(6) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制

1) 利用者支援事業

子育て家庭に対し、教育・保育施設の利用や地域の子育て支援事業等の情報提供のほか、必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

本町では、妊娠期から子育て期にわたる不安・悩みに対し、保健師等が電話・窓口・訪問により対応しています。

■実施状況（令和6年度は見込み）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| こども家庭センター型（か所） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

※こども家庭センター型：主に市町村の保健センター等において、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築します。

■量の見込み及び提供体制

| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（か所） | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 提供体制（か所） | こども家庭センター型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

2) 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子の交流の場の提供、育児相談、子育てに関する講習会及び情報提供等を行う事業です。

町内1か所の地域子育て支援センターにおいて実施します。専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供等を行います。

■実施状況（令和6年度は見込み）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 延べ利用者数（人回） | 37 | 127 | 455 | 564 | 532 |
| 実施施設数（か所） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

■量の見込み及び提供体制

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 延べ利用者数（人回） | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 |
| 実施施設数（か所） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

3) 妊婦健康診査

妊婦の健康管理の一環として、一般健康診査やH I V検査等の感染症検査の実施及び超音波検査等を行う事業です。

妊婦のかかりつけ医療機関において実施する、妊産婦健診に対して補助を実施します。

■実施状況（令和6年度は見込み）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 受診実人数（人） | 67 | 87 | 78 | 84 | 79 |
| 延べ受診回数（回） | 739 | 1,048 | 884 | 981 | 1,128 |

■量の見込みと提供体制

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 受診対象者数（人） | 55 | 54 | 53 | 51 | 51 |
| 延べ受診回数（回） | 785 | 771 | 757 | 728 | 728 |
| 実施体制（人） | 55 | 54 | 53 | 51 | 51 |

4) 産後ケア事業

産後1年未満の母子（こどものみの利用、医療的ケアが必要な場合は対象外）に対して、産後も安心して子育てできるように、産後の母親の心身のケアや健康状態のチェック、育児についての相談やサポートを行う事業です。

■量の見込みと提供体制

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 延べ利用者数（人日） | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 提供体制（人日） | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |

5) 妊婦等包括相談支援事業

妊産婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

■量の見込みと提供体制

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 利用者数（人） | 171 | 165 | 162 | 159 | 153 |
| 提供体制（人） | 171 | 165 | 162 | 159 | 153 |

6) 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、保健師が赤ちゃんの体重測定や育児等の相談、健診、予防接種等の案内を行う事業です。

町の保健師が自宅に訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行います。

■実施状況（令和6年度は見込み）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 訪問乳児数（人） | 38 | 49 | 57 | 61 | 58 |

■量の見込みと提供体制

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 訪問乳児数（人） | 57 | 55 | 54 | 53 | 51 |
| 実施体制（人） | 57 | 55 | 54 | 53 | 51 |

7) 養育支援訪問事業

関係機関からの情報収集により養育支援が必要であると認められる家庭に対し、育児支援に関する技術的援助を専門員の保健師等が訪問する事業です。

養育のための支援が必要と認められる家庭の把握に努め、保健師や子育て支援員等が対象者の自宅に訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。

■実施状況（令和6年度は見込み）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 訪問家庭数（家庭） | 20 | 17 | 21 | 21 | 20 |

■量の見込みと提供体制

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 訪問家庭数（家庭） | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 実施体制（人） | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |

8) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを伺うとともに家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整える事業です。

■量の見込みと提供体制

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 訪問家庭数（家庭） | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 実施体制（人） | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |

9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

福祉、保健、教育、警察等、関係諸機関の情報交換や研修活動における連携のもと、要保護児童の早期発見や適切な保護並びに要保護児童及びその保護者への適切な支援を図るため、美里町要保護児童対策地域協議会で効果的な援助方法や対応等を協議し実践する事業です。

本町では、情報共有システムを構築し、関係部門間で共有・相談を行い、担当者の経験を問わず、リスクを見逃さない仕組みづくりに取り組めます。

10) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

こどもを養育している保護者が、疾病、出産、看護、出張、冠婚葬祭等の理由により、一時的に家庭においてこどもの養育が困難となった場合等に、町と契約した乳児院や児童養護施設で短期間こどもを預かる事業です。

本町では、令和7年度からの実施を検討します。

■量の見込みと提供体制

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（人日） | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 提供体制（人日） | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |

11) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

こどもの預かりや送迎など、「子育ての手助けを受けたい」「子育ての手助けができる」という人たちが会員になって一時的な育児の援助活動を行う事業です。

本町では、NPO法人に業務委託を行い、平成27年度から事業を実施しています。

■実施状況（令和6年度は見込み）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 活動件数（件） | 3 | 11 | 23 | 17 | 57 |
| 提供会員数（人） | 13 | 13 | 13 | 14 | 15 |

■量の見込みと提供体制

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（人日） | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| 提供体制（人日） | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |

12) 一時預かり事業

保護者の病気、冠婚葬祭、その他の理由で一時的に保育を必要とする場合、0歳から就学前までのこどもを一時的に預かる事業です。

本町では、令和7年度から余裕活用型の実施を検討します。

■量の見込みと提供体制

| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------|---------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（人日） | | 82 | 84 | 87 | 86 | 85 |
| 提供体制 （人日） | ①一時預かり事業 （余裕活用型） | 46 | 48 | 51 | 50 | 49 |
| | ②ファミサポ （病児対応除く） | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |

※①一時預かり事業（余裕活用型）：保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。

※②ファミサポ（病児対応除く）：ファミリー・サポート・センターによる一時預かり。病児の預かりは「病児保育事業」（90頁）に記載。

13) 延長保育事業

通常の保育時間の前又は後に保育所（園）が在所児（0～5歳）を預かる事業です。

1か所の保育所（園）において、標準時間終了後から19時までの延長保育を実施します。

■実施状況（令和6年度は見込み）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用者数（人） | 6 | 6 | 9 | 6 | 6 |

■量の見込みと提供体制

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 年間実利用者数（人） | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 提供体制（人） | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 実施か所数（か所） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

14) 病児保育事業

児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

本町では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の病児・緊急対応強化事業により対応します。

■実施状況（令和6年度は見込み）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用者数（人日） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■量の見込みと提供体制

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|--------------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（人日） | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 提供体制（人日） | ファミサポ（病児対応型） | 3 | 3 | 3 | 3 |

15) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

留守家庭の児童に対して、放課後の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

町内の3事業者において、保護者が昼間家庭にいない小学校（小学1～6年生）の児童を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施します。

■実施状況（令和6年度は見込み）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用児童数（人） | 94 | 87 | 88 | 95 | 95 |

■量の見込みと提供体制

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 利用児童数（人） | 97 | 97 | 97 | 97 | 97 |
| 1年生 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 |
| 2年生 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 3年生 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 4年生 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| 5年生 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 6年生 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 提供体制（人） | 95 | 95 | 95 | 95 | 95 |

○放課後児童対策パッケージについて

国では、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等によるすべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、「新・放課後子ども総合プラン（令和元年度～令和5年度）」（以下「新プラン」という）に基づく取組を推進してきました。

しかしながら、登録児童数は過去最高となったものの、新プランで掲げた152万人の受け皿整備の目標を達成することは困難な状況にあり、放課後児童クラブの待機児童数は依然として存在していることから、すべてのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充は、喫緊の課題となっています。

こうしたことを踏まえ、放課後児童対策の一層の強化を図るため、令和5年12月に「放課後児童対策パッケージ」（以下「パッケージ」という。）をとりまとめました。

本町では、放課後子ども教室を開設していませんが、パッケージにおける放課後児童対策の趣旨等を踏まえ、適正な事業の実施に努めます。

16) 児童育成支援拠点事業

虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的として、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のないこどもに対し、居場所となる場を開設し、こどもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、こどもとその家庭の状況をアセスメントし、状況に応じた包括的な支援を行う事業です。

令和6年4月に創設されており、国及び県の動向を把握するとともに、先行自治体の取組を調査・研究に努め、包括的な支援体制の整備に努めます。

17) 親子関係形成支援事業

親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的として、こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びそのこどもに対し、グループワークやロールプレイ等を通じて、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報提供や相談支援を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が悩みや不安を共有し、情報交換ができる場を設ける等の支援を行う事業です。

令和6年4月に創設されており、国及び県の動向を把握するとともに、先行自治体の取組を調査・研究に努め、悩みや不安を抱える家庭への支援を行います。

18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

幼稚園・保育所等に通っていない6か月から3歳未満のこどもを対象に、保育所や認定こども園等の余裕定員等を活用し、月一定時間までの利用可能枠の中で、親の就労要件を問わず保育を行う事業です。

令和8年度からの本格実施に向けて、国及び県の動向を把握するとともに、先行自治体の取組を調査・研究に努め、実施についての検討を行います。

■量の見込みと提供体制

| | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み（人日・延べ利用人数） | 648 | 648 | 648 | 648 |
| 0歳児 | 264 | 264 | 264 | 264 |
| 1歳児 | 168 | 168 | 168 | 168 |
| 2歳児 | 216 | 216 | 216 | 216 |
| 提供体制（人日・延べ利用人数） | 648 | 648 | 648 | 648 |
| 0歳児 | 264 | 264 | 264 | 264 |
| 1歳児 | 168 | 168 | 168 | 168 |
| 2歳児 | 216 | 216 | 216 | 216 |

19) 実費徴取に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用及び行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

20) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

事業は実施も含め、検討中です。

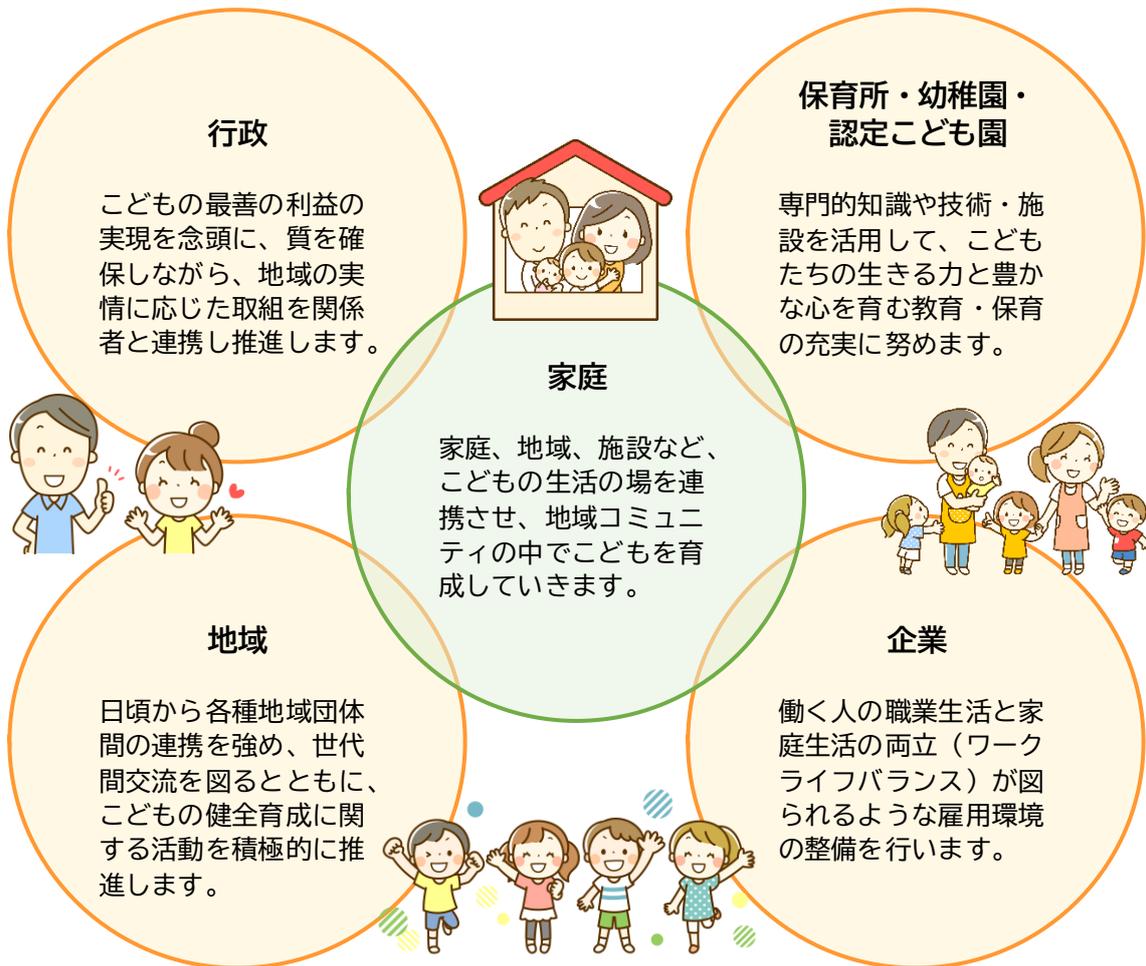
第5章 計画の推進体制

-
- 1 計画の推進
 - 2 計画の点検・評価
-

1 計画の推進

本計画の推進にあたり、行政、教育・保育施設関係者その他子育てに関わる関係団体・機関が相互に連携し、協働して子育て支援に関わる取組を積極的に進めます。また、本計画の具現化のためには、家庭・行政・地域・学校・企業が密接な連携を図り、それぞれに適切な役割と責任を果たしていくことが期待されます。

■家庭・行政・地域・学校・企業の役割

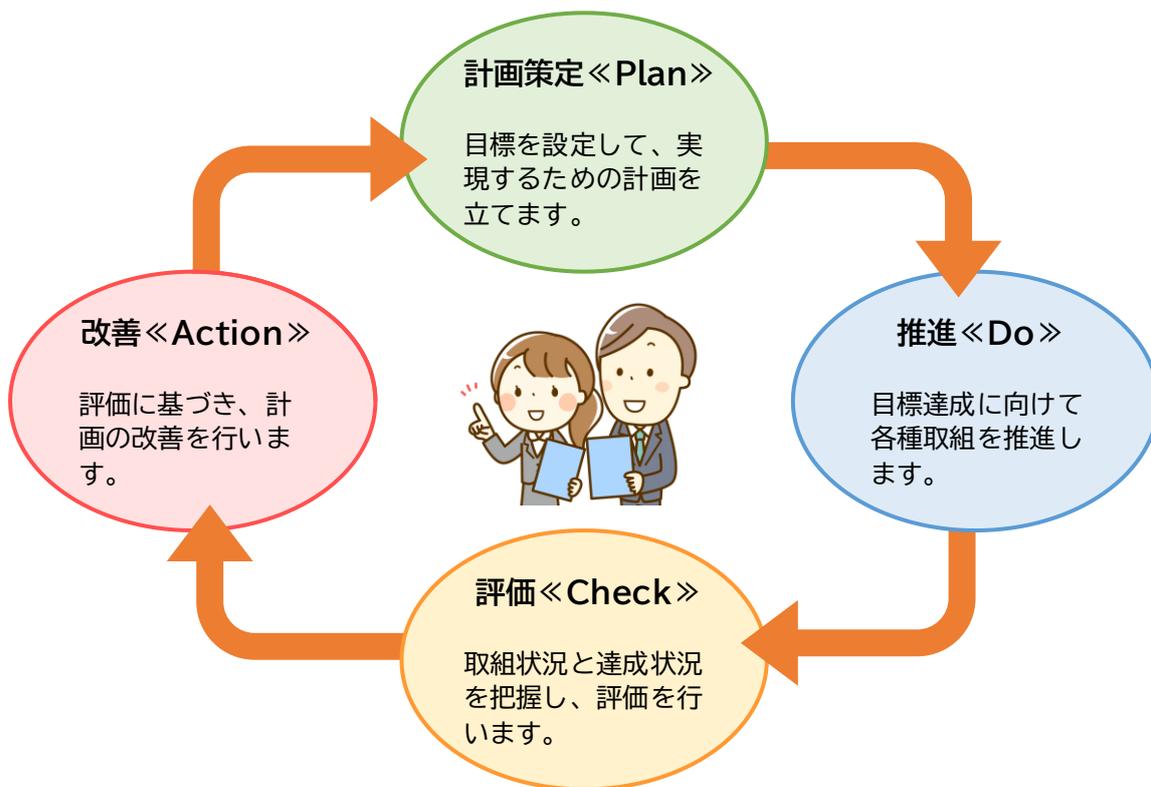


2 計画の点検・評価

計画の推進にあたっては、各年度において計画に基づく施策の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

本計画では、関連各課による施策・事業に関する事務事業評価を行うとともに、PDCAサイクルによる効率的な行政運営を目指していきます。

■PDCAサイクルのイメージ



資料編

-
- 1 計画策定の経過
 - 2 委員名簿
-

1 計画策定の経過

| 年月日 | 内容 |
|---------------------------|--|
| 令和6年2月26日 ～3月下旬 | 子ども・子育て支援に関するアンケート調査 子育て世帯の生活状況に関するアンケート調査 |
| 令和6年6月12日 ～6月13日 | 中学生の意見聴取（事前アンケート調査） |
| 令和6年6月27日 | 令和6年度第1回美里町子ども・子育て会議 【議題】 子ども・子育て会議について 子ども・子育て支援事業計画について アンケート調査結果報告書について |
| 令和6年7月5日 | 中学生の意見聴取（ワークショップ） |
| 令和6年9月27日 | 令和6年度第2回美里町子ども・子育て会議 【議題】 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価について こども・若者の意見聴取について 第3期子ども・子育て支援事業計画骨子案について |
| 令和6年10月27日 ～令和6年11月24日 | こども・若者の意見聴取のためのアンケート |
| 令和6年12月17日 | 令和6年度第3回美里町子ども・子育て会議 【議題】 こども・若者の意見聴取の取り組みについて 美里町こども計画（第3期子ども・子育て支援事業計画）素案について パブリックコメントの実施について |
| 令和7年1月14日 ～令和7年2月12日 | パブリックコメントの実施 |
| 令和7年2月18日 | 令和6年度第4回美里町子ども・子育て会議 【議題】 パブリックコメントの結果について 美里町こども計画（第3期子ども・子育て支援事業計画）素案について |

2 委員名簿

美里町子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和6年6月27日～令和7年3月31日

(順不同・敬称略)

| No. | 所属・役職 | 氏名 | 備考 |
|-----|---|--------|----|
| 1 | 美里町議会（文教民生経済常任委員会委員長） | 堀越 賢司 | |
| 2 | 美里町民生委員・児童委員協議会（主任児童委員） | 小林 健治 | |
| 3 | 美里町青少年育成推進員協議会（委員） | 宇都宮 辰徳 | |
| 4 | 美里町PTA連合会（副会長・美里中学校PTA会長） | 久保田 優子 | |
| 5 | 美里町内の教育・保育施設（みざくら保育園長） | 櫻沢 信崇 | |
| 6 | 美里町内の教育・保育施設（松久保育園長） | 茂木 章二 | |
| 7 | 美里町内の教育・保育施設（みさと保育園長） | 中兼 洋治 | |
| 8 | 美里町内の教育・保育施設（ようりん保育園長） | 小林 良純 | |
| 9 | 美里町内の教育・保育施設 （幼保連携型認定こども園 美里さくら幼稚園 事務職員） | 櫻沢 克哉 | |
| 10 | 美里町内の小学校代表（大沢小学校長） | 志村 弘人 | |
| 11 | 美里町教育委員会事務局（指導主事） | 熊谷 青士 | |
| 12 | 美里町住民保険課 健康推進係（保健師） | 萩原 千恵子 | |

美里町こども計画

発 行 美里町

編 集 美里町 こども未来課

〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部323番地1

電 話 0495-76-1111

FAX 0495-76-0909

ホームページ <https://www.town.saitama-misato.lg.jp>



埼玉県美里町